

751-251



1200501594490

51

251

朝日東亞リポート
第七輯
中國國民黨と汪兆銘コース

朝日新聞社東亞問題調査會編

トーポリヤ東日

751
251

と黨民國國中

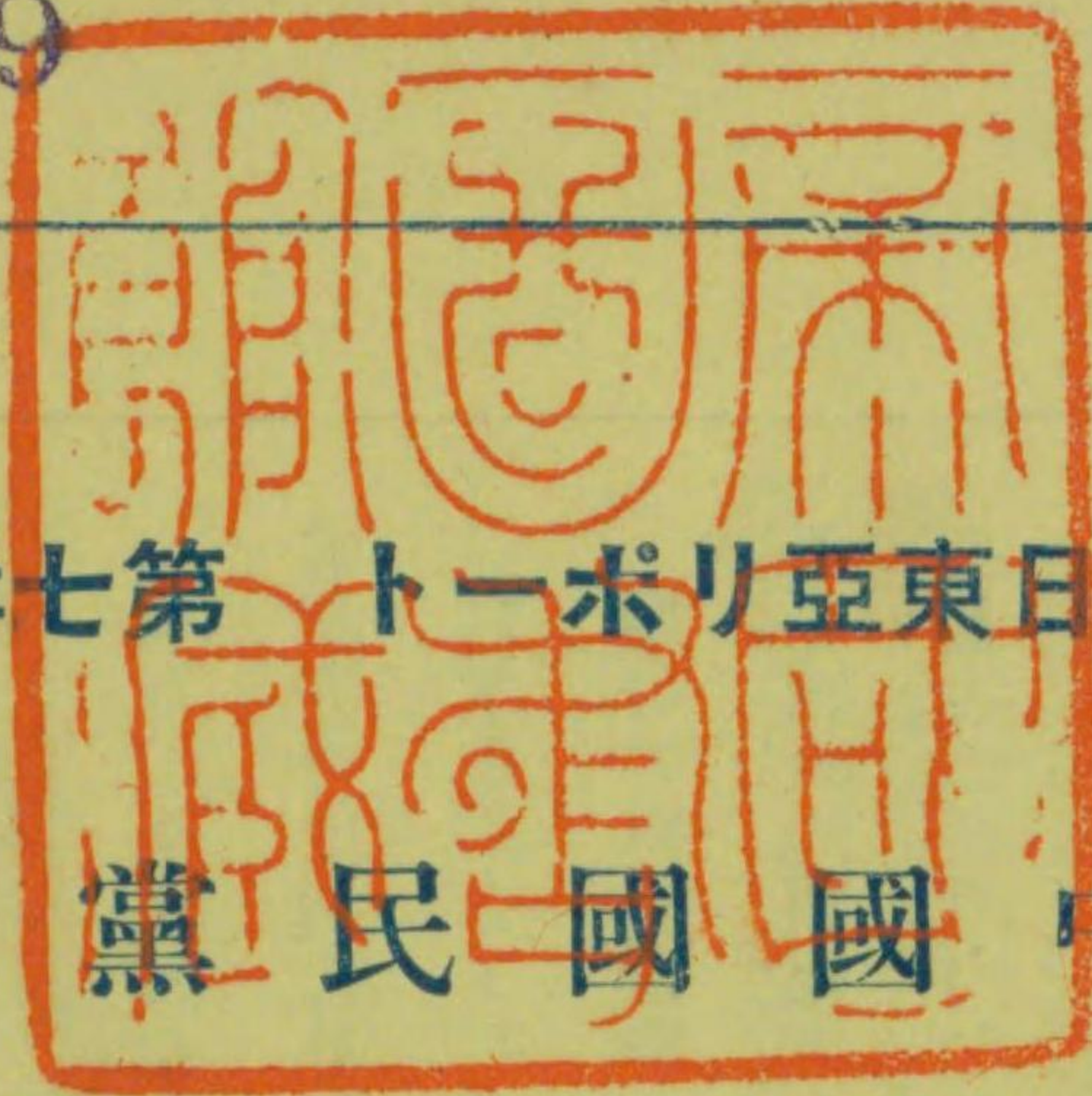
スーコ銘兆汪



7

編會查調題問亞東

589



朝日東亞第一輯

中國國民黨

汪兆銘一ス

朝日新聞社 東亞問題調查會



751
251

朝日東亞リポートの發刊について

支那事變第三年の春を迎へて東亞新秩序建設に對する日本の責務は愈々重大性を加へ來り、全國民生活を擧げてこの目的の達成に邁進すべきことが要望せられてゐる。當調査會は茲に見るところあり、社内各方面専門家の協力を得て朝日東亞リポートを發刊することとなつた。

題材の範圍は能ふ限り廣汎に、苟くも東亞新秩序建設に關係ある限り、國內問題たると國際問題たるとを問はず之を取扱ふ方針とした。而してその内容は努めて平易なると共に専門的ならんことをも期するものである。

昭和十四年十二月

朝日新聞社 東亞問題調査會

序

支那事變は國共再婚を契機として發展した。その國共關係は、事變の最後段階に入れる今日、愈々謎の正體を暴露しようとしてゐる。この秋に當つて、何といつても最も大きな出來事は、蔣政權抗日陣營の大立物であつた汪兆銘氏が、和平救國を首唱して敢然脱退し純正國民黨を再建し、これを新らしき基礎に、中央政府を組織して、新中國を建設せんとしてゐる事である。

汪兆銘氏の和平救國運動を出發點とし、國民黨はいまや正潤兩派に分裂した。本書は本會員太田宇之助君の筆に成り、國民黨を主題として、汪兆銘氏の運動の經緯を詳述し、兼ねて國共關係の推移に論及せるもの。希くは江湖の期待に副はんことを。

昭和十四年十二月

東亞問題調査會

目 次

中國國民黨

中國國民黨……………二

國民黨が生れるまで……………三

興 中 會……………三

同 盟 會……………四

國民黨の成立……………七

國民黨の不遇時代……………一〇

中華革命黨……………一一

中華革命黨總章……………一二

西南護法時代……………一四

中國國民黨の成立……………一五

中國共產黨との合作……………一七

孫文・ヨッフエ共同宣言……………一九

第一次全國代表大會……………三三

中國國民黨政綱……………三三

國民政府の樹立……………二六

國民政府建國大綱……………三〇

清 黨 運 動……………三九

國民黨内争時代……………四三

改 組 派……………四七

第三次全國代表大會……………四八

 訓政綱領……………五〇

 擴大會議……………五一

 廣東非常會議……………五三

 第四次全國代表大會……………五五

 南京時代の汪兆銘……………五八

 第五次全國代表大會……………六四

 共產黨との妥協……………六六

 赤化根絶案……………七三

 中國共產黨の宣言の要旨……………七五

 蔣介石の聲明……………七六

 支那事變の勃發……………七七

臨時全國代表大會……………八〇

 臨時全國代表大會宣言……………八二

 第五次五中全會……………八五

 三民主義の體系……………八八

汪兆銘コース

 汪氏の重慶脱出……………九四

 近衛聲明……………九五

 蔣介石の反駁聲明……………九六

 汪兆銘の聲明全文……………九七

 和平交渉真相の聲明……………一〇三

 和平救國運動へ……………一〇



中國國民黨

目 次

前進目標の聲明……………二二

局部停戦の示唆……………二七

第六次全國代表大會……………二九

 中國國民黨新政綱……………三四

 一中執監會議……………三六

 中央政府の再建へ……………三九

 汪兆銘略傳……………四〇

 中國國民黨組織系統略圖……………四二

 中國國民黨總章……………四三

中國國民黨

和平救國の運動に乗り出した汪兆銘氏は、本年八月廿八日上海に開かれるに至つた中國國民黨第六次全國代表大會を主宰し、次で汪氏は同大會より產生した中央政治委員會主席に推されて中央政府の再建を託されたのであつて、中國國民黨は右の六次大會に於て更生したが、今後新支那に於て中心政黨として活躍を續けるものである。又現に重慶政府に據つてゐるのもやはり國民黨であつて、今事變に於て頑強に抗戦を續けてゐることは何人も知つてゐる通りである。そこで國民黨に關して一通りの知識を備へておくことは現在に於ても又將來に於ても必要のことであるから、茲に同黨を中心としての汪兆銘氏と共に簡単に紹介することとしたが、中國國民黨を説くに當つては、その改組前の舊國民黨とその歴史及びその立黨の主義、精神に就て先づ述べる必要があるし、又更生國民黨は謂はゞ舊國民黨の立黨當時の精神に還つたもの、之が生みの父、育ての親であつた孫文氏の眞の主義を奉ずるものであるが故に、勢ひ孫氏の政治的略歴をも併せて語らねばならなくなる。そこで先づ國民黨の生ひ立ちを略述しよう。

國民黨が生れるまで

興中會 支那の革命は孫文氏が組織した興中會が源流となつてゐるものと一般に認められてゐるのであるが、孫文氏は一八九四年即ち日清戦争の始まつた明治廿七年、二十九歳の時、清軍が日本軍のためにもろくも敗れて「倒滿興漢」の氣勢が益々高まつて來た機に乗じ、同年ハワイに赴いて興中會を組織し、華僑から資金を集めて運動を始めた。しかし當時は孫氏の兄の外に十數人の同志が集まつた程度であつたが、資金が相當に出來て翌年香港次で廣東に歸り、新たに同志を獲得して組織を擴大するやうになつた。興中會の根本趣旨は革命同志を糾合し、養成するのが目的であつたが、孫氏は廣東に機關を設けて遂に實行運動に移り遂に決死隊を組織して官衙を襲撃の計畫を立てたが、事前に暴露して同志の多くは死刑に處せられた。次で再擧したが微力のために敗れ、爾來孫氏は海外放浪の旅を續けるやうになつたのである。しかしこの初次の失敗はハワイに再び赴いて組織を更に擴張することが出來、次でアメリカに渡り、イギリスに赴いたが、ロンドンに於て支那公使館の手に捕はれ、危く逃れることが出來たことは周知のことである。

同盟會 　しかし組織ある革命團體としては、一九〇五年即ち明治三十八年孫氏等によつて東京に於て創設された中國同盟會が最初であつて、支那の革命の母體と認められてゐるものである。孫氏は海外に於て多數の同志を獲、一八九九年、三十四歳の時、日本に來て横濱に上陸し宮崎寅藏、平山周等に迎へられて東京に來て犬養氏等の盡力により大隈侯を初め頭山、大石、尾崎氏等の人々と交り結び、その援助を受くるやうになつた。中國同盟會の成立に就て孫氏は書いて曰く「同盟會の成立より予の希望は一新紀元を開くに至つた。……全國の英俊が東京に集まり同盟會の成立した日、予は初めて革命の大業成るべきを信じた。茲に於て敢て『中華民國』の名稱を定め、黨員に傳達し、之を各本省に歸り革命主義を鼓吹して中華民國の思想を宣傳せしめたのである」と。

之より先東京虎ノ門黒龍會でその設立準備會を開いた時、集つた者は孫氏の外に黃興、張繼、胡漢民、汪兆銘、馮自由、田桐、馬君武、宮崎寅藏、内田良平等五十餘名であつた。その宣誓文の起草委員が馬君武、汪兆銘、陳天華の三名であつたが、成立大會は霞ヶ關の坂本金彌氏別邸で行はれ、當時の加盟者は既に數百人に上つてゐたといふ。

この時定められた同盟會の規約六ヶ條は（一）滿清政府を打倒す（二）共和國を建設す（三）世界の眞正の和平を維持す（四）土地國有を主張す（五）中日兩國の國民的提携を主張

す（六）世界列國に支那革命事業の贊助を要求す

同盟會の發會式に於ける演説で孫文は初めて「三民主義」を説き「三民主義とは民族、民權、民生の三主義の謂にして、民族主義とは滿洲民族の專横を打破するため民族革命を實行することであり、民權主義とは少數者の權力壟斷を打破する政治革命であり、而して民生主義とは一部の地主資本家の利潤を專擅するを防止する所謂社會主義である。先づ滿清政府を打倒し得れば次で社會政治革命、經濟革命も可能となるのである」との意味を述べてゐるのである。中國同盟會の役員の顔振れを見ると孫文を總理としてその中に執行部では副首領の黃興が庶務部長、内務長に章炳麟、書記長に胡漢民が坐つて居り、そして司法部の檢事長の役に宋教仁がなつてゐた。

同盟會の成立後、その機關紙として「民報」を東京に於て發行するやうになつたが、この民報の編輯には汪兆銘、胡漢民、章炳麟等が前後して之に當つたが、汪兆銘氏は民法の第一號に「民族的國民」と題する一篇を掲げて梁啓超の所論に挑戦したもので、日本政府は清朝政府からの抗議によつて遂に發行を禁止したものである。

同盟會は支那の重要各地に支部を設け、香港に總支部を置いて勢力の擴大に努めたが、その成立後改めて掲げられた四大綱は

- (一) 滿朝の驅逐
- (二) 中華の回復
- (三) 民國の建立
- (四) 地權の平均

であつた。同盟會は廣東中心の孫文の「興中會」を始め湖南中心の「華興會」、浙江中心の「光復會」その他の諸團體が東京で大同團結して組織されたもので、會員としては湖南人が甚だ多く且つ多數は留學生であつた。之等の諸事實を拾つて見ても、支那革命に於る日本の役割、國民黨との關係が大體分るし、又汪兆銘氏に就て云へば、その初期から如何に重要な地位を占めて來たかが分るであらう。

翌一九〇〇年義和團事件が起つたので、孫文はこの時こそ乘ずべき好機とし、窃かに廣東に入らうとして日本より香港に向つたが英當局が上陸を禁止したので、同時に廣東に潜入した同志鄭士良に惠州に於て旗を上げることを託して武器、軍費を供給し自身は日本に引返して更に臺灣に出て來た。當時の兒玉臺灣總督は大いに支那の革命運動に好意を持ち、當時民政長官だつた後藤新平氏をして、種々援助の世話をさせたものであつた。それで日本からも志士が出かけたが、その途中で伊藤内閣となつて急に消極政策を採るやうになつて日本の援助が續かなくなつたが、惠州の役は遂に失敗に歸し、わが志士長田良政はこの役で戦死した。日本志士が支那革命のために斃れた最初である。之等の事實をあげて見ても日本が如何に孫文等の革命運動と關係が深かつたかが分るであらう。

國民黨の成立

中華民國となつてからは政黨は雨後の筍のやうに簇生するに至つた。同盟會は革命の原動力となり、武昌に旗上げをして遂に成功するに至つたので、從來の秘密結社を改めて公開組織とした。即ち本部を東京より上海に移し、孫文はこの時歐洲より歸來して直ちに黨員を召集して會の暫行規定を決定し、宣言を發表したが、南京に臨時政府が成立するに及んで更に本部は南京に移された。この新組織において總理は孫文、協理は黃興、黎之洪、幹事は宋教仁、胡漢民、馬君武、劉揆一、平剛、張繼、李肇甫、汪兆銘、居正、田桐で、蔣介石は支部代表中の浙江湖州代表としてその名を列してゐる。

孫文は臨時大統領に就任し、臨時政府では勿論中國同盟會の勢力が壓倒的であり、黨は幹事長役の宋教仁が切り廻してゐた。しかし同盟會は元々倒滿興漢の共同目的から各派が合同した

ものであつたから、その目的を達して後は自然に内部の分裂を來し、章炳麟一派は別に「中華民國聯合會」を組織し、更に之が「統一黨」と變つて同盟會の敵黨となつてしまつたが、その後北京に政府が移ると共に移つて後に「共和黨」となる等、新政黨の續出と共に變轉窮まりない有様であつた。

さて袁世凱が大總統となり、孫文が臨時大總統を辭し、參議院が北京に移つてからは袁世凱の與黨たる共和黨が膨脹して同盟會に對抗するやうになつたので、同盟會は不振に陥つた。宋教仁等はその挽回策として、政黨内閣制を看板に小會派との會合を計畫し遂に統一共和黨、國民共進會、共和實進會、國民公黨の在野黨の合流によつて民國元年八月茲に初めて「國民黨」が生れるに至つたのである。しかしこの内には生拔きの同盟會員とは根本的に主義を異にする北方の舊官僚等も含まれてゐたこととて、なほ廣東方面の同盟會員等に特に反對があつたが、漸く民國二年一月改めて右五政黨を基礎とする合併が正式に成り、その成立大會が開かれ孫文も出席して演説を行つた。この國民黨の新政綱は政治を中心とし同盟會のそれとは大分異つてゐる。即ち宣布された五大政綱は左の如くである。

- (一) 促進政治統一
- (二) 發展地方自治

(三) 促進種族同化

(四) 注重民生政策

(五) 維持國際和平

即ち國民黨の中心思想は同盟會のそれであるべきであるに拘らず、右のやうに非常な懸隔のあるのは、同盟會が不遇時代にあつて一時的に協調主義をとつたに因るのである。然るにこの結果、第一次正式國會議員選舉に於て國民黨は第一黨となり、之と對抗して共和黨、統一黨、民主黨があつた。要するに民國初期に於ける多數の諸政黨は革命派と立憲派と北洋軍閥官僚派の三種勢力から成り、その間離合集散が繰返されたもので、後に袁世凱の國民黨對抗策として共和黨、統一黨に民主黨の三黨が合併して「進歩黨」を作り、こゝに國民黨と二大政黨となつて抗争するやうになつた。しかしそれでも、なほ國民黨の勢力に拮抗出來ず、國民黨は黃金時代となつて宋教仁を國務總理とする國民黨内閣すら計畫するやうになつたので、宋教仁は遂に袁の刺客のために倒れるに至つた。

さて國民黨初期に於ける組織を見ると、總部の下に理事九名を置き、部を分つて事務を管掌し、參議に三十名を置いた。支部を各省に設けたが全く普通の政黨組織となつてしまつた。幹部は理事に孫文、黃興、宋教仁、王寵惠、王芝祥、王人文、吳景濂等九名で、參議中には閻錫

山、譚延闓、張繼、李烈鈞、干右任、馬君武、溫宗堯、陳錦濤等が顔を出してゐる。

國民黨の不遇時代

宋教仁暗殺事件から國民黨の袁世凱に對する反感は益々加はり、國民黨は袁世凱いぢめに五國借款問題などを捕へ、袁も亦對抗策として御用黨に進歩黨を作るやら國民黨の分解に努めたので、國民黨は袁を制するために都合のよいやうな憲法を制定せんと主張する合法派と、直ちに革命運動を執らんとする激烈派とに岐れ、後者は續々北京を去るに至つたので、北京に於る國民黨の勢力は次第に衰へて來た。それでも憲法問題では國民黨の勢力なほ第一黨をなしてゐたので、國民黨側の主張が勝利を得て袁の勢力を掣肘すべき新憲法の起草委員會が成立するに至つたが、その時李烈鈞等が江西に於て第二革命の烽火をあげたため、國民黨員は更に續々南下し、袁は在京の憲法起草委員に恐怖策をとり始めたので、北京に居残つた同盟會系以外の國民黨員には轉向するもの多く、ために北京は御用黨の世となつてしまつた。

第二革命の失敗により北京に於る國民黨は益々凋落するに至つたが、袁は國會を壓迫して憲法制定前に總統選舉を行はせ、遂に正式大總統に當選したものの、國會は新憲法によつて袁を掣肘せんとする方針を改めないで、袁は亂暴にも民國二年十一月國民黨員の議席を取消し、更に進んで翌三年一月國會の解散をも斷行するに至つた。

その後は袁はいよゝゝ野心を増長して皇位を狙ひ、籌安會を製造して帝制運動を始めたが、翌民國四年十二月二十五日に至つて蔡鍔が雲南に反對の旗を上げ、次で國民黨が南方各省に反袁運動を起すに至つて、計畫は挫折し而も袁總統は翌五年急死してしまつたので、國民黨には再び擡頭の機會が來たのである。

中華革命黨

袁世凱の壓迫により海外に亡命した國民黨員は多く日本に集つたために、日本は又もや革命の策源地となつた。孫文は第二革命が失敗に歸したので再び日本に來たが、國民黨が北京に於て一旦他の立憲政黨と調和を圖るために同盟會本來の革命精神を稀薄にしてしまつたので、この機會に於て同盟會時代の主義に還つて革命主義によつて袁政權を打倒せんとて、孫文は翌民國三年即ち大正三年六月東京に於て「中華革命黨」を組織するに至つた。同七月成立會を築地精養軒に於て開き、孫は總理の職に就き胡漢民、陳其美等が主となつて之を助けた。從來の海

外國民黨支部もいづれも「中華革命黨」に改組された旨を宣言したが、同時に同黨は又も秘密結社として地下に潜つてしまつたわけである。當時の職員は孫の總理の下に總務部長陳其美、副部長謝持、黨務部長居正、軍務部長許崇智、財政部長張靜江、副部長廖仲愷、政治部長胡漢民、宣傳部長張繼となつてゐた。「中華革命黨」は中國國民黨の先驅としてその政綱に似たものがある。孫文は當時「中華革命黨總章」と稱する系統ある政綱を作つて居り、之が後に中國國民黨の奉ずる三民主義、建國大綱等の基礎を爲して興味あるものであるから参考に供すると

中華革命黨總章

- 一、本黨は民權、民生兩主義を實行するを以て宗趣となす
- 二、本黨は專制政治を廢除し、以て完全なる民國を建設するを以てその目的となす
- 三、本黨進行の秩序は分ちて三時期とす
 - (一) 軍政時期 この期は積極的武力を以て一切の障礙を除去し以て民國の基礎を奠定す
 - (二) 訓政時期 この期は文明の治理を以て國民を督率し以て地方自治を建設す
 - (三) 憲政時期 この期は地方自治完備の後を俟ちて國民より代表を選擧し憲法委員會を組織して憲法を制定す。憲法領布の日は即ち革命成功の時なり
- 四、革命起義の日より憲法領布の時までを革命時期といふ。この時期内に在りては軍國の庶

政一切は悉く本黨に歸し、難を以て責任を負ひ民生の安全を期し以て同胞のために無窮の幸福を創造す

袁世凱の帝制に反對したわが大隈内閣は孫文の日本に於る倒袁運動を援助するの態度に出たため、「中華革命黨」の第三革命の準備は順調に進捗し、次で民國五年支那各地にある同志と聯絡し、上海に於ては陳其美が主となつて暴動計畫に當り、孫文も同年上海に歸つて之を指揮したが成功を見ないで、袁の急死によつて局面は忽ち一變するに至つた。

袁世凱の歿後黎元洪が大總統を繼ぎ間もなく同年八月舊國會が北京に恢復されて、各政黨は再び活動を開始するやうになつたので、秘密結社となつてゐる「中華革命黨」はそのまゝとして、張繼を始め舊國民黨分子は新たに政派を樹てて活動するやうになつた。「憲政商權會」などがそれであるが、それが更に「政學會」その他に分裂し再び小黨分立時代を現出するやうになつた。

民國六年に歐洲大戰の勃發に際し、その參戰問題から段内閣は反對する國民黨系議員等に牛耳られてゐる國會に違法の解散を行ひ、對獨宣戰を斷行するに至つたが、大總統黎元洪は段祺瑞を免職し、黎總統も督軍團に威脅されて逃げ出す等の騒ぎとなり、次で張勳の復辟にまで發展したのである。國會解散と共に北京を出た國民黨系議員等は之を認めず、廣東に護法國會を

召集して北京と抗争を續けるやうになつたのである。

西南護法時代

孫文は民國六年七月舊國會議員を率ゐて上海より廣東に赴き、次で非常會議を開き、次で軍政府を組織して孫文を大元帥に推舉した。當時南方にあつた國會議員は政學會系、益友社系、民友社系で、その内政學會系は左翼で、民友社系は中華革命黨の中堅として左翼であり、益友社系が兩者の中間に位してゐた。そしてやはりその間に政争を起し、政學會派が軍政府の改組を始め盛んに活躍して非常國會中にも政學會系と非政學會系との間に常に衝突を繰返し、岑春煊以下の廣西派が南方政府を操縦するやうになつて北方と和を議するに至つたので、孫文初め民黨は之に反對し果ては非常國會が雲南に移され次で軍政府と共に重慶に移すの決議すら行つたが、次で廣東に於ける廣西派の失脚で非常國會は再び廣東に復し「中華民國組織大綱」を議決して孫文を大總統にあげたのが民國十年一月のことである。

中國國民黨の成立

是より先民國七年孫文が廣東で蹉跌して大元帥を退き上海に引揚げて來てから「孫文學說」や「實業計畫」等の著作に耽つたが、一方に於て黨務の整理と擴大強化をはかつた。先に「中華革命黨」を組織したが、實際は多く依然として國民黨の名を使用して居り、従つて黨の組織は明瞭を缺いてゐたので、孫文は民國八年十月十日「中國國民黨」に改名する旨正式に各支部に通告を發した。民國元年に成立した國民黨は同盟會の外に四派が合同したものであつたが、中國國民黨は中華革命黨を繼ぐもの即ち同盟會本來の精神を繼いだもので、國民黨と中國國民黨との間には前者は普通政黨に近く、後者は革命政黨に近いといふ相違があるのである。中國國民黨は成立の當初、本部を上海に設け、各地に支部を置くことになつたが、當時は北方は北京政府のために、南方は陸榮廷等の廣東政府に支配されてゐる存在の餘地がなかつたので、支部は殆ど海外華僑のみの間に設けられてゐるに過ぎなかつた。ところが幾何もなく陸榮廷は廣東軍のために追はれ、孫文は九年再び廣東に還つたので、茲に中國國民黨は天下晴れて黨務が執れるやうになり、同年十一月總章及び海外支部章程を修正し、現在の中國國民黨の基礎

を爲したのである。修正の重要な點は總綱第一條「本黨は三民主義を實行するを以て宗旨と爲す」第二條「本黨は五權憲法を創立するを以て目的と爲す」といふのであつた。翌民國十年春本部辦事處は廣東に於て張繼を幹事長に、田桐、周震麟、虛伯琅、黃復生等が先後して幹事となつて黨務の擴張をはかり、一方大總統となつた孫文が着々廣東政府の勢力を伸張して、廣西を平定後自ら軍を率ゐて廣西から更に北伐に着手するの勢ひとなつたので、中國國民黨も之に伴つて急に勢力を加へるやうになつた。

然るに孫の北伐は翌十一年四月廣東留守役の陳炯明が孫に叛いたために蹉跌するに至つた。孫大總統が韶關にあつて北伐軍を指揮してゐる際、陳炯明は軍需品を送らず孫は已むなく一旦廣東に歸還したが、間もなく陳の部下は突如總統府を包圍してクーデターを行つたので、孫は身を以て軍艦に逃れ、次で上海に引上げたが、その後間もなく陳炯明も許崇智、李福林等孫の部下のために追はれるに及んで、孫文は又も廣東に迎へ入れられて翌民國十二年二月大元帥の職に就いた。そして再び北伐を繼續せんとして、譚延闓をして軍を率ゐて湖南に入らしめたが成功しなかつた。然しながら廣東は中國國民黨の完全な地盤となり、ソ聯がいよく孫文の北伐の志を伸べしむべく援助に乗り出し、同時に中國共產黨との合作を容るることとなり、國民黨自體も改組するに至つて俄かに情勢は一變するに至つたのである。

之より先民國十一年四月の奉直戰に奉天派が敗れた結果、直隸派の曹錕、吳佩孚等によつて南北間の抗爭の種であつた舊國會を回復する事とし、新國會によつて選出された徐世昌の大總統を引込めて、黎元洪を復職し、同年八月舊國會は民國六年以來久し振りに北京に開かれるに至つたが、廣東に集つてゐる國民黨系舊議員等は孫文が積極的に北伐の計畫を進めてゐたこととて應ぜず、次で曹錕が黎總統を追ひ出すに至つたので、孫文は北京に残留せる國民黨系議員の南下を促し、且つ對外宣言を發表して北京政府の承認を取消し、南方政府を承認せよと要求したものである。民國十二年曹錕が例の賄選で國會を作り、自ら大總統となつて更に翌年の第二奉直戰を招くこととなり、かの馮玉祥のクーデターとなり、更に展開して段祺瑞の臨時執政政府が出現して、時局拾收のため善後會議を開くこととなり、孫文は初めて支那統一のための國民黨召集案を提げて列席を承諾、民國十三年十一月北上を宣言し、その北上の途日本に立ち寄り、かの大亞細亞主義の講演などを行つたものであつた。北上後幾何もなく病を得、遂に翌十四年三月十二日北京に於て客死してしまつたのである。

中國共產黨との合作

一九二〇年即ち民國九年の春、コミンテルン極東部長としてウオイチンスキーなる者が初めて北京に來り、支那に於る共產黨のオルガナイザーとして先づ當時文化運動の中心を爲してゐた北京大學に着目し、同大學教授李大釗と會見した。李は當時マルクス主義研究會を組織し、専らマルクス經濟學の研究を行つてゐた。

次で李の紹介により前北京大學文科部長の陳獨秀と會見すべく上海に來たが、兩者の間に意見一致し、同年九月上海に於て數人のグループを以て中國共產黨を組織するの議がまとまり、次で陳獨秀は廣東に赴き同志の獲得に努めた結果、漸次擴大して來たので、遂に翌一九二一年五月上海に於て第一次全國代表大會を舉ぐるまでに至つたのであるが、委員長となつた陳獨秀は依然廣東にあつて活動を続け、翌年の民國十一年七月には同地に於て第二回大會を開いた。共產黨が公然活動を開始したのは實に、この時からである。

之より先共產黨の勢力擴大の手段として、支那に於ける新勢方である國民黨と提携するに如かずとし、コミンテルン代表マーリンは前年の十一月上海より廣東に來り、當時北伐のため廣西に出征中の孫大總統を、わざ／＼廣西に訪問して國共の合作につき意見の交換を行つたものであるが、その結果一九二三年一月、廣東を追はれて上海にあつた孫文とヨッフエとの會見となつた。

孫は當時陳炯明のために廣東の唯一の地盤を失ひ、之が回復のために外國の援助を受くることを條件として國共合作につき諒解を與へるに至つた。次で中國國民黨も急轉向して改組され殆んど從來の黨の面目を一新するに至つたのである。

孫文ヨッフエ共同宣言

一九二三年（民國十二年）一月二十三日、支那とソ聯との提携に關する孫文ヨッフエの共同宣言の全文は左の通りである。

「孫文はソヴェト聯邦の中國派遣全權大使ヨッフエと共に下記の宣言を公表す。ヨッフエは上海に於て孫と數回に亘り會見し露華關係に就き意見を交換せり。而して次の諸點はその中の特に重要なものなり」

(一) 孫文は共產組織及びソヴェト制度は事實上中國に於て適用不可能と認め、殊に中國は共產組織及びソヴェト制度をして成功せしめ得べき状態に置かれざるものなり。この見解に對しヨッフエも全然同感の意を表示せり。然し中國にとりて最も重要且つ焦眉の急の問題は國內統一の完成及び國家獨立を計るに在り。ヨッフエはこの大事業につき中國は露西亞國民の熱誠なる同情及び援助に依頼すべき旨を勸告せり

(二) 孫文はヨッフエに對し一九二〇年九月二十七日に於てソヴェト政府の發表せし對華通

牒に列擧せる原則につき再び切實に聲明せんことを要求せしため、ヨッフエは孫に向ひソグエト政府は帝制時代の露華條約（中東鐵道協約をも含む）廢棄の根本方針を以て露華交渉開始の希望及び準備を有する旨を重ねて宣言せり

（三）中東鐵道問題は適當なる露華會議に於て解決さるべきものなり。孫は現在中東鐵道の管理を現状維持すべしと主張しヨッフエも同意見なりき。現行の鐵道管理法は露華兩政府より意見を加へず双方に於て實際の利益及び權利の立場より臨時改組すべく孫は之に就き張作霖と協議すべし

（四）ヨッフエは孫にソグエト政府は外蒙古をして中國より分離せしむる意思絶對になきことを正式に宣言せり。孫は之に満足の意を表し、こゝに於てロシアの軍隊は中國のために實際の利益及び必要上當分の間外蒙古より撤退するに及ばざる旨を定めたり。この理由は當時北京政府に於て若しロシア軍の撤退後白露の反赤陰謀及び敵對行爲發生の恐れあるに依り、並に現在よりも重大なる局面が醸成されたる場合防壓力なき爲めなり

右の宣言中にもあるやうに、右が兩者會見によつて得た結果の全部ではないので國共合作、ソ聯の對孫援助に關する具體的な取極めはヨッフエ病氣のため廖仲愷が孫に代つて熱海に來て行はれたのであつた。

孫・ヨッフエの共同宣言後、孫が聯ソ容共政策を採るに當り、黨に示した理論的根據は左の如くである。

一、支那革命運動の第一程序は帝國主義の打倒であり、その前提として先づ帝國主義の走狗たる國內の凡ゆる軍閥を打倒しなければならぬ。然るに國民黨の力量はあまりに弱いのである。ソ聯は帝國主義列強と鬭争しつゝある唯一の國家であるから國民黨が之と提携し援助を求むべき國はソ聯である。

二、三民主義は國民黨を理解する國民によつて支持されてゐる。ソ聯の新經濟政策採用は三民主義の一たる民生主義の主張と接近して來てゐる。今や支那はソ聯を否定すべき不安を感じないのである。

之より先孫文はかねてより國民黨の改革を計畫してゐたが、その結果民國十一年十一月汪兆銘、胡漢民を起草委員として草案成り、之に孫自ら修正を施した末翌十二年（一九二三年）一月一日中國國民黨宣言が發表されたのが改組の第一聲であつた。その宣言内容は三民五權の原則により國家設計畫として、全國民族の文化向上を促し、不平等條約の改正に努め、普通選舉を實行し、社會經濟の均等發展を圖る要旨に従ひ具體的に綱領を列擧したものである。それから間もなく廣東の情勢が一變して孫文は迎へられて再び廣東に還り大元帥の職に就い

て後、孫・ヨッフエ會見に基きソ聯の援助を受け同年夏蔣介石をモスコウに派遣し、ボロヂン・ガロン等を顧問に迎へる等着々新態勢を整へるやうになり、國民黨の改組も亦徹底的に行ふ方針を樹て、汪兆銘にその準備を命じ、廖仲愷を上海に派して各支部の擴張工作に當らしめた。先づ臨時中央執行委員會が廣東に設けられ、政治顧問ボロヂン等の獻策により同年十一月改組宣言を發表すると同時にソ聯式の新組織の成立を見、次で翌民國十三年（一九二四年）一月廿日第一回全國代表大會を開催するに至つたのである。

第一次全國代表大會

孫文は一全大會の開會辭を述べて「國民黨の改組には二つの要點がある、一は國民黨を再組織して一の力量ある具體政綱ある政黨とすること、二は政黨の力量を以て國家を改造することにある」云々と。主席團には胡漢民、汪兆銘、林森、謝持、李守常の五人が推されて（一）新政綱、新黨章及び國民黨宣言（二）國民政府組織案（三）共產黨及び社會主義青年團の加入を許すこと（四）中央執行委員二十四人、監察委員五人の選舉等の重要案を通過し、一月三十日の閉會と共に宣言及び總章を發表した。その政綱は左の如くで過般の六全大會で更生せる國民黨によつて修正された新政綱と對照すると頗る興味が感ぜられるであらう。

中國國民黨政綱

Ⅱ 對外政綱 Ⅱ

- 一、外國租借地、領事裁判權、外人關稅管理權を初め凡そ外人をして中國疆域内に於て一切の政治的權力を行使せしめ、中國の主權を侵害せしむるが如き一切の不平等條約は皆之を取消し改めて双方平等にして相互に主權を尊重する條約を締結すべし
- 二、凡そ自ら進んで一切の特權を拋棄せんとする國家及び中國の主權を破壞する條約を廢止せんとする國家は中國に於て總て之を最惠國と爲すを承認せんとす
- 三、中國と列強との間に締結せる其他の條約にして中國の利益を損傷するものあらば須く重ねて新たに之を審査し、務めて双方の主權を害せざるを以て原則と爲すべし
- 四、中國の借款せる外債は中國が政治上及び實業上に損失を受けざる範圍内に於て之を保障し且つ之を償還すべし
- 五、庚子賠償金は全部之を教育經費に充當すべし
- 六、中國領域内に於て責任を負はざる政府例へば賄選僱位に因る北京政府の如き政府の借款せる外債は人民の幸福を増進せるものに非ずして軍閥の地位を維持せるものあるに因り斯

の如き賄選、横領、盗用を行使せる借款は中國人民は之が償還の責を負はず
七、各省の職業團體（銀行界、商會等）社會團體（教育機關等）を召集して會議を組織し外
債償還の方法を計畫準備し以て債務に因る困憊の爲めに陥れる殆んど國際的半殖民地的地
位より脱離せんことを求むべし

Ⅱ 對内政策 Ⅱ

一、中央及び地方の權限に關しては均權主義を採行す

凡そ事務にして舉國一致の性質を有するものは之を中央に歸屬せしめ地方に依つて制定宜
しきを得る性質のものは之を地方に歸屬せしめ中央集權或ひは地方分權制に偏せざるを要
す

二、各省の人事は自ら其の憲法を定め自らその省長を選挙するを得、但し省憲法は國家憲法
と相牴觸するを得ず。省長は一面該省自治の監督を爲すと共に他面中央の指揮を受け以て
國家の行政事務を處理す

三、縣を確定して自治單位と爲す

自治の縣に在りては其の人民は直接官吏を選挙し之を罷免するの權を有し、又直接法律を
創制及び複決するの權利を有す

土地の稅收、地價の増益、公地の生産、山林河沼の利得、鑛産水力の收益は皆地方政府の
所有と爲し以て地方人民の事業を經營し且つ育幼、養老、濟貧、救濟、衛生等各種公共
の需要に應ず。各縣の天然富源及び大規模の商工業にして當該縣の資力を以てしては創設
發展し能はざるものは國家はまさに之に補助を與へ其の得る所の純益は國家と地方とに於
て之を均分す

各縣の國家に對する負擔はまさに縣歲入の百分の幾何を以て國家の收入と爲すべく其の限
度は百分の十を下るを得ず。又百分の五十を超ゆるを得ず

四、普通選舉制を實行し、資産を以て標準とする階級選舉を廢除す

五、各種の考試制度を改定し以て選舉制度の不備を補ふべし

六、人民の集會、結社、言論、出版、居住、信仰の完全なる自由權を設定す

七、現時の募兵制度は漸次之を改めて徵兵制度と爲し同時に下級士官及び兵卒の經濟狀況の
改善に留意し、並に其の法律上の地位を向上せしめ軍隊に農業教育及び職業教育を施行し
士官の資格を嚴定し士官任免の方法を改革す

八、田賦、地稅の法定額を嚴定し規定外の徵收を一切禁止し釐金等の如き類はまさに一切之
を撤廢すべし

九、戸口を精査し耕地を整理し糧食の生産消費を調整し以て民食の均衡と充足とを計る

十、農村組織を改良し農民の生活状態を向上せしむ

十一、労働法を制定し、労働者の生産状態を改善し、労働團體を保障し並に其の發展を扶助す

十二、法律上、經濟上、教育上、社會上に於て男女平等の原則を確認し女權の發展を促進せしむ

十三、教育普及を勵行し全力を盡して兒童本位の教育を發展せしめ學制系統を整理し教育經費を増加し並に其の獨立を保證す

十四、國家は土地法、土地使用法、土地收用法及び地價稅法を規定す

私人所有の土地は地主より其の評價額を政府に申告し國家は從價により之に徵稅す。又必要の場合には申告價格によりて之を買收することを得

十五、企業にして獨立的性質を有するもの及び私力を以てしては經營し能はざるもの例へば鐵道、航路の如きはまさに國家に於て之を經營管理すべし。以上列舉せる細目は總て吾人が本黨政綱の最小限度と認むる所にして且つ現下の中國を救濟する第一歩の方法と認むる所なり

一 全大會に於て選出された中央執行委員は左の如くである。

胡漢民、汪兆銘、張靜江、廖仲愷、李烈鈞、居正、戴天仇、林森、柏文蔚、丁惟汾、石瑛、

鄒魯、譚延闓、覃振、譚平山、石青陽、熊克武、李守常、恩克巴圖、王法勤、于右任、楊

希閔、葉楚傖、于樹德

而して候補執行委員の顏觸の内には毛澤東、瞿秋白の名が発見される。常務委員は

廖仲愷、譚平山、戴天仇、彭素民、邵元冲、胡漢民、汪兆銘、鄒魯

而して

組織部長 譚平山

宣傳部長 汪兆銘、戴天仇

青年部長 鄒魯

工人部長 廖仲愷

農民部長 林祖涵、彭素民、黃居素、廖仲愷

婦女部長 廖冰筠、何香凝

實業部長 汪兆銘

商人部長 伍朝樞

海外部長 林森

右によつて知られるやうに、國共合作の實行により共產黨の譚平山、毛澤東、瞿秋白始め國
民黨に入黨して重要地位を占むるもの少なからず、一全大會宣言が主として瞿秋白によつて草
せられたと傳へられるところを以てしても、改組後の中國國民黨内に如何に共產黨の勢力が加
はつてゐたかが分るであらう。

同時に改組前の舊國會議員の如き黨員は中心勢力より殆んど一掃されて、舊同盟會系を以て
堅め益々革命政黨の面目を發揮して來たのである。先にソ聯に派遣されて赤衛軍の編成、訓練
を見學した蔣介石は、この年歸國して孫の命を奉じ黄埔軍官學校を興し、その校長となつて專
ら武力革命に必要な黨軍の養成に當ることとなり、こゝに國民黨は全く新しいスタートを切
つたのである。

國民政府の樹立

中國國民黨第一次全國代表大會の通過によつて十四年七月一日國民政府が樹立された。三民
主義を實行、孫の建國大綱の順序に従ひ國民革命を成し遂げようとするのである。之より先孫
は北京に開かれる善後會議に出席のために十三年十一月北上し、不在中胡漢民に大元帥職の代
行を託したが、翌十四年三月北京に於て死去した。孫文は汪兆銘の起草にかかるかの有名な遺
囑を遺した。特に原文と共に紹介すると

「余致力國民革命凡四十年、其目的在求中國之自由平等。積四十年之經驗、深知欲達此目
的、必須喚起民衆及聯合世界上以平等待我之民族、共同奮闘。現在革命尙未成功、凡我同志
務須依照余所著建國方略、建國大綱、三民主義、及第一次全國代表大會宣言、繼續努力、以
求貫徹！最近主張開國民會議、及廢除不平等條約、尤須於最短期間促其實現！是所至
囑！」

和譯すると――

（余國民革命に力を致すこと凡そ四十年、其目的は中國の自由平等を求むるに在り。四十年
の經驗を積みて深く知る、この目的を達せんと欲せば必ずや須らく民衆を喚起し、及び平
等を以て我を待つ世界の各民族と聯合し以て共同奮闘せざるべからず。現在革命尙ほ未だ
成功せず、凡て吾が同志は務めて余の著す所の「建國方略」「建國大綱」「三民主義」及び
「第一次全國代表大會宣言」に依照して繼續努力、以て貫徹せんことを求むべく、就中最近

の主張たる國民會議の開催及び不平等條約の廢除は最短期間に於て其の實現を促すべし。
是れ至囑する所なり)

國民政府建國大綱

右の遺囑中にも示されてゐる「國民政府建國大綱」は、國民政府の金科玉條とせる建國プログラムで、極めて重要なものであるから左に紹介する。

- 一、國民政府は革命の三民主義及び五權憲法に基きて中華民國を建設す
- 二、建設の第一は民生に在り。故に全國人民の衣食住行の四大需要に對しては政府は人民と協力して共に農業の發展を計りて民食を充足せしめ、職業の發展を計りて民衣を裕にし、大計畫の各種家屋を建築して民居を樂しましめ道路運河を修治して民行を便利ならしむ
- 三、第二は民權とす。故に人民の政治的知識能力に對しては政府之を訓導し選舉權、罷免權、創制權、複決權を行使せしむ
- 四、第三は民族とす。故に國內の弱小民族に對しては政府は之を扶殖し之をして自決自治するを得せしむ。國外の侵略的強權に對しては政府は正當に之を防禦すると同時に、各國との條約を改修し以て國際的平等と完全なる國家の獨立とを恢復すべし
- 五、建國の順序を分ちて三期とす。一を軍政時期と言ひ、二を訓政時期と言ひ、三を憲政時期と言ふ

六、軍政時期に在りては一切の制度は悉く軍政の下に隸屬し政府は一面兵力を以て國內の障礙を排除すると共に他方、主義を宣傳して全國の人心を開化し國家の統一を促進す

七、凡そ一省の完全に定まるの日を以て訓政開始の時とし、軍政停止の時期と爲す

八、訓政時期に在りては政府は訓練して試験に合格せる者を各縣に派遣し人民と協力して自治の籌備を爲さしむ。其の程度は全縣の人口調査を明確にし全縣の土地測量を爲し、全縣の警備を完備し道路を修築竣成し、其の縣の人民に四權使用の訓練を授けて國民の義務を完全に果さしめ革命の主義を實行し、縣官を選擧して一縣の政事を執行せしめ、又議員を選擧して以て一縣の法律を設定し得るに至り斯くて初めて完全なる自治縣を爲すものとす

九、一旦完全なる自治縣となれば其の縣民は直接、官員選舉、官員罷免、法律創制、法律複決の權を有す

十、各縣に自治開始の時は先づ全縣の私有地の價格を規定するを要す。其の方法は地主自ら地價を報告するものとす。地方政府は右價格に準じて徵稅し且つ隨時代價を支拂ひて買収することを得。評價後若し其の土地が政治の改良、社會の進歩等に依りて増價せる場合は

其の利益は全縣人民の共に享受すべきものにして、地主は自ら之を私することを得ず
 十一、土地の歳入、地價の増益、公有地の生産、山林沼澤の利益及び鑛産、水力の利益は皆
 地方政府の所有とし以て地方人民の經營する事業及び育幼、養老、救貧、救災、醫病其の
 他種々の公共事業に充用せしむ

十二、各縣の天然富源及び大規模の商工業にして該縣の資力を以てしては開發する能はず、
 外資に依らざれば經營する能はざるものに對しては中央政府之を協助す。而して之が所得
 の純利は中央地方兩政府に於て折半するものとす

十三、各縣は中央政府に對し自縣の歳入の百分の幾何かを負擔して中央政府の歳費と爲す。
 其の額は毎年國民代表に於て之を決定す。其の限度は最少額を百分の十とし、最大限百分
 の五十を超ゆることを得ず

十四、各縣は地方自治政府成立後國民代表一名を選擧することを得、以て代表會を組織し中
 央政事に參與せしむ

十五、凡そ被選候補者及び官員の任命は中央及び地方の論なく總て中央に於て考試し資格者
 たることを認定せらるゝを要す

十六、凡そ一省内の縣全部が完全に自治を達成したる時は之を憲政開始の時期と爲し國民代
 表會は省長を選擧して該省自治の監督と爲すことを得。該省内の國家行政に關しては省長
 は中央の指揮を受くるものとす

十七、此の時代に在りては中央と省との權限は均權主義を採用す。凡そ事務にして全國一致
 の性質あるものは中央の權限に歸屬せしめ地方的特權の性質あるものは地方に歸屬せしめ
 中央集權或は地方分權に偏せざらしむ

十八、縣は自治の單位なり。省は中央と縣との中間に立ちて聯絡の運用を爲すものとす

十九、憲政時期に在りては中央政府は五院の設立を完成し五權の治を試行すべし。其の席列
 は一、行政院二、立法院三、司法院四、考試院五、監察院と爲す

二十、行政院には臨時に左記の各部を設置す。一、内政部二、外交部、三、軍政部四、財政
 部五、農礦部六、工商部七、教育部八、交通部

二十一、憲法頒布以前には各院長は皆總統之を任免督率す

二十二、憲法草案は建國大綱及び訓政憲政兩時代の成績に鑑み立法院に於て制定し隨時民衆
 に宣傳して採擇施行の準備を爲す

二十三、全國過半數の省にして憲政開始時期即ち全省の地方自治完成の時期に達せば國民大
 會を開き憲法を決定して之を頒布す

二十四、憲法の發布後に於ては中央の統治權は國民大會に歸屬して之を行使す。國民大會は中央政府の官吏に對し選舉權、罷免權を有し中央の法律に對し創制權、複決權を有す
二十五、憲法頒布の日は即ち憲政告成の時にして全國國民は憲法に依り全國大選舉を施行す

國民政府は選舉終結後三箇月にして解職し、政權を民選の政府に讓る。茲に於て建國の大功は即ち完成す

民國十三年四月十二日

孫文書

孫文の遺囑の中にもあるやうに、孫文は北京に開かれる善後會議に、全國統一策として各階級を網羅する國民會議召集案を提げて行つたのであるが、その死後、既に實質的に左翼化せる國民黨は、北方の軍閥官僚等と協力して行かうなどとの考へはなく、之等を打倒して一意國民革命の達成へと志し、それがために國民政府はいよ／＼同年七月一日實現するに至つたのである。中央執行委員會は初次の政府委員に汪兆銘、胡漢民、孫科、許崇智、伍朝樞、徐謙、張繼、譚延闓、戴天仇、林森、張靜江、程潛、廖仲愷、古應芬、朱培德、于右任の十六人を選出したが、その役員は左の如くである。

首席委員

汪兆銘

軍事部長

許崇智

外交部長

胡漢民

財政部長

廖仲愷

併しながら容共政策の採用より間もなく、國民黨は庇を貸して母家を奪はれるの状態を現出するやうになつた。その最初よりボロヂンが政治顧問として、ソ聯の援助により財政の實權を握つて共產黨の發展のために爲さざるなく、盡さざるなき有様とて共產黨は益々勢力を擴大すると共に横暴を極め、國民黨を壓してしまつた形で國民黨の不平は早くも漲るやうになつた。例へば黨として最も重要な組織部長が共產黨の譚平山のために占められ、黨務の擴張は共產黨の擴張のみに利用され、工人部長は廖仲愷であつたが、秘書馮某は共產派で直接ボロヂンの意を受けて自在に勞働團體を操縦して廣東、香港に罷業を起す有様で、時にはボロヂンが直接命令してゐた。香港大罷業の際、伍朝樞がボロヂンに對して「ストライキは暫く見合はせさせるやうにしては如何」といふと彼は「いや既に工會に罷業命令を出しました」と答へたなど、共產黨横暴の例が詳細に國民黨の記録に載つてゐるが、武漢時代より更に甚だしくなつたのであるから、蔣介石と雖も遂に清共を斷行せざるを得なかつたのである。

第二次全國代表大會は當時の黨規では毎年一回開くことに規定されてゐたのであるから、民



國十四年一月に開く筈であつたが、孫總理の病氣、次で死去のことあり、更に廣東、香港に於ける共產黨による騷擾事件が頻發したため延期され十五年一月四日に漸く開かれた。二全大會は完全に共產黨の勢力下にあつて、出席代表二百五十六人の中實に五分ノ三は共產黨で占めてゐた。従つてその決議事項も愈々過激となり、本大會では共產黨の横暴に憤慨し之を除かんとした西山會議派の彈劾案を通過したなどはその適例である。大會宣言は汪兆銘、邵力子、高語罕の三人によつて起草されたものであるが、その内容は「先づ世界の現状を述べて世界の被壓迫民族が漸く覺醒し始め、民族革命の運動が起つて來たことを叙述し、次で支那の現状に及んで帝國主義の走狗たる軍閥、官僚、買辦階級、土豪の悪行を糾弾して帝國主義の打倒と世界革命の先進國と聯合し、一切の被壓迫民族と帝國主義國內の被壓迫者と聯合し帝國主義の走狗を葬らねばならぬ」と言つた調子である。本大會では中央執行委員三十六人が選出されたが、その中には譚平山初め徐謙、李大釗等の共產系が含まれて居り、候補執行委員中には依然毛澤東が加はつてゐる。

同年六月國民政府は蒋介石を「國民革命軍總司令」に任じ、軍を率ゐて北伐の準備を命じた。八月には既に革命軍は湖南を越え、湖北に入り十月十日武昌を攻略する等破竹の勢ひにて進展し、同十一月十一日國民政府は武漢に移されるに至つたのである。

清 黨 運 動

國民黨第一次全國代表大會にあたり、孫文總理の提出にかかる「共產黨員の國民黨加入容認案」が通過を見たが、その時既に馮自由等は前途を慮り反對案を提出したが、第三インター共產黨員が國民黨に加入するは本黨の主義に服従し、本黨の黨規を遵守して國民革命に参加するものであつて、絶対に國民黨が共產黨化するものにあらず、共產黨の加入は個人資格を以て本黨に加入するもので、黨として参加するものではないとの理由によつて反對派を抑へてしまつたのであつた。然るに一全大會後共產黨の横暴甚だしく種々の陰謀が暴露するに至つたため、中央監察委員たる張繼、謝持等は共產黨彈劾の決議案を提出した。之が兩黨の軋轢が表面化した最初である。しかし中央執行委員會の決議で「中國共產黨は中國に於て發展途上にある工業の無産階級の自然的階級争闘から産れ出したものであつて、吾人が人刀を以て解散を圖つても中國無産階級は消滅するものではないから、従つて共產黨は別の形態で現はれるに相違ない。故に中國國民黨は加入の共產黨に對して單にその行動が國民黨の主義政綱に合致するや否やを監視すればよい」として、共產派に規律を正す聲明を行つたに過ぎなかつたので何等の効果が上ら

なかつた。その筈で國民黨部中央幹部に共產黨員が根を張つてゐたのであるから已むを得なかつた。

そこで翌民國十四年十二月二十三日、謝持、鄒魯等中央委員十數名を糾合して北京郊外西山の孫文靈棺の安置されてゐた碧雲寺で共產黨對策を協議した。列席者は林森、居正、石青陽、覃振、沈定一、鄒魯、葉楚傖、石瑛、邵元冲、張繼、謝持、茅祖權、張知本、傅汝霖等いづれも國民黨の幹部連である。その決議事項は、

(一) 政治委員會を取消すこと

(二) 共產派は本黨の黨籍を取消すこと

(三) ボロヂンを解雇すること

(四) 譚平山、李大釗、干樹德、林祖涵の各中央委行委員、毛澤東、瞿秋白、韓德麟、干方舟、張國燾の候補委員を解除し、並びに汪兆銘の黨籍を六ヶ月間解除すること

之が有名な西山會議であり、之に参加した右の人々は西山會議派と呼ばれ共產派から目の敵にされるに至つた。廣東の中央黨部では之を容れ得なかつたので右の一派は次で上海に別に國民黨中央執行委員會を設け又馮自由、馬君武等反共產で且つ西山會議派の行動にあきたらぬ一派は北京で「孫文主義學會」を設立して反共產主義の運動を始めたものである。

廣東方面でも共產黨の暗躍が益々甚だしく殊に西山會議派との間の抗争が激化し、蔣介石のお膝元の黃埔軍官學校内でも共產派が國民黨と對抗して跋扈し、果ては陰謀を企てるに至つたので、蔣介石は民國十五年三月十二日海軍局長兼中山艦長の李之龍を逮捕すると同時に、第一軍内の各共產黨代表を解除し、同軍事機關内のソ聯の顧問をも解雇してソ聯に送還した。國共衝突の最初の危機であつた。この事件があつて汪兆銘は蔣介石側から共產派のシンパと疑はれ、一身の不安すら感ずるに至つたので病を名としてフランスに去つた。それより國民黨の共產黨に對する警戒は益々嚴重となつて、同年五月の國民黨中央全體會議で共產黨の加入と活動とを制限するための種々の新規定を設けたものだつた。そこで従來の容共政策は事實上聯共政策にまで變つて來たのである。

北伐が進展して武漢、南昌、福建等を攻略するに至つたのには實は共產黨の功勞を大いに認めざるを得ないのであるが、同時に共產黨の黨勢は更に盛んとなつて國民黨に對する壓迫が加はつて來たので、國民黨でも共產派排斥の氣勢が一層昂揚し兩派の摩擦は愈々激しくなつた。その時、十五年十一月國民政府の武漢移轉となつたが、武漢では國民黨は殆んど共產派に包圍され一切の政治施設は彼等に壟斷されてしまつた形となつた。然し軍事は前線にあつて指揮に當つてゐる蔣介石によつて續いて順調に進行して革命軍は安徽、上海、南京と克服した。蔣介

石初め國民黨の主なるものは孫總理の遺志に従ひ南京を首都と奠めんとした。然るに現に武漢にあつて共產派と合作してゐる國民黨は共產黨と共に武漢政府維持を主張し、茲に首都問題を繞つて國民黨も二派に對立するやうになつた。丁度その時汪兆銘が外國から歸つて來て上海に着いたので、蔣介石は汪兆銘と會見して政治方面を一切汪に委ね軍事方面は専ら自ら擔當し協力して南京政府の樹立と發展に當りたいと持ち出したが、汪は當時の狀況よりして之を受諾せず、却て陳獨秀との會見の結果例の國共合作強化の共同宣言を發し、次で汪は武漢に赴いて武漢政府に投じその主席となつてしまつた。上海を占領した蔣介石が同地を中心として共產黨狩りを始めたのは實にその直後であつた。

蔣介石は共產黨の掃蕩に當り左の聲明書を發し、その理由を詳細に述べて民衆に懇へた。「中國共產黨が國民黨の看板の下に行ひたる恐怖政治は眞正の農民及び勞働者を壓迫毀害し社會經濟を破壊し教育を荒廢し外交政策を攪亂し、國民黨を篡竊破壊し兵器軍費を横奪して軍事をも破壊せし等、實に孫總理が共產黨を合作せしめたる二つの意志に完全に違反せり。國民黨に寄生せる共產黨員は妄りに國民黨の看板を掲げ、國民革命軍の掩護の下に到る處に於て彼等の勢力を張り、陰謀を廻らして彼等の破壊的恐怖政治を實行せり。彼等は國民黨内に潛入して吾人の系統を亂し、吾人の同志を離間し、吾人の黨賊を利用し、一方に於て中央

機關を竊盜把持し、他方に於ては種々なる方法を盡し下級黨部盤據して吾人の眞正なる黨員を壓迫し、その業務を妨害して「金蟬脫殻」の毒計を廻せり。軍事方面に於ても彼等は軍事が迅速に進展せるを見て國民革命の成功を恐れ、若し直ちに建設が始まれば彼等は發展の機會を逸する故、吾が革命軍人を離間し軍事行動を破壊し、軍費兵器を横領して至らざる所なし。要するに彼等は凡てあらゆる名義を濫用して惡計の限りを盡し、その大破壊を實行したる外更に國外團體第三インターナショナルの統率下に共產黨員をして專制を實行せんとし、ために長江一帯に「黨員殺すべし」の語が行はれたり。

外交に至つては、我々國民黨が先づ一國づゝ對應すべきに對し、帝國主義者をして一個の堅固なる聯合戦線を構成せしめざる方策を破壊し、中國をして到る所に敵を受けしめ、然る後に中國を一個の特殊國體と特殊國家の圈内に投げ入れたる。惟ふに孫總理のロシア聯合には二通りの考へありき。即ち第一は共產黨が中國に災を起す事を豫防するため三民主義を以て共產主義を融和し、思想上より感化せんとしたる事なり。第二は共產黨分子にして國民革命に従事せんことを願ふものには彼等の一の努力すべき機會を與へたるものにして、決して彼等に黨權を篡竊し、國民黨を破壊し三民主義を覆して中國を破壊せしむることを許容せしものにあらず。聯露政策を永久に維持するか否かの決定權は中國にあり。即ち勞農ロシアが

能く平等に中國を待遇するか如何により決定さるべきものなり。若し勞農ロシアが其政策を改變せば吾人は依然として彼との聯絡を欲すべし。凡ては主義により政策を決定すべきものにして決して政策により主義を變ずべきにあらず。

吾人は國民黨が自ら自由に自己を處分するの權ありと認め、自己の利害は自ら最も良く之を知り且つ之を打算し得るなり。吾人は自分を解放したる後に被壓迫弱小民族の解放を計らざるべからず。吾人は中國民族が人類のため奮闘するの光榮を有し、世界革命に参加すべきものと信ず。然し乍ら吾人の國民革命は世界革命の一部分にして速かに完成さるべきものなり。吾人は獨立自由の資格を以て世界革命に参加すべし。最後に吾人は須らく國民黨の三民主義に依り堂々たる大道を歩み、秩序ある政治により中國が自己の意志を以て自己の力量により自己の利益を謀り、自己の解放を求むべきものなり。中國民衆諸君にして若し中國が軍閥、帝國主義の下に滅び、共產黨の恐怖政治の下に亡ぶるを願はざれば正に一致努力して國民黨に参加し、之を擁護して國民革命を完成し、中華民國を解放し、更に世界革命にまで到達成功せしむべきなり」

民國十六年四月十二日、當時共產黨の中心勢力だった上海總工會の糾察隊は、突然蔣の軍隊のために武装を解除され、續いて共產黨幹部は續々逮捕され始めた。之に應じて各地でも清黨運動が起つたので、忽ちにして共產黨を驅逐してしまつたので、同四月十五日南京にある中央執監委員會は國民政府の南京移轉を決議し、茲に南京と武漢の對立が實現するに至つた。しかし武漢でも唐生智などの實力組が反共を聲明し、次で馮玉祥等が清黨を始めボロヂンをも解職してしまひ、汪兆銘も亦反共を聲明して武漢政府も遂に共產黨と手を切つたが、南京との對立はなほ依然解けなかつた。共產黨は七月十三日宣言を發して國民政府から共產黨の撤回を聲明したが、それより共產黨は地下に潜り、次で共產黨を組織して再現したのである。

國民黨内争時代

武漢政府も南京政府に追隨して遂に共產黨を驅逐するに至つた結果、南京、武漢兩政府の合體の實現性が頓に加はつて來たので、同年八月南京側の領袖は連名を以て汪兆銘初め武漢側の領袖に宛て、合流を勸告した。武漢側は合體に異議はなかつたが、こゝに至らしめた責任者として、蔣介石の下野をその條件として希望したので、蔣介石は大局上一先づ身を退くに如かずとし突然下野を聲明して郷里浙江省奉化に歸臥するに至り、次で九月張群を従へ飄然日本に來遊したのであつた。

茲に於て武漢派は南京より迎へに來た李宗仁等と九江に於て相會したが、現に南京には主持する領袖不在にて時局は不安に陥り、而も孫傳芳等の餘勢がなほ殘留せる有様であるから、速かに合體を期することとし武漢派は中央黨部、國民政府を南京に移轉し、武漢には政治分會を設置する旨を決議し、次で汪兆銘を初め武漢派領袖は相前後して南京に到着し、茲に新南京政府の成立を見るに至つた。

然るにその善後策に就て意見の紛糾を來した。武漢派は第四次中央全體會議を開き第二、第三兩全體會議の決議案の承認を求むるに對し、南京側は賛成せず、その結果上海に於て談話會を開き、當時上海に集つてゐた西山會議派を加へて三派の大同團結のために南京に中央特別委員會を設くることに一致し、九月十五日成立し、共產派を正式に除名するに至つた。この中央特別委員會なるものは中央黨部の委託を受けて中央執行、監察兩委員會の職權を第三次全國代表大會の開會まで代行するものとして、過去に於ける武漢、南京兩派の措置を整理せんとするものである。そして三派は過去の相互間の攻撃を水に流し、總理の遺訓に服従し、一方清黨を繼續し、北伐を續行して最短期間に支那の統一を完成することを誓ふとの聲明を發表したものである。

汪兆銘は右の中央特別委員會の強大な職權に反對して辭職を通電して武漢に去り、汪と關係深き武漢にある唐生智も亦之に参加し、武漢政治分會の廢止に反對して起つに至り、更に廣東でも反對の聲をあげた。汪兆銘は武漢より更に廣東に赴き廣東政治分會主席に就き、陳公博、甘乃光等と共に中央特別委員會の取消し並に第四次中央全體會議を廣東に召集する旨を通電したのであつた。斯くの如く問題は紛糾して來たので、當時日本を漫遊中の蒋介石の歸國を請ふに至つたので、蒋介石は十一月十日上海に歸着した。汪兆銘は李濟琛等と共に廣東より上海に來り、蒋介石を迎へて更に善後策を協議した結果、十二月三日上海の蔣邸に於て各派の中央執監委員「全體會議豫備會議」を開き、十七年二月二日南京に正式の四中全會を開くことに決定と共に、左の決定を行つた。

- 一、中央黨部の恢復。廣東、武漢、開封、太原に政治分會を設くること
 - 二、容共政策の取消。共產黨員の除籍
 - 三、中央特別委員會の取消
 - 四、西山會議派の處分免除
 - 五、國民政府の改組
 - 六、軍事委員會の改組
- 而して汪兆銘の動議により蒋介石の革命軍總司令部の職權を復して北伐の完成を期する旨も

決議された。斯くして汪兆銘の主張は大體に於て容れられることとなつた。然るに偶々十二月十一日廣東に於て共產黨暴動あり、汪兆銘は之に關連ありとされて責任を問はれたので、突如フランスに去るに至つた。蔣介石の歸來により、蔣汪合作の實現を見んとした矢先に、又もや南京政府は蔣の獨擅場となつたのである。

武漢、南京兩派合併の餘波として問題を惹起した「四中全會」は民國十七年（一九二八年）二月二日、無事に南京に於て開かれて、共產黨の中央執監委員除名に伴ふ補充が行はれた。譚平山、林祖涵、于樹德、吳玉章、李大釗等の中央執行委員、毛澤東等の候補執行委員は正式に除籍され、徐謙、鄧演達等のシンバも處分されたのである。又廣東、武漢、開封、太原の四地方に政治分會を設けることも正式の決議を見た。其他中央黨部國民政府の改組案を通過し、斯くて蔣介石が共產派に包圍された武漢政府に反對して南京に政府を樹立した結果、兩派の國民黨の間に合法非合法の問題より相抗争し來つたのが四中全會に於て漸く整理して落着を見たのであるが、本年八月汪兆銘が重慶の國民黨中央黨部が共產黨に包圍されて、その自由意思を發表し能はざるを理由に第六次全國代表大會を上海に開いたのと似通つたところがあるから、この武漢、南京の兩派の合同は支那事變後の最近の汪兆銘コースに對して幾多の重要な示唆を與へるものである。而して共產黨の驅逐により國民黨内は一旦整理されたものの共產派は地下に潜り、共產軍は組織され他日の測り知るべからざる損害を支那及び國民黨に與へたのみならず、之と共に處分された國民黨左派も不平分子となつて今後の内亂に非常に大きな役割を演じたのであるから、誠に國共合作が拂つた犠牲も大きいと言はねばならない。

改組派

孫文によつて最初中國國民黨の改組が行はれて、國民黨と共產黨との合作が實現した廣東時代に、その影響を受けて國民黨内に特に共產派に親しみを有する國民黨の左派なるものが初めて生じたのである。勿論共產黨とは主義を異にするが純正の民主主義による急進派で、當時の汪兆銘はその旗頭として共產派からも推されて民國十五年國民政府を初めて廣東に於て樹立された時、最初の國民政府常務委員主席となつたものである。それで蔣介石が共產黨掃蕩を上海を中心にして斷行した後、武漢政府では遂に蔣を見限つてその主席を免じ汪兆銘を之に代へたのであるが後ち武漢、南京兩派が抗争をやめて合同した後起つた廣東の共產黨暴動に當つては、廣東政治分會主席であつた汪及び廣東委員は責任上、又は左派として之と關聯あつたものとされて中央黨部より處分され汪は停職となつたので外遊し、陳公博等は除名されるに至つた

こと前述の通りであるが、黨を離れた一派の中陳公博、顧孟餘等は上海に來り、陳公博は雜誌「革命評論」を、顧孟餘は「前途」を創刊し、「改組同志會」を作り大いに國民黨の改革を唱導したので一時改組派とも呼ばれ、汪兆銘は自然その首領のやうに扱はれるやうになつたのである。當時改組派と呼ばれたものは國民黨左派で所謂汪兆銘派がすべて改組派といふわけではなかつた。例へば顧孟餘、王法勤等も後には汪派と觀られたが、改組派の系統とは言へないのである。

第三次全國代表大會

中國國民黨第三次全國代表大會は北伐完成後、民國十八年（一九二九年）三月十八日南京に於て開かれた。蔣介石等の努力にて國民黨が北伐を完成し、全國統一するに至つたとて非常な得意であつたことは云ふまでもない。孫文の建國大綱に従へば即ち軍事の終了により軍政時期は終りを告げ、今や訓政時期に入つたことになるので、この三全大會は即ち訓政時期開始のための重要な意義を持つてゐた。

同大會に於て通過を見た黨に關する特殊の決議案には左の如きものがあつた。

- 一、汪兆銘に對しては大會より警告を發し、陳公博、甘乃光は永遠に黨籍より除名し、顧孟餘に對しては三年間黨籍を停止する。即ち汪兆銘及びその一派の左派はそれら處分を受けたのである。
 - 二、林森、張繼、沈定一、石青陽、鄒魯、謝持、居正、石瑛、覃振、茅祖權等の黨籍恢復を正式に追認する。即ち先に共產黨の專横に反對して除名された西山會議派は、既に黨に復歸を許されてゐたが大會に於て正式に承認されたものである。
 - 三、李宗仁、李濟琛、白崇禧等廣西派の黨籍を褫奪する。即ち廣西派が武漢に於て反亂を起し次で中央の討伐によつて敗れたが、その結果大會に於て正式に處分されたわけである。
- 政治方面の議決案の中重要なものは
- 一、孫總理の遺教により過去の一切の黨の法令を整理編成して一貫せる系統とし、その主要遺訓たる「訓政時期中華民國」を最高根本法とすること
 - 二、先に中央執行委員會で決定せる訓政綱領を正式に承認すること
 - 三、訓政時期の黨政府、人民の政權治權の行使の範圍及びその方法を確定すること
 - 四、地方自治の方略の順序を確定して政治建設の基礎を立てること
 - 五、教育の趣旨及び實施方針を確定すること

右の如く國民黨が國民政府を通じて現在まで實施し來つた諸政治の基礎は、實質的には實に第三次全國代表大會によつて定つたと謂ふべきである。因みに訓政綱領は左の通りである。

訓政綱領

中國國民黨は總理の三民主義を實施し、建國大綱に照して訓政時期に於て國民の政權行使を訓練し憲政開始に至つて全民政治を實現せしむべく左の綱領を制定す

- 一、中華民國は訓政期間に於ては中國國民黨全國代表大會より國民大會を代表して國民の政權行使を領導す
- 二、中國國民黨全國代表大會閉會時は政權を中國國民黨中央執行委員會に付託して之を執行す
- 三、總理の建國大綱に依照しその定むる所の選舉、罷免、創制、複決の四種の政權は國民に訓練を與へて逐次推行し以て立憲政の基礎を立つ
- 四、治權の行政、立法、司法、考試、監察の五項は國民政府に付託して總攬し之を執行して憲政時期民選政府の基礎を立つ
- 五、國民政府重大國務の施行の指導監督は中國國民黨中央執行委員會政治會議より之を行ふ
- 六、中華民國國民政府組織法の修正及び解釋は中國國民黨中央執行委員會政治會議より議決して之を行ふ

訓政時期は右の綱領に従つて三全大會よりスタートしたもので、支那事變の勃發した民國廿六年十一月は即ち新憲法公布により訓政時期が終了して憲政時期に入るの時期で、國民黨が孫文の建國大綱に従つて政權を國民に返還する形式を執らんとした時であつたが、不幸にしてその數ヶ月前に事變のためにお流れのまゝ現在に至つたものである。

擴大會議

北伐成功により全國統一は緒に就き、國民黨は共產黨をも處分して第三次全國代表大會を以て結束を固め我が世の春を謳つてゐたが、しかし支那積年の惡弊は短期日に一掃するにはあまりに深いものがあつた。之より一途平和建設に入るべき支那に果然内戦は踵を接して再び起つた。その直接原因は「編遣會議」と稱せられた軍隊整理會議にあつた。

民國十八年初め編遣會議によつて軍隊を縮小せざるを得なくなつた舊軍閥は不平を持ち、蔣介石が中央軍を増強して益々その獨裁的地位を確立するに至つたので、相次で反蔣運動を起すに至つたのである。右の形勢に照應して武漢、北平、太原、開封の政治分會は取消されていよいよ中央黨部の集權制となり一方集團軍總司令名義も取消された。先づ廣西派で汪兆銘系たる

張發奎が獨立を宣言し、次で李宗仁も反蔣軍を起して武漢を攻め取つたが間もなく敗れて廣西に退いて、次で先に病氣に名を藉りて北に歸つた行政院副院長兼軍政部長であつた馮玉祥が、同十八年五月兵を擧げ、之が片づきかけると唐生智、石友三等も中央に離反し、それから又間もなく翌民國十九年山西の閻錫山が陸海空總司令に就き、李宗仁が同副司令となり且つ擴大會議を提げて南京中央に抗することとなつた。茲に於て反蔣派の大聯合軍を以て未曾有の大規模の内戦が展開され、廣西軍、馮軍、石友三軍の山東軍に山西軍が新たに相策應して行動を起し、遂に河南の野に決戦が演ぜられ、雜軍たる反蔣派は強刃な中央軍のために一敗地に塗れたのであるが、之より先政治方面に於ては汪兆銘が主要人物として擴大會議を興して廣く南京派に抗するやうになつた。先づその代表格たる陳公博が北上して、山西派と折衝し、臨時政府組織計畫を樹て、次で馮派、改組派、西山派等合同の上中國國民黨常務會議を開き、國民黨の第一期、第二期及び第三期の全國代表大會選出にかかる中央執監兩委員を網羅する所謂擴大會議を開き、之により常務委員を選出し、政治會議を組織して以て國民政府の組織を決定し、軍事の一段落を以て全國代表大會を招集し、進んで國民會議を開催せんと計畫であつた。當時汪兆銘は既にフランスより歸國して香港にあつたが情勢が發展したので顧孟餘、曾仲鳴等を伴ひ同年七月天津に到着した。その結果八月七日正式に擴大會議が北京に於て開かれ、擴大會議宣言、中央政治會議議則、擴大會議組織大綱が決定した。その大要は（一）獨裁政治を排撃し國民會議の召集に着手すること（二）人民の權利保証（三）地方自治の實現、訓政時期の事業を完成し憲政時期に導く（四）黨と政府との權限を決定す（五）民衆政治の基礎を扶植す（六）黨外よりと雖も人材を登用す（七）中央、地方の權限を確定し中央集權、聯省自治の弊を排す

右により成立せる北平中央黨部の組織は中央黨務委員には汪兆銘、許崇智、謝持、趙戴文、王法勤、茅祖權、柏文蔚を推舉し、政府組織に當つては閻錫山主席の下に閻錫山、馮玉祥、汪兆銘、唐紹儀、李宗仁、謝持の七名が政府委員に推されたが、その時張學良が南京加擔を表明し、戦敗で氣が弱つてゐた閻錫山は急に軟化して下野宣言を發したため擴大會議はもろくも一朝の夢として消えてしまつた。その頃南京に於て開かれた四中全會では汪兆銘、閻錫山、馮玉祥、黃紹雄、趙戴文等廿一名は永久に國民黨より除名する旨を決議したものである。しかし永久除名も情勢の變化で忽ち復黨が許される有様であるから、斯る黨の制裁も左程の効果をあげ得ないものである。

廣東非常會議

擴大會議の潰滅により南北分立の危機が救はれ、反蔣戦も中央派の勝利に歸したので、一層活氣づいた國民黨では、訓政時期の開始に伴ひ速かにその期間の臨時憲法たるべき「訓政時期約法」の制定を必要とし、従つて之を議決する「國民黨」の召集の準備に着手したのであつた。當時國民政府には先にソ聯を訪問して歸國した胡漢民が、彼と兩立し難い汪兆銘の去つた後に立法院長として蒋介石とコンビを爲してゐたが、やはり獨裁的な蔣とは兩立出來ず、それが約法問題で正面衝突するに至つたのである。

約法問題に對する兩者の主張は蒋介石は訓政時期には國民の據るべき根本法なかるべからず一日も速かに國民會議を召集して約法を制定せねばならぬとするに對し、胡漢民は訓政時期は短期間であつて間もなく憲政時期を迎へるので、正式憲法の公布までの短期間にわざ／＼約法を設ける必要はないから現状のまゝで、速かに直ちに憲法の實施の準備を爲すべきであるといふのである。いづれも理由あつて互ひに譲らず遂に蒋介石は民國二十年三月彼を軟禁してしまつた。廣東派の總帥たる胡漢民がこの憂目を見たので、廣東政治分會に據る廣東派の中央委員等即ち古應芬、鄧澤如、林森、蕭佛成等は同年四月蔣に對して下野勸告の通電を發し、之より廣東派の南京に對する抗争が新たに生じた。しかも國民會議は同五月召集されて豫定通りに「中華民國訓政時期約法」を通過し六月公布されたのである。この約法が現在行はれてゐる譯である。

先に擴大會議に失敗して香港に去つた汪兆銘は同五月唐紹儀、孫科等と共に中央執監非常會議を廣東に開き、茲に廣東、廣西兩派の提携になる新國民政府が廣東に於て成立するに至つたのである。

廣東政府の政務委員には唐紹儀、汪兆銘、許崇智、孫科、古應芬（以上常務委員）、鄧澤如、林森、蕭佛成、陳濟棠、李宗仁、唐生智、李烈鈞、陳友仁、伍朝樞、李文範、謝持、居正、劉紀文等が擧げられてゐて、之等國民黨の有力分子が結束して蒋介石の獨裁に反對して起つたのであるから、蒋介石初め南京側でもなるべく穩便に解決を謀るべく、廣東政權と關係深き張繼、吳鐵城を差し向けて妥協策を講じてゐたのであるが、まだ埒の明かぬ矢先に滿洲事變が勃發するに及んで、忽ち舉國一致國難に赴くの理由の下に妥協が成り、廣東非常會議は四ヶ月にして消滅することになつた。

第四次全國代表大會

滿洲事變勃發の翌日廣東非常會議は最高委員會を開いた結果、宣言を發表して共に國難に當

るために廣東國民政府を自發的に取消す條件として、和平統一會議を開き統一政府を組織すること、蔣介石は下野することを主張した。兩派妥協の先聲として胡漢民は漸く自由を回復し、次で廣東より汪兆銘、孫科、伍朝樞、李文範、陳友仁、鄒魯の六名が代表として上海に到着し、蔣介石も南京より上海に來り、十月二十二日蔣介石、汪兆銘、胡漢民三巨頭の會見が行はれた上、時局收拾に關する協議が開かれ、妥協の根本意見は一致するに至つた。續いて和平統一會議が開かれたが、一旦廣東に於て非常會議を開いたこととて例の如く黨問題の處理が頗る面倒であつたが、漸く到達した妥協案として第四次全國代表大會は豫定通りに南京、廣東に於て別別を開き、中央執監委員數を百六十名とし、會て中央執監委員にあつた者は一律當選することとし、共產黨員にして除名されたものを除く百十二人があてられ、更に双方にて四十八名の各半數を選出して補充を行ひ、以て互ひに承認することとなつたのである。

右の結果南京側では十一月十二日「第四次全國代表大會」を開き、和平統一會議の議決案に従つて、新たに中央執行委員十八名、同監察委員六名合計二十四名を選出、廣東側でも十一月十八日同様大會を開いたが、内部で意見分離した結果流會となり、次で十二月三日上海に移されて續會して漸く統一會議の議決による定數の選出を終つたのである。斯くて双方の四大大會で各々國難に際し國內統一を表示する通電を發した上、大會後合同が行はれ、次で第一次中央全體會議を南京に開いて中央の制度組織の改革案を通過して國民政府も新たに踏み出したのであるが、蔣介石は諒解に従ひ國民政府主席を辭して林森に讓るに至つた。

右のやうに第四次全國代表大會は南京、廣東兩派双方で別々に開いて中央執行委員を選出したのが主たる任務で、たゞ南京側の大會で僅かに和平統一、阿片禁止、在外華僑保護問題、馬占山軍援助及び蔣介石の北上と失地恢復の決議等當面の問題のみを決議したに止まつた。次で問題の胡漢民も漸く自由を得て上海に來り、一方蔣介石下野の問題も實現するに至つたので、兩派は最後の妥協成り、同年十二月二十二日から「第一次全體會議」を南京に於て開くに至つた。それでこの一中全會が謂はゞ四大大會の實質を帯びたもので、左の如き重要決議案を通過し、斯くて大荒れに荒れた第四次全國代表大會は形式的に一先づ落着を見たのであつた。

一、國民政府組織法の改正

二、軍事委員會の設置

三、政務委員會の設置

右の結果は林森が國民政府主席となり蔣介石は郷里浙江省奉化に歸つたが、之に隨つて蔣派が續々南京を引揚げ廣東派が之に代り、行政院長に孫科が就任するに至つたけれど、力の伴はざる新政府首腦部の下には内部が安定せず、しきりに蔣介石再出馬を促す運動が起つたので、

汪兆銘等蔣の再起を促した結果、兩巨頭の諒解が成立し、蔣は新機關の軍事委員長として復歸、孫科は行政院長を汪兆銘に譲るに至つた。

南京時代の汪兆銘

民國二十一年（一九三二年）一月一日成立した南京新政權には中央常務委員に胡漢民、汪兆銘、蔣介石、于右任、葉楚傖、顧孟餘、居正、孫科、陳果夫の九名が選出され、内汪兆銘、胡漢民、蔣介石が中央政治會議常務委員となつたのであるが、胡漢民は病氣と稱して再び出でず、蔣介石は陸海空軍總司令の職を辭して軍事委員長として専ら軍事方面に力を濫ぐこととなつたので、政治方面は汪兆銘が主として當ることとなつたわけで、國民政府は行政院長孫科、立法院長張繼、司法院長伍朝樞、考試院長戴天仇、監察院長于右任となり、各部長も廣東派の勢力が多く占めるやうになり、次で汪兆銘は行政院長となり實務に當るやうになつた。二月廿八日上海事變勃發後國民政府は名義上一時河南洛陽に移されたが、依然南京に政府の中心を置いてゐた。

汪兆銘は引續き行政院長として活動してゐたが、滿洲を失つた張學良が失地回復に努力せ

ず、責任をも負はず蔣介石との關係が良好であるため改めて北平軍事分會委員長に用ひられ、河北綏靖公署主任として羽振りを利用されてゐるのに憤慨した汪兆銘は、張學良を彈劾したが、その意思を貫徹出来なかつたために病氣と稱して休暇を請ひ、民國二十一年九月又もフランスへ行つてしまつた。然るに滿洲事變が更に國內に進展するに至つたので、翌年三月倉皇として歸國して復職した。次で外交部長をも兼ねていよく縦横にその手腕を發揮するに至つた。

汪兆銘氏等は支那が滿洲事變に關して國際聯盟や九國條約を頼みにして來たが、支那にとつて何等の救ひとならず、徒らに「失地回復」を叫んで抗日を煽つても結局益々支那を不利に導くこととなるので、この際救國方針なるものに大訂正を加へて「長期抵抗」まで一切の抗日的標語を引込め、救國の先決問題は國內統一を實現し建設計畫を實行して内の充實を圖るにありとし、汪行政院長は蔣介石との連名を以て民國二十三年（一九三四年）二月、全國に對し協力一致國難打開の訓令を發した。一方政治的にはその後も依然半獨立的政權を存續する廣東の合流を策し、共產軍の討伐を強行し、その他新生活運動の提唱、建設事業の促進に努力するやうになつた。「内政修明は、今日支那の執るべき外交方針である」との汪外交部長の趣旨に基いて、日本に對しては極力摩擦を避け、「一面抵抗、一面交渉」の看板を掲げつゝ、一にも内政の改善、二にも内部の充實の方針で進んだ。それで昭和九年度のわが議會で廣田外相が行つた不脅

威、不侵略の原則の演説に應じて、汪兆銘氏は對日根本方針を左の如く表明したものだつた。

「支那現在の急務たる國家の統一及び建設の實現のためには長期間の平和を必要とするところ、世界の現狀に鑑み吾人の欲する平和は廣義のもので、隣國たる日本は勿論何れの友邦とも平等の原則に依り親善關係の増進を欲するものである。孫總理が會て神戸に於て爲した『日支兩國は何れの點よりするも提携を必要とする』旨の演説は總理終生の方針であつたと共に、革命に對する日本朝野の援助に鑑みても兩國親善の必要を了解し得べく、最近に於ける兩國間の情況は誠に遺憾であるが、過去の歴史に鑑み相互の誠意を以てせば之が解決を爲し得べきを信ずる。廣田外相の演説はその精神に於て吾人年來の主張と一致し欣幸に堪へない所であるが、吾人は滿腔の誠意を以て平和的正常の方法に依つて兩國間の一切の紛糾を解決せんと欲するもので、相互排斥の言論行動及び猜疑心を除去するに於ては總理の希望たる兩國の提携を實現し得べきことをこの際率直鄭重に聲明するものであつて、要するに兩國が一時的の感情、利害に拘泥せず正視と正義を以て兩國間の永久的平和を計るに於ては兩國の根本問題は合理的解決に到達し得るであらう。」

又その頃蔣介石も鈴木中將との會見後に於て、滿洲事變以來初めて、抗日取締に關する意思を發表したものであつた。

然るに北支停戰協定成立以後も北支に於て抗日テロ團の活動熄まず、頻々として不詳事件が續出し、汪、蔣等の右の如き聲明があつた後に於ても何等改善の跡を見ないで、果ては同年五月には天津に於て親日支那新聞社長二名が暗殺されるに至つたので、わが關東軍及び駐支軍に於ては遂に斷乎たる態度を以て臨むに決定し、三ヶ條より成る通告文を支那側に手交するに至り、問題は俄然重大化して來た。汪兆銘氏は外交部長として何とか問題を圓滿に解決すべく、外交次長唐有壬をして在南京駐在武官と折衝せしめた上對案を示したが、わが方の容るる所とならず六月九日に至つて梅津天津司令官より當時北平軍事分會委員長何應欽に對して最後の通牒を發するに至つたので、汪行政院長はその翌十日、國民政府命令を以て左の日支邦交敦睦令を發したのだつた。

「我が國自立の道は内は政治、文化を促進して國力の充實を圖り、外は國際信義を恪守して國際平和を維持し、殊に先づ隣邦と睦誼を修むるにあり。この點に關しては中央は既に屢々警告を發したり。凡そ我が國民は友邦に對しては敦睦を篤うし、排斥及び惡感挑發の言論所爲等あるべからず、殊にこの目的を以て如何なる團體と雖も國交を妨ぐるを得ず。茲に特に重ねて禁令を發す。違反者は嚴罰に處す。」

之と同時にわが方の要求を容れた結果所謂「梅津・何應欽協定」が成立するに至つた。その

内容は

- (一) 駐平政務整理委員會の撤廢
- (二) 軍事分會の撤廢
- (三) 中央直屬軍隊第二師、第廿五師並にその附屬機關一切の河北省外撤退
- (四) 于學忠第五十一師の河北省外撤退
- (五) 國民黨及び市黨部の河北省外撤去
- (六) 藍衣社の解散

右の内容は當時秘せられてゐたが、右に對し支那側内部では明らかに主權の侵害であると、汪兆銘氏の態度が軟弱に過ぐるものとして非難の聲が轟々と起つて來たので、汪氏も遂に同年八月病氣を理由として辭表を提出するに至つた。然しながら當時の國民政府の根本方針は動かし得ざる程に確立されて居り、建設事業は着々として進んで國內の政情は比較的安定してゐる時であつたので、蔣介石の強力な支持を得てゐる汪氏に對しては、やはり慰留派が大勢を制した結果、汪氏も居据わり引續いて従前通りの對日方針を執つた。汪兆銘氏が親日派とか知日派とか呼ばれるやうになつたのはこの頃からで、同時に往年の左派から今では全く實際的政治家になり切つたのである。

しかし日支關係の調整は之でも實現するに至らないで、北支では次から次へと問題が生起して益々困難な狀況になつて來た。北平政務整理委員會は、その後王克敏氏を委員長代理としてゐたが、八月末には遂に撤去となり、北支は中央の直轄となつた。然し皮肉にも次で北支に自治運動が起り、再轉して北支に新事態を生むやうになつた。之より先、十一月一日に開會式を舉げた六中全會の開會當日、行政院長汪兆銘氏は兇漢の襲ふところとなつて負傷するに至つた。對日外交の犠牲となつたのである。この日南京中央黨部に於て六中全會の開會式が舉げられ、終つて記念撮影をすべく一同大禮堂の前庭に出で、撮影後汪氏が中央黨部の屋内に引返さんとする刹那、突然兇漢が群衆の中から現はれ汪氏を目掛けて十數發を發射した。汪氏は左頬、左腕及び背後から體内に入つた一彈と三彈を受けた。幸ひにして急所が外れてゐたので生命に別條なく、それより間もなく上海に赴いて治療を受くるに至つた。次で間もなき十二月に開かれた第五次全國代表大會及び一中全會を経て國民政府の新陣容成り、行政院長は蔣介石が兼任し、外交部長には張群が新任して大體汪氏の方針を踏襲したが、この時北支に於て自治運動より新政權樹立へ發展の情勢となり、北支の學生團が分離に反對して騷擾を起し、それが南京・上海に波及し、その騷ぎの中に汪兆銘氏の股肱であつて、北支事件に當り日支間の折衝に當つた前外交次長唐有壬氏も十二月廿五日上海に於て兇漢に暗殺された。汪兆銘氏は環境の益

益非なるに心をくさらせ、翌年三月獨逸に於て治療を受くるを名として國を離れてしまつたのである。

汪氏の去つた後の南京國民政府の對日外交は張群の外交部長の下に、表面左程の變化もなかつたが、北支事件を境として内面では日本に對する武装強化が急激に講ぜられるやうになり、その對日態度は漸次に變化し、支那事變を生むの素因の一つとなつたのである。

第五次全國代表大會

中國國民黨第四次全國代表大會は民國廿年（一九三一年）十一月に開かれたのであるから、通常ならば第五次全國代表大會は民國廿二年（一九三三年）に開かるべき筈であつたが、當時蔣介石は江西省を中心として共產軍の討伐最中であつたので一年延期となつた。よつて中央黨部では翌廿三年に五全大會を開催すべく諸準備を進めてゐたところ、その主要議題たる憲法案を初めその他の議題に對して廣東に據つてゐる胡漢民、李宗仁等西南派が反對し、中央では飽くまで西南派と妥協する趣旨から五全大會を延期して更に議題を練ることとなつた。次で同年十一月に開かれた五中全會でいよいよ翌民國廿四年十一月十二日に五全大會を開くことを正

式に決議し、斯くて同大會は期日通りに足掛け四年振りに南京に於て開かれたのであつた。之より先共產軍討伐は前年十月赤都瑞金が陥落してより順調に進捗し、五全大會には山東省政府主席韓復榘、廣東派の首領胡漢民、廣西派の李宗仁、山西の閻錫山に馮玉祥まで出席し、初めて見る舉國一致を示した大會となつた。

五全大會は憲法及び之を議決すべき國民大會の召集の件が主要任務であつたが、大會では憲法案を一般に發表して國民に検討の機會を與へること、國民大會の召集期は中央全體會議に決定せしむることを議決した位で、その他には左程の重要議決もなかつた。同大會で行はれた蔣介石の外交演説は、新たな對日態度を示唆したもので、これは國民黨の支那事變勃發まで變らなかつた最高外交指標を爲したもので、極めて重要視されるものであるが、その結論においてかの有名な「最後の關頭」について述べてゐるので、結論のみを全譯して参考に供する。

「吾が民族は全世界人口の四分の一を占め、その盛衰と興亡とは全世界の和平及び全人類の福利に影響するもの至つて深く且つ大である。各友邦の賢明なる政治家は必らずこゝによく見るべく、而して東隣日本は東亞の和平と彼我兩國の福利とに關して亦必ず關心殊に切である。吾人今日唯だ求むるものは本國に對しては自存を求め、國際に對しては共存を求むるの

みに過ぎず。他に何物もないのである。誠に國內に對しては健全堅實の改進を爲し、各友邦に對しては坦懷誠實に交はるにあるを以て必ず内外の之を諒解する日のあることを信ずるのである。

吾人は上述の三項の意見に基き、苟くも國際の變化に當り我が國家生存、民族復興の路を遮斷せず、吾人は國家と民族の利害とを主要の對象とし一切の枝葉問題には最大の忍耐を爲し、且つ主權を侵犯せざるを以て限度とし、友邦の政治と協調を謀り、以て互惠平等を原則と爲し、友邦との經濟合作を謀るべく、然らざれば將に黨國の命に聽き最後の決心を下すであらう。中正敢て回避せず。之を質言すれば和平未だ完全に絶望時期に到らざれば決して和平を放棄せず、犠牲未だ最後の關頭に到らざれば亦決して輕々しく犠牲を言はず。個人の犠牲は事小にして、國家の犠牲は事大である。個人の生命には限り有るも民族の生命は無窮であるが故である。果してよく和平し得るか和平に限度があり、犠牲は犠牲の決心ありて以て最後の犠牲の決心を抱定するのである。而して和平最大の努力を爲し國家の奠定民族復興の目的を達することを期す。是れ正しく本黨の救國建國の唯一の大方針であると深く信ずるのである。」

五全大會は例の如く中央執監委員の選舉と大會宣言とを可決して閉會したが、同大會に於て

選舉された中央委員は左の通りである。本年八月末上海に於て開かれた六全大會では中央委員の選舉に當り、五全大會の委員全部の重任を可決したので、六全大會の委員と共通となつてゐるし、將來の政局の推移に深い關係を持つ者が少くないであらうから特に掲げた次第である。

第五次中央執行委員(百二十人)

蔣介石、汪兆銘、胡漢民、戴傳賢、閻錫山、馮玉祥、于右任、孫科、吳鐵城、葉楚傖、何應欽、朱培德、鄒魯、居正、陳果夫、何成濬、陳立夫、石瑛、孔祥熙、丁惟汾、張學良、宋子文、白崇禧、劉峙、顧祝同、朱家驊、楊杰、馬超俊、張治中、曾擴情、賀衷寒、蔣鼎文、方覺慧、陳濟棠、黃慕松、錢大鈞、韓復榘、何鍵、曾養甫、劉廬隱、陳誠、周佛海、徐恩曾、洪蘭友、余井塘、陳策、邵元沖、張道藩、陳布雷、方治、陳公博、梁寒操、李宗黃、劉紀文、徐源泉、潘公展、王法勤、柏文蔚、王陸一、張群、劉維熾、吳醒亞、丁超五、趙戴文、蔣伯誠、顧孟餘、甘乃光、陳繼承、蕭吉珊、王以哲、李文範、張厲生、周伯敏、王柏齡、苗培成、劉健群、谷正綱、梅公任、余漢謀、鄭占南、王漱方、朱紹良、林翼中、谷正倫、傅作義、吳忠信、王祺、黃旭初、戴愧生、于學忠、陳肇英、張沖、蕭同茲、周啓剛、麥斯武德、衛立煌、洪陸東、焦易堂、李生達、田崑山、羅彙賢、貢覺仲尼、樂景濤、李揚敬、唐有壬、王泉笙、繆培南、王均、熊式輝、夏斗寅、鹿鍾麟、王伯群、徐堪、傅秉常、劉湘、陳紹寬、陳儀、彭學沛、茅祖權、沈鴻烈

中央候補執行委員(六十人)

吳開先、薛篤弼、葉秀峯、賴璉、谷正鼎、陳調元、俞飛鵬、經亨頤、蕭錚、吳浩峯、陳樹人、李品仙、鄧家彥、林壘、朱霽青、時子周、陳慶雲、王用賓、劉建緒、傅汝霖、張強、王正廷、黃季陸、唐生智、黃實、余俊賢、李任仁、宋慶齡、曾仲鳴、張定璠、吳保豐、羅家倫、趙棣華、李敬齋、楊永泰、羅翼群、尼馬鄂特索爾、馬鴻逵、謝作民、段錫明、陳伴嶺、王懋功、楊愛

源、陳訪先、李嗣璣、程潛、張鈞、鄭亦同、張貞、張知本、陳耀垣、趙丕廉、諸那、王崑崙、趙允義、區芳浦、程天固、詹菊似、石敬亭、吳經熊

(註、右の内死亡、胡漢民、唐有任、李生達、韓復榘、曾仲鳴、朱培德、楊永泰等約十五人)

第五次中央監察委員(五十人) 林森、張繼、蔡元培、吳敬恒、張人傑、楊虎、邵力子、李宗仁、謝持、楊虎城、王寵惠、許崇智、張發奎、陳璧君、恩克巴圖、柳亞子、蔣作賓、褚民誼、程天放、胡宗南、香翰屏、黃紹雄、宋哲元、商震、邵華、李煜瀛、李烈鈞、孫連仲、薛岳、劉鎮華、龍雲、李福林、龐炳勳、麥煥章、林雲陔、蕭佛成、賀耀組、王子壯、覃振、姚大海

中央候補監察委員(三十人) 章嘉、熊克武、安欽、秦德純、盛世才、王秉鈞、司倫、王樹翰、徐永昌、張任民、李蕩平、雷震、歐陽格、王世杰、劉文島、李次溫、何思源、劉守中、譚道源、彭國鈞、聞亦奇、鄭青陽、張默君、狄膺、楊庶堪、唐承儀、馬麟、郭泰祺、崔廣秀、潘雲超、何世楨、胡文燦、蕭李綺、肅忠貞、孫鏡亞、陳嘉祐、溥侗、黃麟書、陸幼剛、楊熙績

(註、右の内死亡、唐紹儀等約四人)

共産黨との妥協

蔣介石が綏遠事件の解決に次いでいよいよ共産軍の徹底的掃蕩を行ふべく、民國廿五年(一九三六年)十二月その前線本部たる西安に赴き、責任者たる西北剿匪副司令張學良にその實行方

を督促してゐた矢先に、張學良は西安綏靖主任楊虎城と協力して突如蔣介石を監禁して所謂「西安事變」を惹起した。當時張學良の部下たる舊東北軍は前線に於て既に共産軍と狎れ合ひ、張學良の命令も行はれず事實停戦の状態にあつたものである。前線にある舊東北軍には早くより共産黨の宣傳の手が延び、之に感化せる青年將校も甚だ少なくなく、彼等は同胞が相殺戮することを止め共同戦線を張つてその故郷滿洲の回復を圖らうといふ主張をするやうになつてゐた。蔣介石はかねてから舊東北軍の素質が悪いので、機會あれば之を改編せんとする意向を持つてゐたが、右のやうな傾向となつて來たのでいよいよ之を實行する心組みとなつたため、張學良は遂に進退に窮し、同月十二日その部下等に動かされて共産軍と妥協を謀る意圖の下に斯る思ひ切つた舉に出たものであつて、蔣介石を監禁して後に要求せる次の八ヶ條は即ちその目的を達せんとしたものであつた。(一) 國民政府を改組して各黨各派を包容すること(二) 内戦を停止すること(三) 政治犯人を釋放すること(四) 沈鈞儒、章乃器等救國會幹部七名(人民戦線派の幹部にして先に國民政府當局に逮捕監禁されてゐる者)を即時釋放すること(五) 言論結社集會の自由(六) 愛國運動の保障(七) 救國會議を速かに開催すること(八) 孫文の遺囑を實行すること。然るに一度西安事變起るや全國は一致して張學良等の非を責め、反蔣のたみに起つものもなく、剩へ國民政府の態度は強硬で蔣の生命の安危に拘らず張等に對し討伐軍を

起したので、張等も案に相違したので忽ち軟化し、且つ蔣とも諒解が成つて事件は解決するに至つたのであるが、事變中に舊東北軍と妥協せる共產派は西安に入り込み頼に赤色を呈するに至つた。事變後は之を動機として却て共產派、人民戦線派の活動は活潑となつて民族戦線、統一救國運動の名の下に勃興し、一方西北地方に於ける共產軍も活氣を呈して來た。この情勢下に變を聞いて直ちに獨逸より歸國の途に就いた汪兆銘は一月十四日上海に歸着し、蔣介石を奉化に見舞つて西安の事態收容策、對共產派策等を協議し、南京に入つて「中央政治委員會主席」の新職に就き、心身を新たにしてい再びその巨大なる政治手腕を揮ひ始めたが、汪氏はその就任に當り、記念週に於ける演説に於て人民戦線派及び共產黨を猛烈に攻撃して次の如く述べてゐるのである。

「人はよく攘外而して安内をいふが、上海事變當時政府は前線の江西軍の救援に赴いたが、共產軍は江西の贛州を猛撃した。又北支戰當時古北口に於て政府は長江軍の救援に赴いたが、共產軍はその時江西の撫州を撃破し南昌を攻めた。この兩度の苦々しい經驗に武装同志及び心ある人は銘心刻骨せるは明らかである。内安らかならずして外を攘ふは不可能である。茲數年間の血戦は安内が攘外より重いと看ざるを得ない。又共產軍は共同禦侮を表示したといふがその保障がなければならぬ。先年共產黨が加入して後、その言行は一致せず、之が因となつて紛糾が起つた。共產黨の不信は革命のために手段を擇ばぬからだ。斯る過去の經驗は我等の注意を喚起させるに値ひするであらう」云々と。

二月十五日より三中全會が南京に於て開かれた。西安事變より惹起された諸問題を處理することが自ら同會の重要議題となつたものであるが、特に「赤禍根絶案」が主席團より提案され可決されたことを記さねばならない。主として汪氏の斡旋によるのである。之より先共產黨は三中全會にあて、國共妥協のため左の提案を寄せて來た。

中國國民黨三中全會諸先生鈞鑒、西安事件が和平解決せるは國を擧げて慶祝するところなり、今後和平統一、團結禦侮の方針を以て國家民族の幸福を實現し得べし、日寇猖獗して中華民族の存亡一髮千鈞の際、我が黨(共產黨)は貴黨(國民黨)三中全會が次の各項目を以て國策と定められんことを切望す

- (一) 一切の内戦を停止し國力を集中して一致して外に當る
- (二) 言論、集會、結社の自由と一切の政治犯人の釋放
- (三) 各黨、各派、各界、各軍の代表者會議を召集し、全國の人材を集中して共同して國を救ふ
- (四) 對日抗戰の一切の準備工作を迅速に完成す
- (五) 人民の生活を改善す

若し貴黨三中全會が果して良く毅然、且つ決然として以上の國策を確定さるゝならば我が黨は團結禦侮の誠意を表示する爲め、貴黨三中全會に對し次の如き保障をなすに吝ならず

(一) 全國何れの地に於ても國民政府を顛覆するが如き武装暴動の方針を停止す

(二) ソヴェト政府を中華民國特區政府と改名し、且つ紅軍を國民革命軍と改名し、直接南京中央政府並に軍事委員會の指導を接受す

(三) 特區政府の区域内に於ては普通選舉を行ひ徹底的の民主制度を實施す

(四) 地主の土地を沒收する政策を中止し、且つ抗日民族統一戦線の共同綱領の執行を堅決す。國難日に旺んる時我等は國家の爲め忠誠なるを天日に誓ふ。國家の爲め諸先生が我が黨の誠忠を容れられ、全國民族の救亡統一戦線を實現せしめられんことを望む。我等は等しく黃帝の子孫たり、同じく中華民族の兒女たり。國難に當り一切の成見を拋棄し親密に合作し、共に支那民族の最後の解放の偉業に赴かん。茲に謹んで電達して明教を待ち並に民族革命に敬禮を致す

而して三中全會は左の要旨より成る「赤禍根絶案」を以て答へたのである。

中國國民黨は總理の遺教を奉じ力を國民革命に致し國力を集中して統一の基を定め、中國の自由平等を謀るが故に、三民主義を服膺して革命方略を遵奉し、國民革命に共同努力せんことを願ふ者は、引いて同志となし、誠を竭いて容納した。之は總理が興中會、同盟會、中華革命黨を創立してから中國國民黨に至るまでの一貫した精神である。故に興中會、同盟會の時代に於ては、民族意識を具有する志士を入會させ、民國十三年(一九二四年)本黨改組の時には、共產黨の個人としての加入を許したのである。然るに共產黨員は本黨で加入した後、終に誓言を食み、本黨掩護の下に在つて、始めは本黨に對して陰に壁壘を分ち、繼いで本黨を分化しようとした。然し當時本黨は之を容認し、其の自悔を冀つたのである。國民革命軍が湖南に出で、武漢を克服するや、彼等は本黨と民衆との連繫を遮斷して赤化の禍種を植ゑ、本黨の革命建國の基礎を顛覆しようとした。——南京、上海に東下した軍隊の行動を妨害

し北の方河南に進んだ軍隊を牽制し、終に湖南、湖北の恐怖を演じ、南京、武漢分裂の痛史を構成し、北伐の大業は殆んど停頓しようとした。夫れのみならず、紅軍の組織を唱へ、本黨幹部を破壊し、階級闘争を鼓吹し、革命政權を奪取した。本黨は黨の基礎を鞏固にして北伐を完成し、以て人民を救済するが爲めに「清黨」を行はざるを得なかつたのである。然るに彼等は尙ほも邪説を唱へて青年を惑はし、隊を成して騷擾し、十餘年間に亘つて十數省を毒した。武漢、南昌、廣東、長沙及び廣東の陸豐、海豐、福建の龍巖、永定、江西の吉安、上饒、永新、銅鼓、弋陽、湖南の平江、瀏陽、華容、湖北の沔陽、黃安、監利、河南の商城、潢川等の縣匪の至るところ、田疇、墟となつた。又偽政府を立て、江西廣東、福建、浙江、湖南、湖北各省は、彼等の蹂躪を受くること最も久しかつた。中央は人民を保育する責任があり、人民を毒害する匪類に對しては、之を一掃する外ない。數年來の討伐は我が將士の智勇忠誠、三民主義を持して犠牲奮闘した結果、よく彼等の根據地を恢復した。且つ其の後處置宜しきを得た爲め、數月ならずして舊觀に復し、民は業を安んじてゐる。我の寛仁を以て彼の殘暴に易へたのであるから、婦人子供も夫れを知つてゐる。彼等は江西の總崩壞後、湖南、貴州、雲南、四川、甘肅、陝西寧夏、青海、山西各省を荒し、城市農村の經濟を破壊した。

九・一八以來國難嚴重なるに際し、國民は統一政府の下に國力集中を實行し、精誠團結して建設に當り、國防を充實して外侮を防いだのに、共產黨人は國家危急存亡の際に乗じて擾亂を事とし、淞滬の役(上海事件)には贛州(江西)を猛攻し、長城各口の役には撫州(江西)を猛攻して南昌に及び、我が

抗敵の師を牽制した。これ等は舉國皆憤るところである。今や共產黨人は邊隅に窮し、輸誠受命の説を唱へてゐる。本黨は博愛を旨としてゐるから、決して人の自新の路を斷つものではない。然し誤まりは再びしてはならぬ。彼等が眞に悔禍し、三民主義に服従

し、國法を守り、軍令を嚴守し、東身して支那の良善の國民となるに非ざれば、中央は國家の治安を保持し、全國人民の生命財産を維護する爲めに、億萬人永久の利害を顧みずして少數巧言暴行の徒を赦す（姑息少數巧言暴行之徒）譯には行かないのである。目前最低限度の辦法に就いて云へば、第一、一國の軍隊には統一の編制と號令とがあるべきである。一國家内に主義絶對相容れない軍隊が並存すべきでない。故に徹底的に『紅軍』其の他の名義を假借する武力を取消さなければならぬ。第二、政權統一は國家統一の必要條件であり、如何なる國家でも一國內に兩種政權の存在を許すものはない。故に徹底的に所謂『ソヴェト政府』及び其の他統一を破壊する一切の組織を取消さなければならぬ。第三、赤化宣傳は、救國救民を職志とする三民主義と絶對に相容れないのみならず、我が國民の生命、社會生活と極端に相背してゐる。故に須らく根本的に赤化宣傳を停止しなければならぬ。第四、階級闘争は一階級の利益を以て本位とし、其の方法は整個（全體）の社會を以て種々對立の階級に分成し、之をして相仇視せしむるのである。故に民衆奪取と武裝暴動の手段に出で、社會に不安を與へるのである。根本的に階級闘争を停止せねばならぬ。

要するに、獨立自主の國に於ては、反國家・反民族而して外力に依附する團體の存在を許容することは出来ない。民生を殘害し道徳を毀棄する行爲をも許容することは出来ない。本黨は建國立人の責を負うてゐるが、共產黨の封建・割裂・專制・殘酷の策略、及び其の國際組織を以て背景とし、國家の統一を破壊する行動と宣傳は、實に建國立人の要旨と絶對に相反してゐるのである。吾人は知らねばならぬ——先づ中華民族固有の精神と道徳を恢復し、中華獨立自主の人格を確立したならば、乃ちよく中華民國固有の版圖を恢復し、我が中華民族歴史の光榮を承繼し、以て三民主義を實現することが出来るといふことを。故に赤禍の必ずや根絶しなければならぬといふことは、我が國家民族を維護する爲めに、至

當不易の大道である。凡そ此の旨を悟り、果して決心を具し、而して事實を以て全體國民の前に表曝するものは、均しく容許するところであるが、然らざるものは、國脈民命を以て重しとなし、決して輕々しく詭言を信じ、國家民族に無窮の患を貽すことは出来ないのである。之は乃ち本黨責任の在るところ、敢へて全國同胞の爲めに昭告をなすものである。

然るに拘らず國民黨と共產黨との妥協折衝は南京、西安及び蔣介石の滞在せる浙江奉化を中心にして進められ、三月一日西安に於て中央側代表張冲等、共產黨代表周恩來との間に（一）一切の内戦を停止し一致して外に當ること（二）國民大會に於て各方面の人材を收容すること等を條件として兩軍間の休戦交渉が成立するに至つた。而して支那事變の勃發を機縁として統一戦線結成の理由を以て遂に國共合作の交渉は急速に進捗し、遂に九月二十日「中國共產黨中央委員會」は左の如き宣言を發表し、之に對し蔣介石は談話の形式を以て之を容れる旨を聲明したることによつて、その實現を見るに至つた。

中國共產黨の宣言の要旨 國難極端に嚴重にして民族の生命存亡の此の危機に當つて我等は祖國の危亡を挽回救助する爲め和平統一、團結禦侮の基礎に立ち、已に中國々民黨の諒解を得て共に國難に赴く事を決心した。中國共產黨は此の時機に際して全國同胞に向ひ我等奮闘の一切の目標を提出せんとするものである。即ち

一、中華民國の獨立自由と解放を奪ひ取れ。先づ切實、迅速に民族革命抗戰を準備し發動し以て失地を

恢復して領土主權完整を恢復すべし

二、民權政治を實現し國民大會を開き以て憲法を制定し救國の方針を規定す

三、中國人民の幸福にして愉快なる生活を實現せよ、先づ切實に災荒を救済し民生を安定し國防經濟を發展させ人民の痛苦を解除して人民の生活を改善すべし

凡て此の諸項目は中國の急を要するもので必ずや全國同胞の熱烈なる賛助を得ることを我等は信ずる。敵人陰謀の言辭を取消し一切の善意ある懷疑者の誤解を解く爲めに中國共產黨中央委員會は特に再び全國に向つて次の通り宣言す

一、中山先生の三民主義は中國今日の必需である。本黨は其の徹底的實現を願つて奮闘す

二、中國國民黨政權顛覆の一切の暴動政策及び赤化運動を取消す。暴力を以て地主の土地を沒收する政策を停止す

三、現在のソヴェト政府を取消し民權政治を實行し、以て全國政權の統一を期す

四、紅軍の名義及び番號を取消し改編して國民革命軍となし、國民政府軍事委員會の統轄を受けると共に出動命令を待ち、抗戰前線の職責を擔任す

右宣言に對し蒋介石は國民黨を代表し二十三日左の如き談話を發表して之に答へた。

蒋介石の聲明

國民革命の目的は支那の自由平等を求むるにある。總理は曾つて三民主義は救國主義であることを説明し、全國々民一致國家危亡挽回に努力せんことを希望した。不幸にして十年以來一般國人は三民主義に對し誠意信仰せず、民族の危機に對しても亦深刻なる認識なく、革命建國の過程の中に渺からざる阻碍を受けた。こゝに數年間外侮は日に深く、中央政府は精神團結共に國難に當らんことを

呼號し、昔日の三民主義を懷疑せるものも均しく意見を放棄し、國家民族の利害を認識するに至つた。

今次中國共產黨發表の宣言は即ち民族を意識せる勝れたる一切の例證である。宣言中暴動政策を放棄し赤化運動を取消し、一致救亡禦侮に集中するが必要條件であるとあるは、本黨三中全会の宣言及び決議案と相等しきものであり、而して三民主義の實現を宣稱せることは更にこれを證明するものである。

支那は今日唯一つ努力に進む以外にない。政府はその過去の如何を問はず誠心誠意國民革命、抗敵禦侮の旗幟の下に奮闘するものを容れるであらう。中國共產黨も既に成見を放棄し國家の獨立と民族利害の重要なるを確認してゐる。吾人は全國同胞が一致奮闘國民革命の使命完成に進まんことを願ふものである。總じて支那立國の原則は總理の創立せる三民主義である。支那民族は既に一致覺醒、絶對團結不變の國策に民族の力量を集中し自衛自助、民族生存保障の爲め暴敵に抗戰すべきである。これ世界和平と國際信義を保持するものである。

同時に共產軍は正式に國民革命軍第八路軍に改編され、北支戰線に出動するに至つたことは周知の如くである。

支那事變の勃發

昭和十二年（民國廿六年）七月七日蘆溝橋事件が勃發した。わが政府は周知の如く最初飽くまで不擴大方針を堅守し、現地協定の成立に重きを置いたが、一旦端を發した北支事變は次第

に擴大して行つた。蔣介石並に汪兆銘は當時廬山に談話會を開き、全國統一の將に成らんとするに當り思想及び教育の統一を圖るべく、全國より思想家、教育家、有識者を集めて談話會を開催中であつたが、蔣介石等も亦最初の程は同様に國內統一を完成すべく事變に對し和平方針を執つてゐたが、遂に双方共に宿命的に擴大を餘儀なくされてしまつたものである。七月十六日蔣介石は廬山談話會に於て蘆溝橋事件を報告して左の趣旨を述べたが、その後半に於て「最後の關頭」に於ける決心を披瀝した。之が初めて蔣介石が抗戰の決意を示したものである。

「萬一眞に避くべからざる最後の關頭到らば、我等は當然只犠牲あるのみ、抗戰あるのみ。我等の態度はたゞ應戰するのみにして戰ひを求むるものではない。戰ひは最後の關頭に應じて眞に已むを得ざる辦法である。我等全國國民は必らず政府を信任し既に一定の準備中に在る。我等は弱國にして又和平を擁護するをわれ等の國策と爲すが故に戰ひを求めないのである。我等は固より一個の弱國であるが、たゞ我等民族の生命を保持せざるを得ず、祖先の我等に遺せる我等の歴史上の責任を負はざるを得ず。故に已むを得ざるの時來らば我等は應戰せざるを得ないのである。戰端既に開かれた後に於ては、我等弱國なるが故に、再び妥協の機會はない、若し果して尺寸の土地と主權とを放棄すれば是れ中華民族の千古の罪人となるのである。その時は只だ民族の生命を以てして、我等の最後の勝利を求むるにあるのみである。

…要するに政府は蘆溝橋事件に對して既に終始一貫の方針と立場を確定し且つ必らず全力を以てこの立場を固守する。我等は和平の希望と苟安を求めず、應戰を準備して戰ひを求めない。我等は全國應戰以後の局勢を知つてゐる。即ち只だ犠牲到底あるのみ、絲毫も僥倖にして之を免がれるの理はない。若し果して戰端一度開かれたならば、地は南北の分なく、年齢は老幼の別なく、何人を論ぜず皆守土抗戰の責任がある、皆一切を犠牲とするの決心を抱かねばならない。

故に政府は必らず特別に慎重にしこの大事に臨むのであつて、全國國民も亦必らず嚴肅沈着に自衛を準備し、この安危絶續の交にあり、たゞ舉國一致を頼みとし、紀律に服従し、秩序を嚴守しなければならない。」

この悲痛なる演説に次で汪兆銘も同月廿九日、廬山に於る談話會に於て「最後の關頭に立ちて」と題し焦土政策を高唱して、更に一層悲痛なる演説を行つたが、次で八月に入りて上海に飛火していよいよ全面的戰爭が展開されるに至つたのである。戦局は豫定の通り支那軍が敗戦を續け、上海は十一月十二日に陥ち、わが軍は更に南京に向つて進撃を開始したため、同十六日國民政府は重慶遷都の宣言を發して武漢に政務を移し、次で十二月十三日南京は陥落した。南京陥落を前にして獨逸大使トラウトマン氏の斡旋により、一度和議が提出せられたが、蔣介石

が應じないためにお流れとなつた。よつてわが軍の南京占領後、帝國政府は昨昭和十三年一月十六日「帝國政府は爾後國民政府を對手とせず、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、之と兩國國交を調整して更生支那の建設に協力せんとす」る旨の聲明を發表した。之によりわが國と國民政府とは最後まで戦ひ、永久に和解するの途が斷たれてしまつたのである。それで國民政府でもいよく長期抗戰の覺悟を固めるやうになつた。

中國國民黨の中央黨部は、國民政府の重慶遷移宣言と共に重慶に移された形式になつたが、實際は國民政府と同様、その執行機關を武漢において活動に便してゐた。いよく長期戰を覺悟すると共に、國民黨は之に對處すべき根本方針を、改めて樹立する必要を感じ、臨時全國代表大會を召集するに至つたのである。

臨時全國代表大會

中國國民黨が事變に對處する根本方針を定めるための臨時全國代表大會は、昨民國廿七年三月廿九日より漢口に於て開かれた。而して重要決議内容は左の通りである。

一、三民主義原則の再確認。三民主義を國民思想の最高指導原則とし、以て共產黨が政府を

支配する可能性あるに對し之が豫防工作とした。

二、總裁制の制定。戰時に對處するため黨章を修正して國民黨總裁制を制定し、蔣介石を總裁、汪兆銘を副總裁とした。總裁の地位は（イ）全國代表大會の主席（ロ）中央執行委員會主席（ハ）全國代表大會に對する諮詢權（ニ）中央執行委員會通過議案に對する最終的決定權にして、孫文が總理として有したのと全く同格の地位が新たに蔣介石に與へられたのである。

三、言論の保障。國民に對し言論、出版、集會、結社の絕對自由を認めた。之により共產黨の猛烈なる運動を容れ同黨との摩擦を避くる一手段とした。

四、三民主義青年團の組織。國民黨豫備黨員制を廢し、之に代ふるに新たに全國青年を統制する組織の下に、三民主義に從つて訓練する青年團を組織する旨を決議した。

五、國民參政會の設立。抗戰時期にあつては國民大會の召集も不可能なるにより憲政實施前に國民に參政の機會を與へるためとの理由に基くもので、之も共產黨の參政に對する要求の一部を容れた結果である。

六、抗戰建國綱領の通過。本臨時大會の諸決議中最も重要なもので、外交、軍事、經濟、民衆運動、教育等の各項に亘つて抗戰中の方針を指示してゐるのである。

臨時全國代表大會宣言 臨時大會の宣言は特に長文のものであるが、その要旨を示せば先づ「中國は現に四千餘年の歴史上未曾有の民族抗戰に従事しつゝあり、この抗戰の目的は日本帝國主義の侵略を抵禦し以て國家民族を衰亡より救ひ、同時に抗戰中にありて建國の任務を完成するに在る。中國歴史上民族戰爭はその例乏しからざるも今日より深大なるものなく、日本帝國主義の侵略は政治上中國をしてその獨立と自由とを失はしめ、經濟上中國をして永く産業落伍の境遇に停滯せしめて日本工商業の附庸となさんとするものにして、以前の歴史上一次的の軍事失敗、或ひは政府失敗と遠く比すべきに非ず。この故に吾人は全力を盡して國家民族の生存と獨立とを爭取すべく、同時に三民主義に根據して政治上、經濟上の建設に不斷の繼續を爲し、中國の世界に於る自由平等の獲得に資せざるべからず。

吾人は又中國が目前若し和平の環境を得ること能はず、此等の建設完成が比較的容易なるを知る。然れども日本帝國主義の侵略は着々深く入り既に和平をして絶望に歸せしめたり。今次の抗戰は時勢上必然の發生にして避くべからざるものなり。吾人は和平中に建設を謀るを望む能はず、たゞ抗戰と建設とを同時に並び行ふべく、即ち救亡の責任と建國の責任と同時に吾人の肩上に落つるものにして、只全國同胞一致の團結を以て共同の負荷となし、この外侮抵禦と民族復興の使命をして完全に到達せしめんことを望む。

昨年七月蘆溝橋事件突發以來、蔣中正同志は全國に昭告して國家民族の最後の關頭となせり、蓋し塘沽協定以來吾人が忍辱自重して日本に對せし所以のものは、軍事行動を停止して和平方法を以て先づ北方各省の保全を謀り、再び進んで東北四省問題の合理解決を謀り、政治にあつては主權及び行政の完整を最低限度に保持し、經濟上にあつては互恵平和を以て合作の原則を爲せしに外ならず。然るに日本は悍然顧みず、其壓迫を恣にし、なほ領土野心なきを以て言と爲す、抑も領土と主權とは不可分離にして、中國若し其領土以内に其主權及び行政の完整を保持し能はざれば即ち所謂領土はその意義を失す。經濟合作若し互恵平和を原則とせざれば即ち片面的の掠奪となり、植民地を以て中國を遇するのみ。吾人は横逆を受くともなほ最大の忍耐を以て日本の覺醒を期待し、二十四年十一月第五次全國代表大會は、なほ『和平未だ完全の絶望に至らざれば決して和平を放棄せず、犠牲未だ最後の關頭に至らざれば決して輕々しく犠牲を言はず』と聲明せり。廿六年七月以前までこの方針に本づき未だ些かも變へず、然るに日本は和平解決の方法を棄て突然兵刀を以て蘆溝橋に進攻し、次で北平を進陥し、更に天津に及び、故なく我が人民生命財産を殺掠し、我が文化、經濟の建設を破毀し、その慘狀は世に稀に見るところ、その目的は殘忍手段を以て我が民族を威脅し、我が北方各省をして先づその統制を受けしめんとするに非ざるなし。」と述べた後改めて「抗戰目的」を掲げて、最後の

勝利の獲得は領土主權及び行政完整の確保のみならず自由平和の國家は之より實現すべく、この抗戰目的を達するまでは決して如何なる犠牲も辭せずと宣し、次で「外交方針」に移り、日本がその侵略主義を放棄して改めて中國と正義の和平を謀らば、中日共存の希望は始めて達し、太平洋の危機は始めて熄み、世界和平は始めて眞の保障を得るものにして、中國今次の抗戰は東亞百年の大計のためにして、日本國民に對し仇恨とするところなく、たゞ日本〇〇最後の覺醒を促すことに期待すと言ひ、中國は夙に和平を本志として國際諸條約に加入せるが、一面不平等條約の廢除を謀れり。中國は立國の基本精神を以て總理の建國方略、實業計畫に従ひ外資を歡迎して利源を開發することを明かにして、いづれの友邦も苟も互惠平等の原則に根據して經濟の合作を謀るを以てするならば、中國は喜んで之を容れ人類の共同繁榮を獲ることを期す。中國今日の對外關係は（一）國際和平維持の條約の遵守（二）世界各國との既存の友誼を繼續且つ増進を求むるの二原則を守るのみと誓ひ、最後に各國に對し世界の平和のため且つ各自由の安全のため中國の抗戰に援助せんことを求めてゐる。「内政方針」に關しては、三民主義を最高指導原則として抗戰建國の目的の達成に進むべく、その「建國要點」として三民主義の民族主義、民權主義及び民生主義の各項に分ちて抗戰期に執るべき政策をそれ〴〵詳述し、次で黨務の改進、道德修養、最後に科學運動まで説いてこの長文の宣言は終つてゐるのであつ

て、「右述べ來れる如く抗戰開始以來、中央執行委員會は既に一致の決議を以て蔣中正同志に權を授けて黨、政、軍の指揮を統一し、抗戰建國の大任を負はしめ、舉國一致その指導を受けて以て必勝必成の光明大道に向つて邁歩前進す。數月來の奮闘の經驗によつて既に吾人に明示するものは、若し其の心を一にして歩武を整へ忠勇國のために命を致さば強敵は挫くべく、目的は達し得べし。臨時全國代表大會は謹んで海内外の同胞に布告す。爾今更に貴重なる經驗に本づき、正に増加の勢力を以て共同信仰の三民主義の下に、四億五千萬人の心を合して一心となし、四億五千萬人の體を合して一體となし、忠誠を以て指導に服し、この至難至大の事業、至高至重の使命をして成就せしめよ」と結んだものである。

第五次五中全會

臨時全國代表大會はその召集決定の當時、第六次全國代表大會とするの意見もあつたが、同大會は専ら事變に對處するための非常時大會であるとの理由で臨時大會となつたもので、第五次全國大會が三年前の民國廿四年（一九三五年）十二月に開かれたこととて、國民黨總章に據り通常大會は遅くとも三年後の昨年に開かねばならなくなつてゐたのを、事變のためにそのま

まにして臨時大會を召集したのであつた。

それで本年八月汪兆銘氏等が更生せる國民黨によつて六全大會を開いたものである。上海に開かれたこの第六次全國代表大會は、後に述べるやうに、本年一月一日以後の重慶中央黨部の決議を一切無効とする旨を決議してゐるので、従つて昨年末までの重慶に於ける國民黨の施設は認めざる建前になつてゐるわけである。重慶國民黨の中央執行委員會全體會議は、臨時代表大會後に於ても二回開かれてゐる。臨時大會の直後に開かれたのが第四次中央全體會議で、本年一月重慶に於て初めて開かれたのが第五次全體會議となつてゐて、いづれもなほ第五次全國代表大會に屬する全體會議であるが、最後の第五次中央執監委員全體會議は一月以後のこととして、上海に於ける六全大會の決議に従へば全部無効となつたわけである。しかし参考のために重慶黨部に於けるこの最近の全體會議の内容を紹介しよう。

臨時代表大會で總裁に推戴された蔣介石の議長の下に、軍事の外戦時の政治、經濟等に關する重要案十四件が決議發表された。その中「國防最高委員會」の設置案が最も重要であらう。この新機關は軍部、黨部、政府の少數の最高首腦者を以て組織し、各部の聯絡を密接ならしめると同時に、特に戦時に於て必要な敏活の處理を目的としたものである。

宣言は例のやうに長々しいもので、特に注意を引く程のものもないが、會議と宣言とを通じ

て汪兆銘問題に對して默殺主義をとり、一切觸れなかつたのには少なからず興味が感ぜられた。宣言はその最後に「本黨革命建國の歴史的使命に於て、國家民族危急存亡の秋に當り、全民を領導し毅然として負荷し、責任愈々重く使命愈々艱なり、我同志は務めて至誠を以て決議を遵守し、一心一德、總裁に従つて黨徳を高め黨基を鞏固にし、精神を振作し、意志を集中し、信仰を堅定し、能力を充實し、深く民衆に入り、深く戦地に入り、深く淪陷區域に入り、深く鄉村に入り身を以て範となし、難に臨んでは必らず先んじ、義に赴いては後るるを恐れるの精神を以て職責を竭すべし。今次抗戦のよく堅持して變らず、百折不撓なるは實に我が全國同胞の奮發して一切の犠牲を惜まず、以て救國建國の大業の偉績に従事するがためなり。今抗戦既に後期に入り、大功は只一簣を餘すのみ、道を得れば助け多く、世界の同清既に我國に集まる。志有れば意に成り興復の大功は必らず我民に歸し、抗戦勝利の日を見るべく、即ち建國成るの時なり、願はくは我全黨同志、同胞は共にこの意を體し悉く之に赴くべく努めよ」と鼓舞してゐるのである。

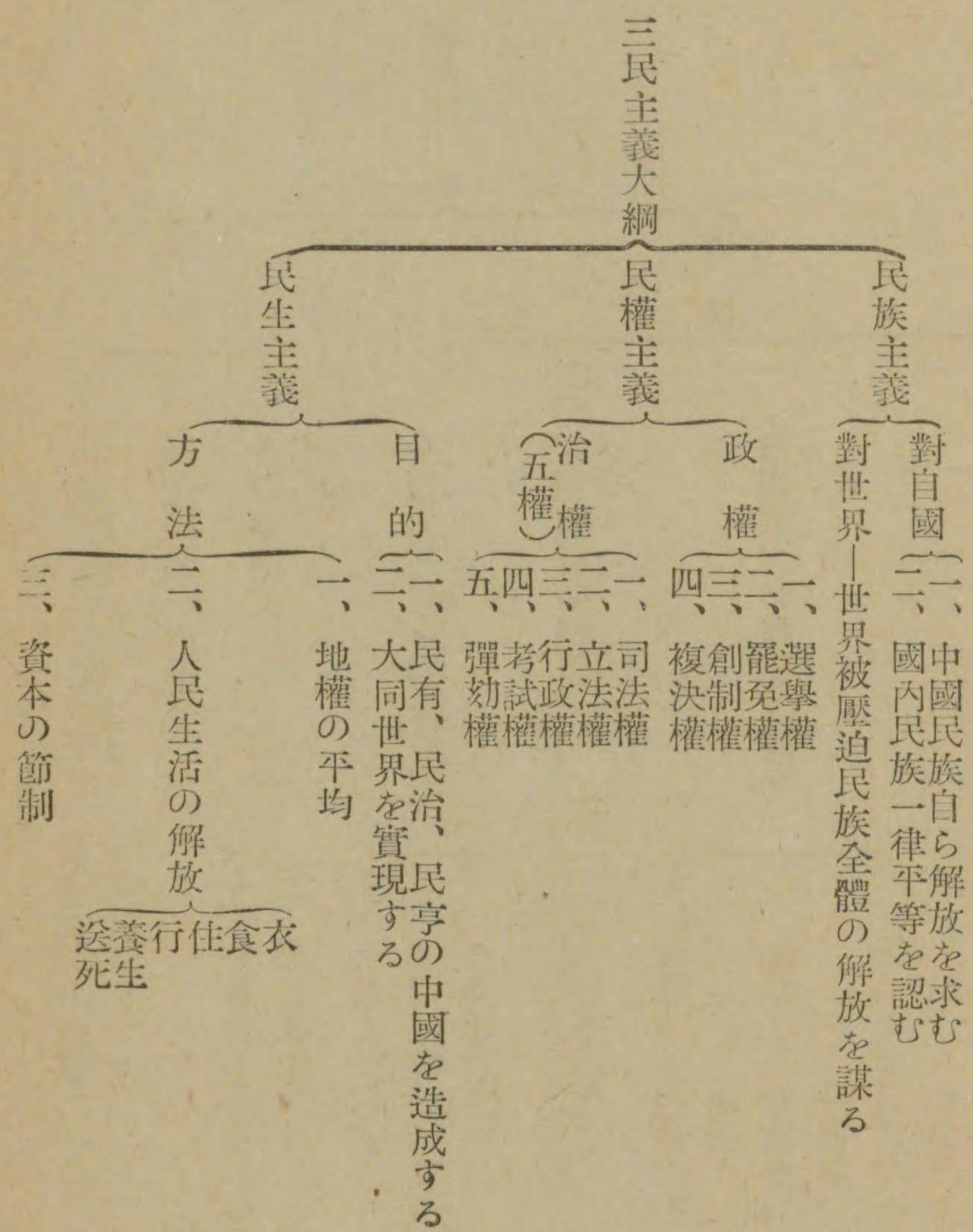
五中全會では共產黨關係を調整することが一の重要な任務として一般に觀られてゐた。昨民國廿七年十一月、陝西の赤都延安で開かれた中國共產黨六中全會の決議として採擇され、且つ同宣言中に發表された「本黨は蔣委員長と國民政府の誠意に對する擁護、並に更に明確に指摘

し得るものは國共兩黨、及び一切の抗日黨派の抗戦中及び抗戦勝利後奮闘するところの共同目標は、即ち三民主義の新中華民國である。同時に六中全會は國民黨中及びその軍隊に共產黨の秘密組織を設立せず、共產黨の公開に用ふる名稱交換方式を主張し、國民黨と三民主義青年團加入を決定するものである」とあるやうに、共產黨は公然國民黨員及び三民主義青年團加入を要求したのであるが、再來國民黨の頭痛の種となつてゐたところ、五中全會では遂にその宣言中に於て「本會議は鄭重に聲明する。吾人は革命を領導する本黨に、二重黨籍を發生するの事實を見るを絶対に願はず、更に中國が三民主義を實行し革命建國を完成する一貫の志業が、ために信仰を弱めて挫折を來せしむるに忍びず」と述べて婉曲に共產黨の申出を拒絶した。斯くの如く五中全會は汪兆銘の平和勸告書が發せられたために陣營内に突風を巻き起し、一方共產黨が國民黨入黨を要求せるの兩方面に對して、右の如く切り抜けて兎も角も陣容の維持を圖りつつ現在の後期戦に入つて行つたのであつた。

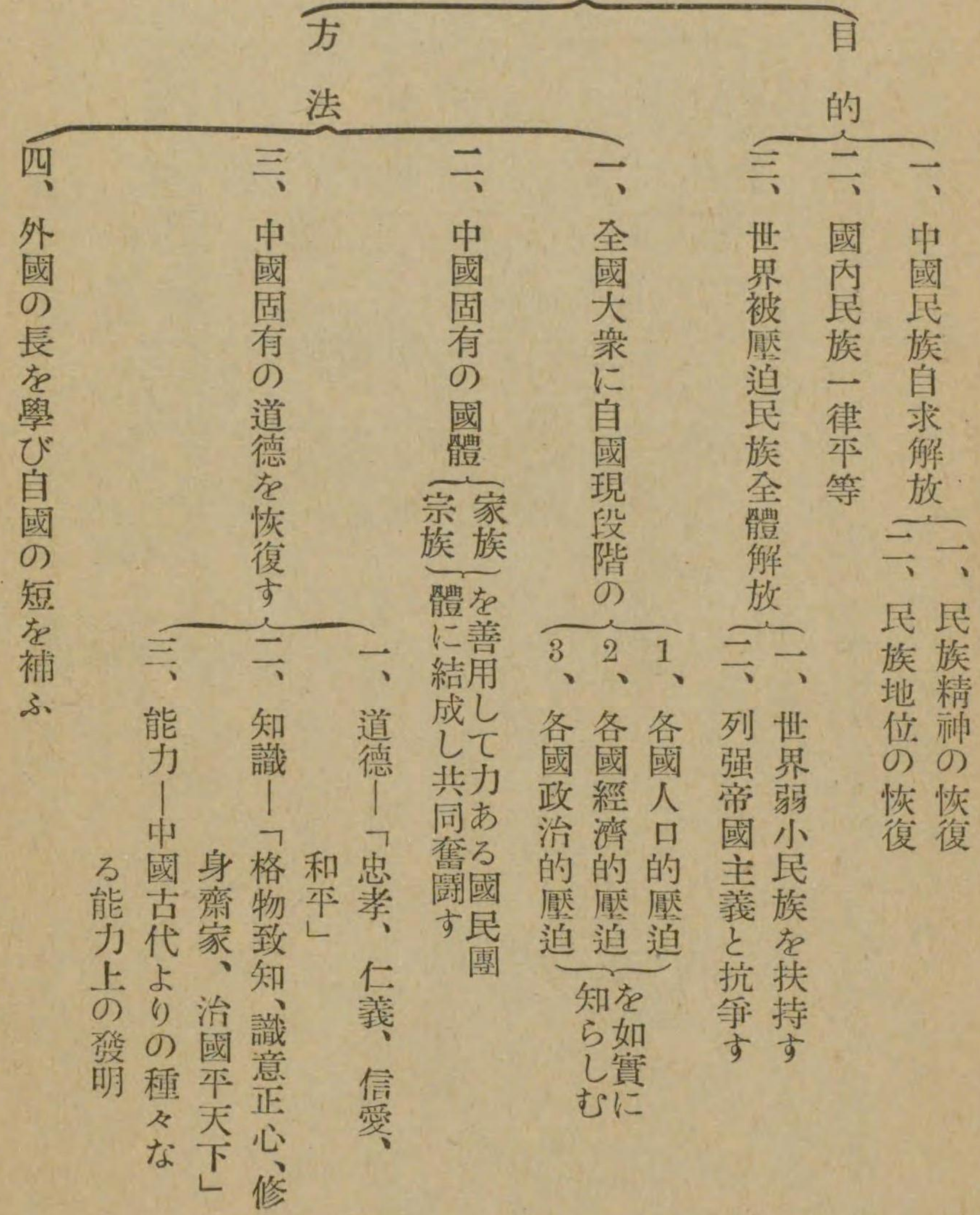
三民主義の體系

國民黨は三民主義を支那の民衆に宣傳するために種々の方法を用ひてゐるが、極めて簡明に

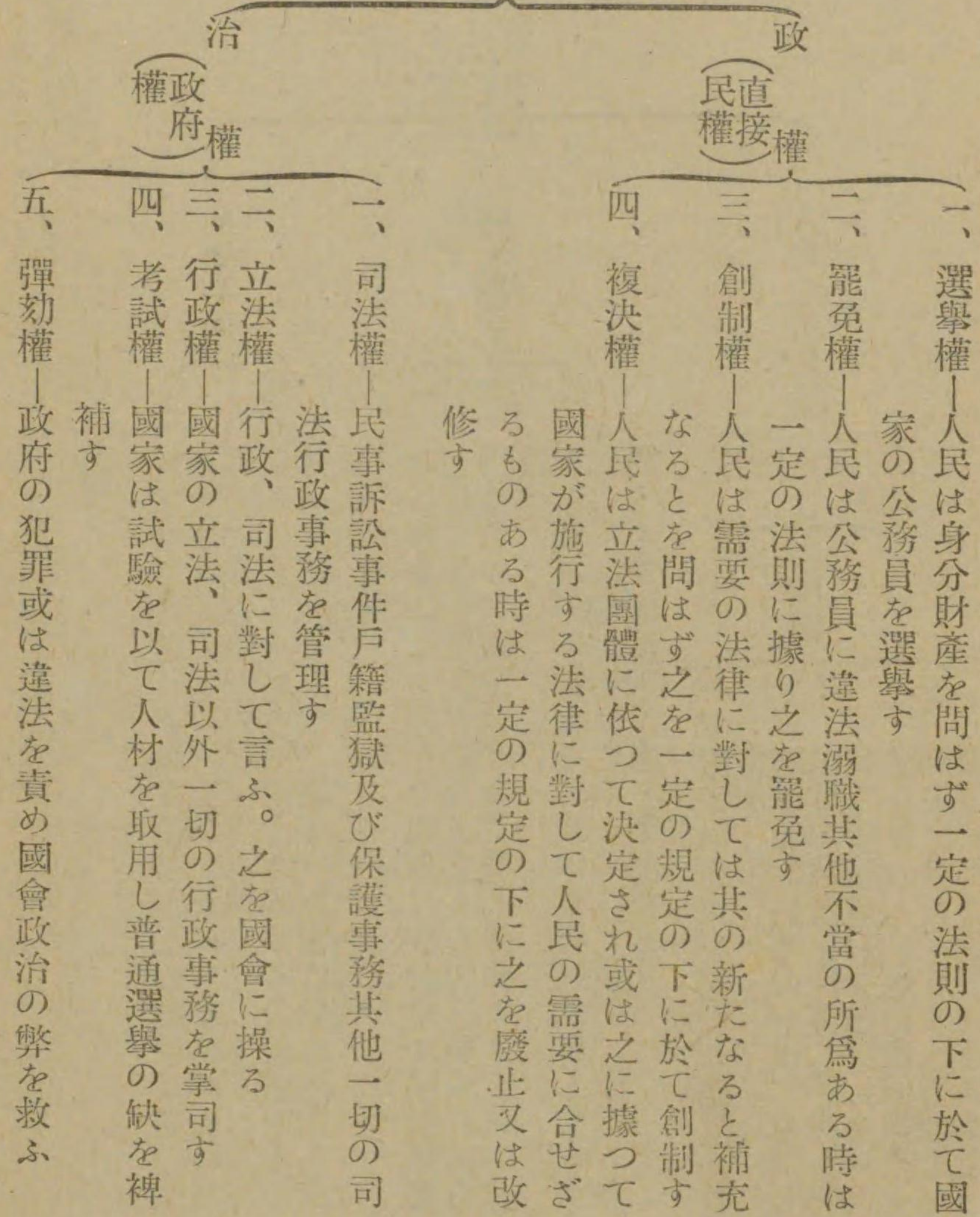
説明するために左の如く體系化したものがあるから参考に供しよう。



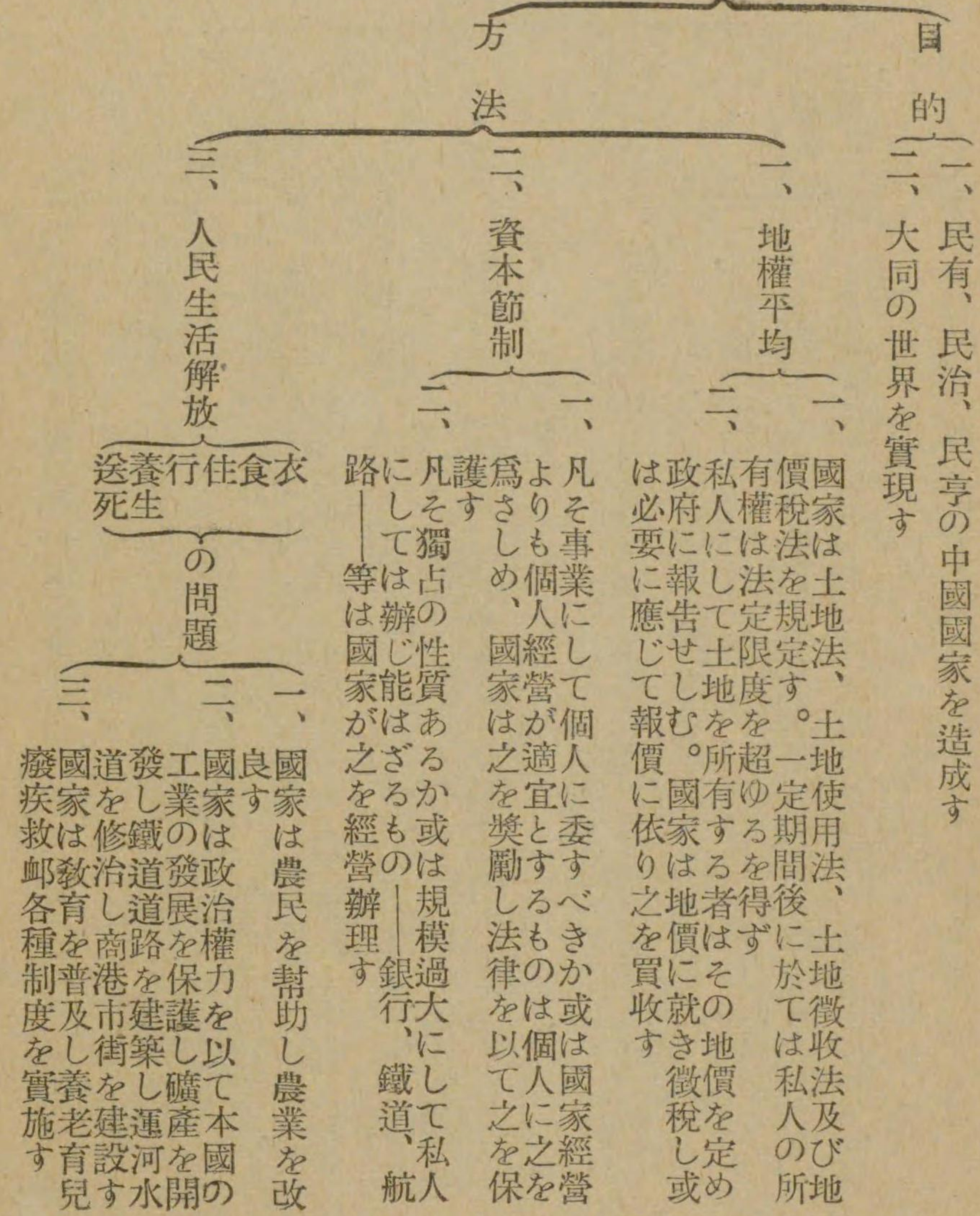
(一) 民族主義



(二) 民權主義
(す) 權を監視治



民生主義



汪兆銘 コー

7
2

汪氏の重慶脱出

中國國民黨副總裁、中央執行委員會常務委員、中央政治會議主席、國民參政會議長等の要職を帯びて、重慶陣營内に重きを爲してゐた汪兆銘氏が、民國廿七年十二月十八日、突然飛行機にて重慶を出で、昆明を経て印度支那の河内に到着した。數日後の同廿二日に近衛聲明が發せられるに及んで、之に響應して同廿九日付を以て重慶に對し、日本と和平交渉を開始すべしとの勸告狀を發し、内外の耳目を聳動せしめたが、汪氏の和平救國の運動は實に之より出發したのである。

之より先、その動機を爲せる右近衛聲明を改めて紹介する必要がある。事變以來帝國政府は事變の目的及び對支根本方針に關して、機會ある毎に聲明してゐるが、次で事變處理に關する根本原則を確立し、之を正々堂々と中外に明示しておく必要を認めたので、慎重なる討議を遂げ御前會議まで奏請した結果、十二月廿二日近衛首相談の形式を以て發表されたものが即ちそれである。更生支那に對する帝國政府の國交整調の根本方針と呼ばれてゐるが、要するに事變は如何に處理され、如何なる條件の下に結ばるべきかの原則を、極めて抽象的に聲明したもの

なのである。左にその全部を掲げると

近衛聲明

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く終始一貫、抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に支那に於ける同憂具眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地に於ては更生の勢ひ澎湃として起り建設の氣運愈々高まれるを感得せしむるものがある。是に於て政府は更生支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期するものである。日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。之が爲めには支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を清算して、抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擲することが必要である。即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを率直に要望するものである。次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り、日支防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである。而して支那に現存する實情に鑑み、此の防共の目的に對する充分なる保障を擧ぐる爲めには同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである。日支經濟關係に付ては日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものにあらず、又新らしき東亞を理解し之に即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものに非ず。唯だ飽く迄日支の提携と合作とを以て實效あらしめんことを期するものである。即ち日支平等の原則に立つて、支那は帝國臣民に支那内地に於ける居住營業の自由を容認して日支兩國の經濟的利益を促進し、且つ日支間の歴史的經濟的關係に鑑み、特に北支及び内蒙地域に於ては其の資源の開發利用上日本に對し積極的に便宜を與ふ

ることを要求するものである。

日本の支那に求むるもの、大綱は以上の如きものである。日本が敢て大軍を動かせる眞意に徴するならば日本の支那に求むるものが區々たる領土に非ず、又戦費の賠償に非ざることは自ら明かである。日本は實に支那が新秩序建設の分擔者としての職能を實行するに必要な最小限度の保障を要求せんとするものである。日本は支那の主權を尊重するは固より進んで支那の獨立完成の爲めに必要とする治外法權を撤廢し、且つ租界の返還に對して積極的な考慮を拂ふに吝ならざるものである。

因みに之に對し、蔣介石は數日後の同廿六日の記念週に於ける演説の形式を以て徹底的の反駁を行つたが、之も貴重な參考資料を爲すものであるから内容を紹介しておきたい。

蔣介石の反駁聲明

同志諸君、我等の抗戰は既に新段階に到達した。過去十八ヶ月が第一期の抗戰であつたことは屢次に互つて指摘したが、これは抗戰の前期であつて今より後の第二期抗戰は抗戰の後期と呼ばれるべきものである。現在我方の南北各戰場に在る前線の勇士が戰鬪精神極めて旺盛であることは開戰以來未だ曾てなき程である各地軍民の意志は愈々堅く固まり、齊しく國家の危機を認識し萬衆一心最後の勝利に向つて刻苦努力を續けてゐる。此間近衛首相は談話を發表し、更生中國との國交の調整を行ふべき旨を聲明したが、その内容は陳腐濫套であつて我が國家、我が民族を滅亡せんとするものに過ぎず。便宜上左の四點に分つて見れば這般の事情は自ら明白とならう。

一、東亞新秩序の建設 東亞新秩序なる言葉は屢々用ひられてゐるが、所謂新生中國なるものは要するに獨立の中國を消滅せしめ、奴隸の中國を產生せんとするものに外ならない。赤化防止に名を藉りて中國の軍隊を抑へ、東洋文明擁護に名を藉りて中國の民族文化を亡し、經濟的障壁の撤廢に名を藉り

て歐米の勢力を排斥し、獨り太平洋に覇を唱へんとするものに外ならない。

二、東亞協同體の理論 東亞協同體と云ふも或は日滿不可分と云ふも或は日滿支互助關係と云ふも、政治經濟文化の各部門に亘り日本が治者となり滿支を被治者となさんとするものに外ならない。

三、經濟單元の強化 經濟集團の強化は事實上經濟的併呑の手段に過ぎず、北支開發中支振興兩會社の創立、日滿支經濟懇談會の開催の如き着々それが實踐に移されつゝあるが、これ要するに中國の關稅金融を操縦し中國の生産と貿易を壟斷するものに過ぎない、我等民族の生存を消滅するものに過ぎない。

四、興亞院の成立 この間にあつて興亞院が設立せられたがこれ中國を滅亡せしめんとする計畫を擔當する綜合機關であり、日支事變の最後目的を達成せんがため中國の滅亡を長期を亘つて執行せんとするものに外ならない。更に近衛首相の談話の裏を考へれば表面の字句は霧散し共同防共と云ふも目的は本來防共にあらず、防蘇にあらず、實はこれに名義を藉りて中國を亡ぼさんとするものなること明白である。また中國が若し東亞新秩序と日滿支共同關係を承認すれば、中國の領土全部は日本の所有する一大租界と化し、實際上には日本と合併されることとなるであらう。

そこで汪兆銘氏の所謂第一聲明の全文を改めて紹介すると

汪兆銘の聲明全文

去る四月漢口に於て開催された臨時全國代表大會に於て發せられた中國現在の抗戰理由に關する部分に次の如き一節があつた。

一九三四年塘沽停戰協定締結の後汎ゆる屈辱を忍んで日本との交渉に應じて來たのは一に軍事行動を避け、次の二事業を平和的方法によつて遂行せんと願つたからに外ならぬ。即ち此の二事業とは第一は

北支諸省の安全を保障し第二に東北四省の懸案の合理的な解決を實現せんとしたのである。即ち政治的に我々の要求する最小限の條件は我が國に於ける外國權益の不侵害、獨立の保障、領土の安全にあり他方經濟的には我々の指導方針は互惠主義と平等とにあつた。

然るに一九三七年七月、蘆溝橋事件の勃發により、支那は上記の如き平和的解決への希望の到底實現し得ざるを知ると同時に武器を執つて抵抗せざるを得ざるに至つた。

然るに日本政府は去る十二月二十二日の聲明に於て日支國交再調整に關する日本政府の根本方針を闡明した。右方針に於て強調された第一の點は善隣並に友好の主義である。即ち右聲明は日本は支那に對し領土をも、賠償をも要求するものにあらず、日本は支那の主權を尊重するも、然し支那の完全なる獨立を確保する爲には日本は明治時代に於て實行せる政策の例に倣ひ、日本人が支那に於て自由に生活し且つ商業を營み得る代償として日本は支那に對して租界を返還し且つ支那に於ける治外法權の撤廢に同意せんとしてゐる。日本政府が斯かる宣言を嚴かに發表せる以上、平和的手段によつて北支各省の安全を保障し得るのみならず、又今次事變の過程に於て失はれたる領土をも回復し得、斯くて支那の領土主權行政的獨立並に領土保全をなし得るであらう。されば我々は大會の宣言に従ひ東北四省問題の合理的解決を得る爲めに我々の態度を決定し何等かの措置に出づべきである。

第二の點は防共提携である。此の問題は過去數ヶ年に亘り日本政府によつて極めて屢々提起され來つた。然し我々は日本との斯かる防共提携は支那の軍事的並に政治的問題の干渉にまで導く可能性ありとして之に對して疑惑の念を抱いて來たが、日本が日支防共協定は現存する日獨伊三國防共協定成文と同様な精神に於て締結さるべき旨の極めて率直なる言明をなした以上、斯かる疑惑は今や撤回されても可なりである。防共協定の目的が共產黨の國際陰謀を防止顛覆せんとするものである以上、此の理由に基

き同協定は支那の蘇聯との關係に影響を及ぼさしむべきでない。加之中國共產黨は三民主義に従ふべきことを誓約し、且つ其の黨組織並に宣傳工作を止め其の邊境政府を廢止すると共に、又其の特別軍事組織を廢止し、且つ中華民國政府の法律制度に絶對的に服従すべきことを誓約した。三民主義なるものは支那國民の根本主義であり、従つて祖國を防衛する我々の義務を遂行する爲めには我々は自動的に且つ積極的に右の主義と背馳する汎ゆる組織とか宣傳とかを彈壓しなければならぬ。

第三の點は經濟提携である。此の問題も亦同様過去數ヶ年に亘り日本政府から屢々申込があつた。而して現在まで我々は政治的混亂が未解決の儘殘されてゐる限り、經濟提携の如きは全く問題にならぬとの見解を持して來た。然し日本政府は今や嚴肅に日本は支那の主權政治的獨立及び領土を尊重すると言明し、且つ經濟的に日本は支那に對する獨占的支配を目的とするものでなく、又支那に對して第三國權益の制限を要求するものでもない。否日支兩國間の經濟的協力の爲め平等主義に立つべきことを豫約してゐる。事態が斯くの如くであるならば我々は原則として之に同意し、其の基礎の上に各種の具體的提案を提出せねばならない。

余は慎重なる考慮の後次の如く確信する。國民政府は上記三點の基礎の上に速かに和平回復の爲め日本政府と意見の交換をなすべきである。此の際去る十一月三日日本政府が其の聲明に於て一月十六日の聲明に述べた態度を變更したことを想起せねばならない。従つて若し國民政府が上記三點を和平討議の基礎とするならば商議への途は開かれるのである。支那の武力抵抗の目的は其の國家的存在と獨立とを確保する爲めである。既に一年以上に及ぶ現在の戦ひの過程に於て我が國は甚大なる打撃を蒙つた。若し我々が正義に則つて平和を再建し得るならば國家の存續と獨立とは維持され、茲に武力抵抗の目的は達成されるのである。而して以上の三點は平和の精神と一致するものである。

更に和平の條件に就いては我々は其の條件の妥當性を確實ならしむる爲めに之に慎重な考慮を加へなければならぬ。就中、特別重要な點は日本軍の支那からの撤兵は其の全部が急速且つ汎ゆる方面に於て一齊に行はれなければならぬことである。更に提案された日支防共協定の存續期間中日本軍の駐屯すべき所謂特定地區は唯内蒙の附近にのみ制限されなければならぬ。此の駐屯は正に支那の主權並に政治的獨立及び領土權に影響を及ぼすものであるが、支那は以上の制限が行はれることによつて初めて戦後の復興と再建事業とを遂行し得るのである。

日支兩國の近隣關係に鑑み、中國並に日本の善隣と友好關係とは極めて自然なことであり且つ必要なことである。正當な状態から逸脱してゐる現状は、決定的に再検討を加へる必要があり、日支兩國双方共に右に對する相互の責任を糾明すべきである。日支兩國間の恒久的平和の礎石を築く爲めには支那は其の教育政策を善隣主義と相矛盾せしめざるのみならず、他方日本側に於ても亦支那に對する傳統的蔑視の態度並に征服思想を放棄し其の代りに親支的教育政策を樹立すべきである。之こそ東亞の福祉の爲めに我等が努むべき所である。同時に太平洋に於てのみならず、廣く全世界に於ける平和と安定とを確保する爲めに我々は國際親善並に相互の利益増進の共通の大義の爲めに汎ゆる關係各國とも協力すべきである。余は此の機會を利用して以上述べ來つた提案をなし、且つこれ等の提案が容れられることを衷心希望するものである。

この公開狀が特に重慶當局を如何に驚愕させたかはその後に於ける汪氏に對する處分にもよく現はれてゐる。汪氏重慶脱出の直後とあつては蔣介石のみはその事前に彼より和平問題に就き意見を聞いてゐることであり、當時の重慶の空氣よりして、彼の脱出を意外としてゐなかつ

たので、寧ろ彼のために辯護し、茲數年來彼が黨國のため、抗戰のため粉骨碎身、身を以て處して來たことは中央同人の深く認める所で、蔣中正自らも深く感じてゐると述べた程であつたが、右の公開狀が現はれるに及んでは、いづれも驚愕すると共に一月元日にも拘らず緊急中央執行、監察聯合會議を開いて蔣司會の下に「汪兆銘に關する黨國危害案」を付議したが、その決議文にあるやうに、汪兆銘は敵國近衛首相の中國を滅さんとする暴戾なる聲明を信じ、敵に向つて和を求め、一方之を新聞に掲載せしめて人心を動搖せしめた。その内容は敵のために利を圖り、敵の欺瞞を助成せしめ、その影響するところ國本を動かさんとするものである。戦時にあつては何人も國策に違反する意見の發表を禁じられてゐるに拘らず、汪が斯る行動に出たのは規律に反し、黨國に危害を與へるものである、として永遠に黨籍を除き、且つ一切の職務を褫奪する旨を決議したのであつた。

汪氏はその後も印度支那の地を離れず、その所信を變へることなく、更に所信に向つて新工作を進めつゝあつたが、重慶方面より外部に通ずる要地に滞留しつつ和平工作を續けられることは、重慶陣營にとつては一大脅威なので、裏面に於て秘かに汪氏に外遊を勧め、その旅費旅券まで準備せしめた程であるが、汪氏は斯る國家の重大期に國事から離れることは斷じて出來ないと一蹴し、少しも動ずる色がなかつた。果然、次で現はれたのがテロ事件であつた。即

ち本年三月二十一日、河内の汪氏隱家を襲うた四人の兇漢は誤つてその秘書曾仲鳴氏を暗殺するに至つた。之が汪氏に如何に痛烈な衝動を與へたかは間もなく發表された聲明によつても窺はれるのである。曾氏は實に汪氏の同志として忠實な秘書として十餘年來常に行動を共にし、運命を共にして來た人であるが、遂に汪氏の身代りとして和平運動の血祭りにあげられたのであるから、多情多感の汪氏は更に奮起を強ひられたこととなつた。この事件が汪氏の心事に又運動に一轉機を與へたのは確かである。三月卅一日に發表された聲明は、惻々として人に迫る悲痛なる曾氏追悼文であり、汪氏の遺言状であり、而して實に汪氏の和平救國運動への出陣の辭でもあり、同時に又その内容は事變以後の國民政府が和平問題に對して執つた態度を暴露した、歴史的に極めて貴重な文献をも爲すものであるから茲に長きを厭はず全文を再録する。

和平交渉真相の聲明

曾仲鳴先生正に臨終に際して鄭重且つ簡單なる次の字句を洩した。『國事は汪先生にあり、家事は我が妻にあり、今や我何等心配すべきことなし』と。曾先生の國事に對する主張は我と全く相同じく勿論主張する所も相同じである。曾先生の死は國事の爲めに死し、國事主張の爲めに死し、又死に臨んで尙國事に於て余と全く同様の主張をなし之を憂慮して遂に逝いた。彼に尙一息の餘裕あれば余は死に臨める朋友をなぐさめ、余の念じたることを彼と念する所としたかつた。余は之に應じ其の最大の努力を盡し、以て其の主張の實現を期せんとするものである。此の主張の實現こそは國家民族生存のかゝるところであるからである。

余は既に去る十二月廿九日和平建議通電を以て和平を主張した。和平の主張は即ち國人の主張であり、余一人の主張のみではない。これこそ最高機關の討議を経て以て共同に決定した主張である。此の事實を表明する者は數千となくあるが、今こゝに其の一例を擧げたい。

國防最高會議第五十四次常務委員會議、時間民國二十六年十二月六日午前九時、地點漢口中央銀行、出席者于右任、居正、孔祥熙、何應欽、列席者は陳果夫、陳布雷、徐湛、徐謨、翁文灝、邵力子、陳立夫、董顯光、主席汪兆銘、秘書長張群、秘書主任曾仲鳴

右の會議に於ける外交部次長の報告次の通り。獨逸駐支大使トラウトマン氏は先月二十八日日本國政府の訓令により孔祥熙院長を訪問、二十九日又王部長を訪問して本國政府の訓令によるものとして次の如き申入れをなした。即ち獨逸駐日大使は日本外相を訪問、日本政府が果して現在の局面を終結するの意思ありや、又は意ありとせば如何なる條件の下に終結せんとするかを質問した。而して日本政府は大體次の如き條件を示しこれを中國政府當局に傳へんことを委囑した。

右條件は大體次の通り。

- 一、内蒙の自治
- 一、北支非駐兵區域を擴大すべきこと、但し北支行政權は全部中央に屬すること
- 一、希望とすることは將來抗日人物を以て北支政權の最高首領とせざること、但し現在に於て若し事變終結をなすに於ては右の條件にて可なるも、將來に於て北支新政權を成立せしめる意思はない。現在談判中の鑛山開發に付ては尙繼續して此の問題解決に當るであらう
- 一、上海停戰區域を擴大せしむべきこと、而して擴大の程度方法に付ては日本側は未だ具體的表示をしないが、上海の行政權は元の儘に存立せしむべきこと

一、排日問題に付ては昨年張群部長と川越大使との間に於て表示したる方針に準據して處理されたが詳細の辦法は技術問題である

一、防共問題に付ては日本は相當の辦法を講ぜんことを希望する

一、關稅改善問題

一、中國政府は外人の中國に於ける權利を尊重するを要する云々

トラウトマン大使は孔院長及び王外交部長と會見後蔣委員長と會見したき旨の希望を表示し、直に此の旨電請した所、蔣委員長も即刻トラウトマン大使と面談したき旨返事があつたので余はトラウトマン大使に隨つて南京に赴いた。其の船中でトラウトマン大使と個人的に種々話合つたが、其の際大使は次の如き言葉を洩らした。

「中國の日本に對する今日までの抵抗ぶりて中國の抗戰精神は既に十分表示されてゐる。今は最早そろそろ結末を告げるべき時期ではないかと思はれる。ヨーロッパ大戰當時獨逸は幾度か講和すべき好機があつたにも拘らず、自國の力量を自信する餘り敢へて講和を肯んぜず、其の結果は結局ベルサイユ條約調印の時期に當つて戰勝國側の提示せる條件を無條件に受容れねばならなかつた」と。大使は又ヒトラ

「總統の意見を引用して日本の條件は必ずしも苛酷ではない旨を述べ中國の考慮を希望した。斯くて十二月二日南京に到着、先づ余が蔣委員長に會見した所、蔣委員長は慎重熟慮の後余に對して「在京各高級將領と一應相談する必要がある」と述べた。午後四時に至つて再び赴いて見ると既に顧祝同、白崇禧、唐生智、徐永昌等が集まつてゐた。こゝで蔣委員長に招致された余は獨逸大使來京の任務に就て報告したところ、參集者から「右條件には附帶條件ありや否や、又我が軍備に對する制限條項ありや否や」との質問があつたので、余は之に對し獨逸大使のいふところに據れば右は全く現在提出され

てあるだけの條件限りであつて、その他特別の附帶條件はない旨答へた。そこで蔣委員長は停戰すべきや否やに付て先づ唐生智の意見を求めたところ唐は即答し得ず、次いで白崇禧の意見を徴したところ、白は「若しこれだけの條件であれば一體何の爲めに戰爭してゐるのか」と云つた。余は之に對し「ともあれ獨逸大使の提出するところは唯此の數ヶ條に過ぎないのだ」と答へた。

蔣委員長はそこで又今度は徐永昌の意見を尋ねたところ、徐は「若しかゝる條件ならばこれに應ずべし」と。又顧祝同に問へば、顧も亦これに應ずべしと答へ、再び唐生智に問へば唐も各人の意見に賛同した。蔣委員長は遂に

一、獨逸の調停は決して拒絶すべきにあらず、之は亡國的条件ではない。

二、華北政權等保存することを要すの二點の意見を承知するに至つた。

次いで午後五時に獨逸大使が蔣委員長に會見し、余は其の席上兩者間の會談を通譯した。獨逸大使が蔣委員長に對し説いたところは漢口で孔祥熙と王寵惠に語つたところと内容は同様である。但し現在若し此の調停に應へず、戰爭を繼續して行くならば將來の條件は恐らくかゝることでは濟まぬであらうとの一句が付加へられた。蔣委員長はこれに對し次の如く述べた。

吾人は日本に對しては信を置くことが出来ない。日本は條約に平氣で違反し、又其の言説も當てにはし難い。但し吾人は獨逸とは友好關係にあり、従つて獨逸が斯くの如くに調停に盡力してくれることに付ては固より其の誠意を信じてゐる。然しまた獨逸が調停に立たうとする好意に對しては感激する次第である。然しこれ等各項の條件を以て談判の基礎とし、且つ其の範圍を定めんとするに當つては尙ほ大使閣下に於て特に獨逸本國政府に報告して頂きたい點が二つある。それは

一、日支談判に當つて獨逸は終始調停者であることを要すること。換言すれば獨逸は飽くまで仲裁者と

して徹底して貰ひたいこと。

一、北支に於ける行政の主権は徹頭徹尾維持されなければならない。其の他の二點がこれである。此の範圍内に於てならばこれ等の條件を以て談判の基礎としてもよい。つまり日本が戰勝國の態度を以て臨み此の條件を以て最後通牒となるといふことが不可なのである。

そこで、獨逸大使は然らばもう一言加へさせて頂きたいと、蔣委員長の諒解を求め「中國政府は現實に鑑み分に過ぎた要求はなせず、此のところ我を張り通さぬ方が宜いであらう」と述べたが蔣委員長はそれでは同じ事であると言ひ、語を次いで曰く「現在のやうに戦争が激しく行はれつゝある最中に、調停などは成功する筈がないのだから、獨逸が先づ日本に對して停戦を懇請してくれらることを希望する。獨逸大使は蔣委員長の擧げた二點は本國に傳達するであらう。獨逸は居中調停を望むと同様に日本の希望する所も亦ヒトラー總統が日支双方に先づ停戦を行はんことを申出づることにあると述べた。蔣委員長は之に對して次の如く述べた。「若し日本が自らを以て戰勝國となし、且つ又先づ宣傳をなして中國に於てトラウトマン獨逸大使は今次の會談の結果は甚だ有望であると語つた。又同大使は南京に於て蔣委員長に對し此の條件は決して最後の通牒ではないと述べた。而して同大使は船中で東京及び柏林に打電したが、今日に至るまで返答はなく其の後の發展如何もこれを知ることは出来ない。

余は昨年十二月二十八日國防最高會議に宛てた書翰の中で次の如く述べた。「去年十二月初め南京がまだ陥落せざる以前に獨逸大使が恰も南京に赴き蔣介石に會見した時に述べた日本側の條件は斯くの如く明確でなく、又これに比べれば苛酷であつた。而も尙ほ蔣介石は大局を考慮して毅然として和平談判の基礎とすることを承諾した」。

以上徐謨の報告に付て見ると、余の述べたことの内容が極めて具體的であつたことは明かである。此の外に未だ證據を擧げて言へば百や千では盡くる所はない。然し是等の事實は未だ過去に屬せず國家の利益の爲めには祕密を嚴守する必要がある。只獨逸大使の調停は既に過去の事に屬し之を公表しても差支へないので一個の例としたのである。茲に於て以下三の疑問があるのである。

一、獨逸大使の提案と近衛聲明を比較するに、獨逸大使の提案は和平談判の基礎にすべしと云ひながら、何故近衛聲明には其の基礎とすべからずと云ふのであるか。

二、獨逸大使の奔走した當時は南京は未だ陥落してならず、併も和平の議進むべしとの承認を得てゐたのである。近衛首相の當時に於ては南京は陥落し濟南、徐州、開封、安慶、九江、廣州、武漢何れも相次いで陥落した後のことであり、長沙は未だ陥落してゐないが自ら火を放つて焦土と化してゐた。併も前の場合に和平の議を進めると云つたにも拘らず後の場合にはそれを不可となした理由は何處にあるか。

三、獨逸大使が奔走の當時國防最高會議の人々は或は南京或は武漢に於て何れも議を一にして和平に賛意を表明した。併も近衛首相の場合には和平を繞つて論議對立し、遂に反對的立場にあるものに對し罵言讒謗を逞うし、併もこと足れりとせずして遂に其の生命を奪ひ國家の爲め力を盡す能はざらしむるに至つた。

以上三つの疑問に對し余は回答を欲するものではない。然し和戦の大方針に對して重ねて國民に一言せざるを得ない。人或ひは「既に主戦の方針を持してゐる以上和平論には應じないのだ」といふかも知れぬが之は通らない。國家の目的は生存獨立にあり、和戦は此の目的を達せんが爲めの手段に過ぎない。戦はざるを得ざるに至つて戦ひ、和すべきに至つて和する。和平の可否は其の條件によつて決せら

れ、其の條件にして國家の生存獨立を妨げるならば和すべからず、然らざれば分裂の外はないといふ人もあるが、自分は此の説には絶對に反對である。國家の生存獨立の爲めに抗戦するならば別であるが、對内統一の手段として抗戦するのであれば自分は絶對に反對である。和を主張することが國家統一を妨げるものではなく、和平反對必しも分裂を救ふ所以でもない。又一説には「今和平を論ずることは共產黨に攪亂の機を與へることだと論ずるものがあるが、共產黨の攪亂政策は本來のもので和戦何れの場合でも一貫してゐる。若し和平時代に共產黨の策謀が表面化するといふのであれば、今こそ共產黨の行動を制壓するの口實といはねばならぬ」。又一説には第三國關係が中國の和平を希望しないとの説をなすものもあるが、外交は須らく自主的であり、中國は自分の國家民族の生存の爲め和戦何れを執るかに付て自分で決定すべきであり、各國の立場を考慮する必要はない。日清戦争後の屈辱的講和はその後の我が國にとつて苦難を齎したが故に我等は斯くの如き一時的和平を願はない。同時に普佛戦争後フランスは屈辱的講和をなし、その後歐洲大戰に至つて其の仇を打ち大いに得意となつたが、我等は齊しく斯かる一時的講和を願ふものではない。斯くの如く停止するを知らざる循環的報復は決して永久平和の道ではない。余が誠心誠意を以て求むるところは東亞百年の大計である。余は日支兩國相戦へば即ち兩者共に傷つき、兩國相和すれば即ち共存すること明々白々であることは斷定して疑はない。兩國が和平の爲め努力すれば必ずや東亞百年の安定を得るであらうが、然らずんば兩者共に傷つき等しく滅亡するであらう。此の點に付ては兩國人共總べて懷疑的でありながら、併も一面革新的なものを有つてゐる。二十ヶ月の苦戦の結果は日本の消耗甚しとせず、中國の犠牲も亦輕しとしない。兩者共に傷つき共に破滅の一路を辿つてゐるが、同時に共存共榮、共同發展の途も亦唯一路であることは明々白々である。兩國有志の一時の禍福衰旺を恐れて右顧左眄し、敢へて其の態度を決するところがないのはどうしたことか。

あるか。余は諸君の獨立不屈不撓の精神を以て根幹とされんことを希望する。

和平建議の第一番の犠牲者曾仲鳴先生は自己の致死を以て吾等が邁進すべき共同共存發展の大道を照されたのである。最後に尙ほ論議せんとするのは次の諸事實である。二月中旬に重慶政府は中央委員某君を派遣して余に旅券を與へ出國せしめんとした時、余は彼に次の如く傳言を託した。

一、余が重慶を離れずんば通電を發することは不可能であつた。而して此の困難の秋に當つて重慶を離れたことは事實心苦しいことである。どうして國を離れることが出来ようか、余が出國を欲したのは即ち余の主張の容れられんことを要求する所以を表明するのであつて、決して個人などを問題としてゐるのではない。

二、余の聞くとくころでは國民政府は將に國際調停促進に努力してゐる由である。少くとも國際調停と直接交渉を同時に併行せしめんとするものであるならば、余も在野の身なりと雖も側面より協力援助を與へるに努力を惜しむものではない。

三、若し國民政府が終始決斷を下し得ず、此の局面を徒らに逸し去るに委すならば、余は一旦國を離れたりとも雖もまた歸り來るの外はない。

以上の諸主張が三月二十一日事件の主なる原因を構成してゐることは確實である。曾仲鳴氏は余よりも未だ幾春秋を残してゐるにも拘らず、志空しく逝去したことは誠に惜しむべく、出来得ることならば宜しく先に兇彈に倒れたかつた。余は此の文章を發表した後、何時如何なる時に曾仲鳴氏に續いて兇手に倒れるやも知れぬが、それは余の望むところである。余の死後國民諸君はよくこれ等余の残した文字を熟讀玩味して余の主張を明確に會得して貰ひたい。之が中國の生存と獨立に不可缺の途であると同時に、之が世界並に東亞永遠の平和を得るに不可缺の途でもある。余の主張は現在に於ては重慶方面の採

用するところとなり得ない。然し將來、何日の日にか余の主張が全國人民乃至は日支兩國人によつて受入れられることがあれば余としては本望である。

和平救國運動へ

河内に於けるテロ事件を契機として汪兆銘氏の運動は積極的に行動化して來た。汪氏は重慶政府をして日本と和平を講ぜしめんとする從來の企圖を放棄すると共に、自らも蔣介石との關係を清算した上、自ら陣頭に立つて和平を招來すべく乗り出して來た。汪氏はその後にも香港にある機關紙南華日報を通じて機會ある毎に聲明を發表し、宣傳に努めてゐたが、遂に河内を去つて上海に出て來た。そして同志の獲得に努める一方、將來の具體的進路に就き改めて考究するに至つたが、その決定に先だち、わが政府當局及び近衛聲明の本尊たる近衛公等に親しく會見して充分の眞意圖を確むる必要を感じ、本年六月秘かに日本を來訪し平沼首相、板垣陸相、近衛前首相等と意見の交換を遂げた結果、汪氏は近衛聲明に何等の虚飾なく、日本當局がよく支那に理解を持ち、眞に新東亞建設の高遠なる理想の下に事變を處理せんとする眞摯な態度を見て、益々確信を得、歸國と共に愈々新中央政府を組織し自らその中心となり、自らその衝

に當つて日支事變を解決すべく決意するに至つたのである。重慶政府では汪氏其後の言動に對し遂に國防最高委員會の議決を経て、六月八日の國民政府命令を以て、通敵禍國の行爲であり、明かに漢奸懲治條例第二條の規定を犯すものとして汪氏に對し逮捕令を出すに至つた。

年少より革命運動に入り、全生涯を國家の革新運動に捧げて、幾回となく死線を越えて來た汪氏のことであるから、重慶政府の斯る處置に對しても何等ひるむ所なく、益々勇猛心を奮つて邁進するばかりであつて、本年七月十日に至つて、同日再刊の第一號を發行した汪派の機關紙「中華日報」紙上に「予の中日提携に對する根本觀念と前進目標」を發表するに至つた。この聲明こそは汪氏が長い間の沈潜熟慮と渡日の結果得たものであつて、汪兆銘コースの基本となつたもので、即ち新中央政府誕生の先聲を爲すものである。汪氏はこの聲明によつて蔣介石と公式に絶縁し、新コースに向つて邁進するに至つたので、和平救國運動は之によつて飛躍的前進を遂げることとなつた。その全文は左の通りである。

前進目標の聲明 總理孫先生は『中國革命の成功は日本の諒解を待つにあり』と我等に説いてゐる。此の一句の意義は重大である。日本は東亞の強國であり經濟、軍事、文化の各般に亘つて着々先進し最近數十年間の實情は日本なくして東亞なしと云ひ得る。今や應に強盛ならんと圖る中國が、已に強盛國と成り終へたる日本を敵となすは眞に卵を以て石を撃つの類であつて、敗亡は疑ひなき所である。故に中國革命の成功を欲せば日本をして中國革命の成功が日本に有利なるを知らしめねばならぬ。之は

權謀策略に非ずして誠意である。如何にせば日本に有利たり得るか、中日兩國の外交方針を一致せしめ更に進んでは平等互恵の原則に依據し以て經濟合作を計るにある。之は中國の主權を損ふものに非ずや、絶対にしからず。何となれば一個の國家對一個の國家の問題であり、而も利害相同じく相結合するもので絶対に國家主權を損ふものではないのである。又之は第三國の正當なる權益を損ふものに非ずや絶対にしからず、何となれば中日の結合は共に生存し、共に發達せんが爲のものであり、毫も第三國の正當なる權益を排斥する意味を持たぬからである。

民國十三年孫先生は廣東に在つて自ら國民政府の建國大綱を定められた。その時中日關係に對しては明かに前述の方針に依てなされてゐる。民國十四年に孫先生逝去され、余は其の遺志を繼ぎ國民政府を主持し前述の方針を兢兢として守り毫も變らなかつた。然るに民國十七年に至り情勢は一變した。即ち濟南事變は中日關係悪化の端緒となつた。之は正に冤仇宜しく解くべく結ぶべきではない。民國二十一年一月二十八日に至り余は南京にかへり行政院長を擔任し、後又外交部長を兼任した當時余は「一面抵抗、一面交渉」を提唱し、當時の「直接交渉反對」の論調を是正し親しく松滬停戰協定、塘沽停戰協定を締結した。余の當時に於ける意圖は依然冤仇解くべく結ぶべからずといふ觀念に本づき、併も之により局部的暫定的安定より更に進んで全國永久の和平を計らんことを願ふに外ならなかつた。然し余は明かに或る種の論調に反對した。或る種の論調とは當時に於ける所謂「主戰派」の論議である。

余は當初蔣介石先生を余と同心者なりと考へてゐた。民國二十年十二月蔣が國民政府主席を辭職後「國人に告ぐる」といふ一篇の文字を見て蔣亦我と同心なるを認めた。仍て誠心誠意蔣と合作を計つた。然るに四年の間余は漸次自ら誤れる事を自覺した。民國二十四年十一月一日余は大病後の身に更に三傷を受け健康任に堪へざるに至つた。民國廿五年余偶々外遊せる時西安事變發生するや、余取るものも取

り敢へず急遽歸國した。即ち情勢は全く一大異變を呈してをり、余は當時『剿共』の絶対に中止すべからざるを確信した。蘆溝橋事變發生以來中日の戰爭に對しては余も素より之を阻止するに由なかりしと雖も、一刻たりとも共產黨の陰謀轉換を想はざる事なく、又之が抵制をなし之を擊破せん事を思はざる時なく、遂に十月二十八日に至り重慶を去つて二十九日和平建議を發表するに至つたのである。

余の和平建議たるや近衛聲明に賛同せるものである。何が故に余はこれに賛同したか、余は依然從來一貫せる「對日冤仇解くべく結ぶべからず」との觀念を貫かんが爲めであつた。一年半の戦ひは日本の國力、中國の民族意識を十分に表現し得た。而も日本は已に聲明せる如く、中國に對して侵略的野心なく、且つ手を差伸べて中日共同目的の爲めに親密合作を要求し來つたのである。中國は何が故に同様に手を差伸べて恰も兄弟が相争つた後互に相抱いて共に泣き、再び相愛すると云ふ悲痛にして而も此の上なき歡喜を味はうとはしないのであらうか。若し蔣がこのとき已に中日關係が一新時機に到達せることを認識し決然此の聲明の趣旨に對し賛同せば即ち中日和平の途は開かれ、更に進んでは所謂三原則に依據して各種の具體條件を定め、彼我其の益を共に受け、東亞永久和平の基礎は確定し、今後の共同生存と共同發達は期して待つに難からざりしものを、不幸にして蔣は此の舉に出でず却つて頑迷固陋の態度に出で、日本の提議に對しては更に極端に壓迫排撃の手段に出で、一方國內及び黨内に對しては一切の和平建議に耳を藉さず、此の爲め齟齬半年、大局は愈々日を逐うて敗壞し收拾すべからざるに至つたのである。眞に痛惜の極みではないか。

善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則は素より近衛聲明中に僅かに輪廓を明示するに過ぎずと雖も數年前の日本には既に此の提議あり、即ち二十四年十一月二十日有吉大使は蔣と會見し、三原則を提示

し以て中日關係の基礎を改善せんことを語つた。蔣は之に對して賛意を表したが、併せて具體策なきを表示し、其の後に至り態度を俄然豹變した。二十六年十二月及び二十七年一月に於ける獨逸大使トラウトマンの戰事の調停に述べたる所の日本政府の和平條件も亦三原則に過ぎぬものであることは余の「一個の例を擧ぐ」の文中に掲げたるものであつて、再述を要せぬ所である。近衛聲明に至りては其の從來の一貫せる主張に基づいて系統的に之を述べ、且つ我が國の顧慮すべき點も總べて解釋して餘さざるものである。例へば共同防共に關しては、該協定が我が國の軍事内政にまで干涉するに非ずやと誤解されんことを虞れ、特に日獨伊防共協定の精神を以て中日防共協定を締結せんことを聲明し、經濟提携に關しては我が國政治の紛糾が尙ほ解決せざらんことを顧慮するを虞れ、特に中國の主權及び獨立完成の尊重を聲明して併せて中國に於て經濟上の獨占の實行を欲するものに非ず、また中國が第三國の利益を制限せんことを要求せんと欲するものに非ざることを聲明した。斯かる鄭重且つ明白なる聲明あることは、三原則の實行が中國の自由と獨立を害するものに非ざることが肯づける。之ばかりではなく、所謂共同防共及び經濟提携の主要目的は共產攪亂、經濟侵略といふ二大害毒を東洋より根絶せしむるにあるのであつて、之等の責任は頗る重大である。日本が斯くの如く中國に對して之等の責任を分擔せんことを望む以上は、中國は先づ十分に自由と獨立が存して初めて、此の重大責任を分擔する能力を有し得ると云ふことば言を待たざるころである。而して我等が此の聲明に賛同する所以は、一日の安逸を求むるが爲めに非ずして東亞百年の大計を求めんが爲めである。併も我等は何が故に此の聲明に對し頑迷固陋の態度を執るを得ようぞ。

蔣統制下に於ける宣傳は總べて日本は正に全力を擧げて中國を滅亡せしめんとし、三原則は一種の託言であるとしあるも、此の宣傳は實際は全然誤つてゐる。何となれば第一日本が若し中國を滅亡せしめ

んと欲せば全力を以て作戰を繼續し斯かる託言を必要としない。第二に三原則の出現は已に數年を経てあるものであつて、上述の如く近衛聲明以來更に明かに國策となりたるものにして日本全國の輿論が一致したるものと云ふべく、之を託言と見る事は出来ない。第三に中日兩國が共同努力の目標なしとするならば利害衝突の故を以て勢ひ必ず水火相容れざるに至るであらう。之に反し一つの共同努力の目標ありとせば利害は一致し衝突發生の理由はないであらう。斯くの如く其の關係は重大にして之を託言とは全く言ひ得ないであらう。第四に數年來中日關係は改善する能はず、日に／＼惡化の勢ひにあると云ふ事は一種の循環論に捉はれ誤れるものであらう。例へば日本側の云ふ所は中國の排日が九・一八事件の原因であると、中國側は日本の侵略こそ排日の根源であると云ふ。又日本の云ふには中國が以夷制夷政策を拋棄すれば中日關係は好轉するを得んと。中國側曰く、日本が中國に對する野心を拋棄するならば中日關係は好轉せんと。斯くの如く總て相互に其の責を負はせ以て益々惡化の一途を辿るものである。今若し一個の共同努力の目標ありて同時に力を盡し先づ自己に期待し、然る後他に期待し更に己れの責を問ひたる後他の責を咎むれば進歩は必ずや速かに、成功は必ずや容易であらう。斯くせば中日の過去の紛糾は解消し、現在の戰禍も終結し又其の損失も補填されるのみならず將來に於ける共同生存、發達の大道また之より一步を踏み出すを得るであらう。

然るに何故に和議を拒絶し抗戰繼續を高調するのであるか。彼等は抗戰以來軍隊及び人民は總て十分民族意識を表示し、而も之は覆ふべからざるものである事を知るべきである。と同時に我等は又是等の民族意識は現在に於て共產黨に完全に利用せられて唯第三インターの命を接受し、中國を犠牲となし、犠牲とすべき地愈々廣きを喜び、犠牲となるべき人數の愈々多きを喜び、犠牲となるべき時間の愈々永きを喜ぶ事を知るのみである。中國は固より全面的に犠牲となるも已むを得ずとしても、日本も亦多少

の傷痕を蒙るを免れ得ないであらう。之こそ第三インターより見れば眞に一舉兩得といひ得るであらう。併も何ぞ天は人言に従はんやである。蔣を陥穽に陥れ民國六年以來の剿共の仇恨を思ひのまゝ晴らさんことを計り、事成りたる後は共産黨は即刻第三インターと云ふ古巢にかへり一片の未練さへも見せぬであらう。斯くの如き次第により幾度か和平回復の機會に遭遇しながら徹底抗戦を固執してゐるのは、眞に中國は永遠に平和を得ずして第三インターの犠牲となつて了ふ所以である。

余思ふに、今日我等の面前には二途が開けてゐる。一途は蔣の高調する抗戦である。蔣の現有兵力は日本に抵抗するに足らざるのみならず共産黨を牽制するに足らない。蔣の現在の心境は共産黨に従はざるを念じつゝも従はざるを得ず、斯くの如く我が國家と民族の總てを擧げて蔣に従ひ共産黨の犠牲となるのみである。別の一途は蔣との關係を斷絶し孫總理の遺志を更に新たに闡明し、重ねて新たに實行し、日本に對する「冤仇解くべく結ぶべからず」の根本意義に基づき、敵を轉じて友となさん事に努力するにあり、第一步が中日の和平を回復し第二步に於て東亞の和平を確立するものである。此の二條の途の前者は亡國滅民の途であり、後者は中國を復興する途である。余は中國を復興し東亞を復興する所の道を歩まんことを決意せり。余は同志を糾合し、又全國各黨各派及び無黨無派の有志の士を團結し共に俱に此の一條の道を歩みつゞけんことを決意したものである。

右において汪兆銘氏はその對日意見がわが廣田三原則、即ち滿洲國承認、防共、日支經濟提携に略一致せることを明かにして日支提携を公式に表明し、且つ孫文總理の遺志を奉ずると共に國內の各派、各方面と協力して支那の復興を謀る旨を誓つたのである。そして之に汪氏が新中央政府の再建に當り、依然三民主義の國民黨を提げ之に各政派、及び人物の協力を求むる意

思が初めて明らかにされたので、この聲明は又實に「中國國民黨第六次全國代表大會」開催の第一段階でもあつたのである。

右の新聲明に對して、わが中支軍當局は左の如く聲明して、汪コースに對しわが現地軍として全面的に援助する意向を明らかにしたのであつて、之がわが方として汪氏の新國民黨運動支持を公式に表示した最初であつて、わが國民にも意外の感を與へた程であつた。之よりわが軍占領地域たる上海を中心に、國民黨の新運動が展開され遂に八月廿八日より同地に於て第六次全国代表大會が開かれるまでに至つたのである。一方臨時政府の王克敏氏、維新政府の梁鴻志の兩首腦者もそれ〴〵汪兆銘氏の新方針に對し賛意を表し、協力を惜しまぬ旨を明かにしたので、汪氏の運動はますます有望性を加へて來た。

局部停戦の示唆

和平救國の猛運動を開始せる汪兆銘氏は、突如、孫總理の郷國であり、汪氏自身の郷里である廣東に現はれ、わが南支最高指揮官安藤中將と會見し、且つ具さに郷里の現状を視察して感慨無量の態であつたが、八月九日夜同地よりラヂオを通じて同郷人、南洋華僑等呼びかけた

汪氏はその中に於て「若し前線、後方の行政當局及び軍隊の統率者が和平賛成の表示をなし、反共の表示を爲せば日本軍は決して之を攻撃することはない。何となれば、日本政府は曩に既に中國に同憂具眼の士あり、出で、時局を收拾し、以て中國の復興を圖り、進んで東亞復興の責任を分擔せんことを望む、との聲明を出してゐるのであるから、日本軍は決して和平反共の地方及び軍隊に向つて攻撃することはない筈である。現に予は廣東に於て安藤南支最高指揮官と會見し、和平實現の方法に關して互ひに誠意を披瀝して語りたる結果、予は若し果して廣東方面の中國軍隊が和平反共の表示を爲すならば、安藤南支最高指揮官は必ず極めて友好的に、以下數項の實現方を考慮せられるものと確信するに至つた。即ち日本軍はたゞに之等の軍隊に對して直ちに攻撃を停止するのみならず、更に進んで日本軍の既に占據せる地域に於ける治安警備及び行政經濟を、日本軍の手より逐次之を中國に移讓することはである。故に若し廣東方面の行政當局と軍隊とが予の和平の主張に賛成するならば、予は必ず安藤南支最高指揮官の同意を得、先づ廣東に於て局部的停戦を實行し得るものであるを茲に敢て公約して憚らぬものである。斯くして將來此の方式をもつて漸次之を全國に及ぼすならば、全國の和平は完全に恢復するであらう。特に廣東市民に對して敢て告ぐ、吾々は斯くして最短期間に必ず廣東市を廣東市民の手に還し、廣東市をして昨年十月以上よりも遙かに秩序あり、一層幸福なる樂土たらし

むることが出来るであらうことを」と述べた。汪氏のこの聲明は、わが事變處理策と重要な關聯を持つものであつて、汪氏が安藤南支最高指揮官の諒解の下に、斯くの如く廣東省地方に於ける局部停戦と局部的返還を以て同地方の抗戦の指導者に呼びかけたのである。安藤指揮官も之に應じて汪氏の放送に對して裏書を與へたのであつた。同地方には汪兆銘氏と最も關係深かつた張發奎があり、廣西にある白崇禧も西南行營主任として關係がある。然るに廣東省と最も深い關係にある汪氏の提議に對して殆ど反響がなかつた。却て張發奎等は直ちに反駁の通電を發した程で、廣東方面の情勢も、まだその時期に至つてゐなかつたわけである。

第六次全國代表大會

前項で紹介した汪兆銘氏の「余の中日關係に對する根本觀念と余の前進目標」の内に示されたやうに、孫總理の遺志を奉じて前進するといふ、國民黨の眞髓を受け繼いで行かうとする氏の意向が表示されて以來、各地の國民黨員が續々之に響應し「和平運動促進會」の如き團體となつて現はれ、黨の全國代表大會を開き國民黨の新中央機關を作り、更に黨外の有識者とも協力して新中央政權を作るべきを提言する等、國民黨の復興と新中央政府の再建との運動が同時

に並び行はれるやうになつて來た。汪兆銘氏等同志もこの機運と共に、先づ順序として黨の再建を圖り着々準備を整へてゐたが、その結果遂に八月廿八日より三十日に亙り上海に於て「中國國民黨第六次全國代表大會」が開かれるに至つたのである。

中國國民黨の中央黨部は言ふまでもなく重慶に存在してゐるのであるが、全國代表大會は黨の最高機關であつて、中央執行委員會の更に上にあるのである。同大會には各省市黨部並に華僑支部より上海に派遣された代表が二百四十餘名に達したと報告されてゐる。重慶にある中央黨部は、共產黨に包圍されてその自由意思を表示する能はず、従つて機能を發揮するを得ざるに至つたので、茲に全國代表が自ら上海に集つて六次大會を開き、最高機關としての職權を以て一切の處置を執つた建前となつてゐるのである。この全國代表大會の開催は通常ならば、國民黨總章に示されてゐるやうに二年に一回開かれるもので、已むを得ざる場合には更に一年を延期し得ることとなつて居り、その期日は中央執行委員全體會議に於て決定されるのである。前回の第五次全國代表大會は民國二十四年（一九三五年）十一月南京に於て開かれたものであるから、二十六年（一九三七年）には第六次大會が開かるべきであつたのを、事變勃發のために延期となり、翌二十七年（一九三八年）三月には特に抗戰の基本方針を決定するを任務として「臨時全國代表大會」として漢口に於て開いたので、正式に全國代表大會は民國二十四年の第

五次大會に次で、この六次大會となつて實に四年振りとなつてゐるのである。斯く黨の總章の規定するところは三年を越えて開會を許さぬことになつてゐるのであるが、實際は從來でも内戰のために規定が無視されて來たこと屢々で、殆ど慣習的に認められるやうになつてゐるので、六次大會もその意味では少しも差支へないのである。かうしたところが支那式なのである。

大會は先づ汪兆銘氏臨時主席に推されて後、改めて主席團を選出した後、豫備會を経て正式會議に移り、先づ民國廿八年一月一日以降、重慶にある中央執行委員會及び監察委員會はいづれも職權を行使する自由を失つたものとして、一切の決議及び命令は完全に無効である旨の決議を行つた。それで同日を以て汪兆銘氏の黨籍を褫奪し、一切の公職を免じた重慶側の決議も無効となつたわけである。又中央黨務機關は改組するまで一時之を解散すること、各級地方黨部及び特別黨部も改組まで一時活動を停止せしむることを決議した。之で重慶中央黨部及び支部は冬眠状態に入らせられたこととなつた。本大會では國民黨の規則である總章を修正して、昨年の臨時全國代表大會に於て修正されて總裁制を設けたのを、再び之を廢して之に代ふるに中央執行委員會主席制を設けた。そして之に總理の職權代行權を賦與した。この主席には改めて汪兆銘氏が推擧されたので、總裁制の廢止と共に蔣介石の總裁、汪兆銘氏の副總裁は消滅したが、新設された主席制に於ける主席は、總裁制に於ける總裁と略同様の強大な權力を有する

こととなつたのである。

六全大會は國民黨の法統を繼ぐものと自認してゐるのであるが、重慶の國民黨を否認したわけでないことまで述べて來た點で明らかで、國民黨員には何等の差別を設けてゐないのである。それで大會の重要な職權として中央執行委員、監察委員を選出するに當り、第五次全國代表大會に於て選出された現在の委員全部を重任と認めたものである。之によつて現在重慶中央黨部にある者を初め、重慶陣營内にある委員等もすべて六全大會のそれ／＼中央執行委員、監察委員等に再選されたことになつてゐる。なほ本大會では、その上中央執行委員三十八人、候補委員二十人、中央監察委員二十六人、候補十六人を新たに選出することを決議した。同時に重慶陣營内にある委員が、速かに來集して協力せんことを求むることとなつたが、それまでは法定數に満たぬことを慮つて、確實に參集し得る者の過半數の出席を以て法定數として、今後の黨務に差支への起らぬやうに考慮されたのである。以上のやうな處理によつて、國民黨の中央黨部は巧みに切り替へられて重慶より上海に移り、支障なく今後の工作が續け得られるやうになつた次第である。

次で第二次本會議に於て遂に國民黨の更生が實現するに至つた。即ち(一)國民黨の政綱修正案(二)反共を以て本黨の基本政策と爲すとの決議案(三)中日關係を根本的に調整し速かに國交を恢復

するとの決議案等の通過を見たからで、之等によつて國民黨の面目は改まり、大亞細亞主義に基づく日提携の孫文本來の主義を奉ずる政黨に還つたものとされるに至つた。

續いて大會は中央執行委員會主席たる汪兆銘氏に中央執行委員を指名し、且つ黨外の人士と共同して「中央政治委員會」を組織せしむる權限を與へたが、この「中央政治委員會」こそ新中央政府の産みの親となり、育ての親ともなるもので、而も汪兆銘氏はこの新機關の構成分子を決定する權限を持つたのであるから、取りも直さず汪兆銘氏が、新政府組織の全權を與へられたことになるのである。それで今後の新中央政權樹立に當つての實際問題としては、中央政治委員會委員に指名すべき人選が最も重要で、而も面倒な工作となるものである。次で六全大會は三十日の最終日に於て改めて中央執行委員を選出し、且つ例の如く宣言を決議してその歴史的大會が終つた経過になつてゐる。

なほ六全大會では「國民大會を速かに召集し、憲政を實施する案」をも通過したが、憲法の實施に就ては多年の國民政府の懸案で且つ努力して來たもので、國民黨は民國廿四年十二月一日より開かれた第五次一中全會で、五全大會で委ねられた權限によつて、既に出來上つてゐる憲法草案宣布及び國民大會召集期につき付議された結果、憲法草案を民國廿五年(一九三六年)五月に宣布して國民に豫め検討の餘地を與へ、而して同年十一月十二日國民大會を召集し、同

大會に同草案を上程し之が議決公布する旨を決定した。それが更に延期となつて、いよいよ廿六年（一九三七年）十一月十二日國民大會を召集することとなつて、その準備が進んで代表の選舉も大半行はれた矢先に蘆溝橋事件が勃發して、その年憲法が公布されると共に國民黨は政權を國民に返還して各政黨、各派による立憲政治の開始が形式的にも開始されんとする數ヶ月前にすべてが頓挫してしまつたのである。それで最近開かれた重慶に於ける「國民參政會」の大會でも、最短期間に國民大會の召集を議決した次第であつて、國民黨の正統を以て任ずる六全大會が五全大會を繼いで「國民大會」の召集を議決したのは當然である。

中國國民黨新政綱

甲 外交

- 一、國家生存及び主權獨立の趣旨に基き陸隣の政策を勵行し以て東亞永遠の和平を確立す
 - 二、共產主義を奉ぜざる關係國と聯合し共同して第三國際の陰謀を防止す
 - 三、各友邦の正當なる權益を尊重し並に其の關係を調整し以て友誼を増進す
 - 四、平等互惠の原則に基き各友邦と通商條約の修訂を協議す
 - 五、經濟の回復と資源の開發を圖る爲め友邦各國の資本及び技術との合作を歡迎す
 - 六、和平及び外交方式を以て租界を回收し領事裁判權を取消す
- 乙 政治
- 七、國民大會を召集し建國の大計を商議討論す

- 八、政府は憲法草案を起草し之を國民大會に附して審議し政府に於て公布實施す
- 九、共産分子以外の人民の一切の合法的自由に對し十分の保障を與ふ
- 十、均權共治の原則に基き別に地方制度を定む
- 十一、治安を回復し流民を宣撫し努めて住民の歸郷及び復業を圖る
- 十二、縣を以て單位として其の行政機構を擴大し其の行政經費を充實せしめ自衛の能力を培植し以て地方の安定と建設の遂行を圖る
- 十三、文官制度を確立して各方面の行政人材を登用す

丙 軍事

- 十四、軍隊を國軍化し以て個人及び地方の系統を消滅す
- 十五、軍事復員會議を召集し軍隊の復員、軍隊の徵募及び軍事建設等の諸問題を解決す
- 十六、傷殘者を撫恤し勳功を優賞し並に徵發せられたる有職の壯丁を歸還せしめ其の復業を助く
- 十七、遊撃隊を解散して其の復業を助け兵役に服する事を願ふものは銓考の上國軍に編入す
- 十八、士官任用法を制定し派別を設けず各方面の軍事人材を登用す

丁 經濟

- 十九、幣制を整理して金融を安定せしめ出來得る限り人民の貨幣價值の下落により受くる損失を減少せしむ
- 廿、銀行制度を制定して農工、商業助成の任務に當らしめ社會の金融をして國家財政の犠牲に供する事なからしむ
- 廿一、輸出入貿易及び外國爲替を統制し努めて輸出入の均衡を圖る

751

251

廿二、公營産業を發展せしむると共に協力私營企業を保護獎勵す
廿三、農村の金融を圓滑ならしめ農業技術を改良、農産物の運搬販賣の便を圖り以て農村の繁榮を圖る
廿四、努めて人民負擔の平均と輕減を圖ると共に人民生活の改善に留意す

戊 教育

廿五、民族固有の文化及び道德を保持發揚すると同時に國情民族に適合する外國文化の吸收に留意す
廿六、偏狭なる排外思想を除去し睦隣政策の精神を貫徹す
廿七、規律の訓練及び科學の研究を勵行し以て健全なる公民と建國の人材を養成す
廿八、教育制度を改正し教材を改編し以て新中國建設に適應せしむ

一 中執監會議 第六次全國代表大會の閉會後、九月五日上海で第一次中央執行委員會、監察委員會會議を開いたが、出席者は候補委員をも合して五十九名で、汪兆銘氏議長の下に、先の六全大會の決議事項に就き討議し、各種黨の工作及び機構の整備につき審議を行ひ、次で例の如く本期の役員選舉に移り左の如く決定した。

- | | | |
|---------|------|--------|
| 中央執行委員會 | 秘書長 | 褚民誼 |
| | 副秘書長 | 陳春圃 |
| 同 | 羅君強 | |
| 常務委員 | 周佛海 | (以下九名) |

- | | | | |
|------|-----|-----|----|
| 組織部長 | 梅思平 | 副部長 | 周戴 |
| 宣傳部長 | 陶希聖 | 副部長 | 林英 |
| 社會部長 | 丁默村 | 副部長 | 朱柏 |
| | | | 汪繼 |
| | | | 雲樸 |

六全大會に於て第五次中央執行委員並に監察委員が全部重任と決議され、而してその大部分は現になほ重慶陣營内にあるが、その顔觸は先に掲げたものであるから改めて参照を乞ふ。

中央政府の再建へ

汪兆銘氏が例の「前進目標」の聲明中に述べて「余は同志を糾合し、また全國各黨各派及び無黨無派の有志の士を團結し、共に俱に此の一條の道を歩みつゞけんことを決意したものである」とあるのは新中央政府組織の決意と共に、國民黨同志の外に各派、その他の有力者とも協力しようとの意思を表示したものである。從來國民黨に對する非難の一つは「以黨治國」の標語による一黨專制であつたので、汪氏はこの點に特に意を用ひた結果で、それが六全大會の記事中にも紹介したやうに同大會の決議に現はれてゐるのである。即ち汪兆銘氏を中央執行委員會主席とし、同氏に對して「政治委員會」の組織を委任したが同委員は國民黨中央執行委員と

黨外の人物とを以て構成することに定められてゐる。この「政治委員會」が中央政府を作り、且つ指導の中心とするものであるから、この實行によつて國民黨の専制は防止し得ることとなるわけである。尤もさうなつた曉には、支那では最も甚だしい黨派争ひが起つて新たに弊害を醸す惧れもあるが、之は別問題として、兎も角、この實現によつて各派聯合の形式を整へることとしたのであつた。

先にも述べたやうに汪兆銘氏の新中央政府組織に對しては、臨時政府、維新政府の兩政府首腦者も早く協力、援助を惜まぬ旨を表示してゐるので、新中央政府組織に當り、黨外の有力分子として兩政府が協力することは夙に明らかであつたが、しかし汪兆銘氏は新中央政府樹立の問題を中心として、未だ親しく兩政府の首腦者と具體的の會談を遂げてゐないので、恰も本年九月南京に於て兩政府の聯絡機關たる中華民國聯合委員會が開かれ王克敏、梁鴻志の兩巨頭が出席したので、汪氏は南京に到り同十九、二十日の兩日に互つて三巨頭會議を遂げた。汪兆銘氏は上海に歸來後聲明書を發表し、事變以來兩氏が多難の中に於てよく時局拾收の任に當つた功績を讃へた後、兩氏の協力を希望して王克敏氏は以前國民政府と關係あり、梁鴻志氏もその師事せし段祺瑞氏が晩年國民政府を極力支持せし因縁より、兩氏が國民黨に對し充分の理解と同情とを持つて協力されんことを婉曲に述べたのは頗る意味深長であつて、汪氏は飽くまで更

生せる國民黨が中心となつて、之に既成兩政權を初め各派、無黨、無派の人物の参加を要請してゐるのであつて、この方針は六全大會の宣言及び決議に充分表現されてゐる。右の聯合委員會としては、同廿二日の成立一周年記念式を擧げた機會に於て、正式に新中央政府に對する態度を表明して「中華民國聯合委員會は、その成立の使命に基き、此の際汪兆銘氏に全幅協力し以て中央政府の成立を期待す」と聲明したが、三巨頭會議では新政府樹立の母體となる最高機關を「中央政治會議」とすることに意見の一致を見た。即ち六全大會の決議による「中央政治委員會」と同じ性質のものが、國民黨外に於て生誕することになつたわけで、その構成分子に就ては主としてやはり汪兆銘氏の主持するところとなつてゐるが、先づ第一に既成兩政權の領袖の協力を仰ぐことになつた次第である。

十一月一日興亞院會議に於て、更生支那新中央政府に對するわが具體的態度に就て基本方針が決定されたが、次で之を中心としてわが方と汪兆銘氏等との間に豫備的折衝が行はれるに至つた。その解決を待つて再び三巨頭會見並に中華民國聯合委員會第七次會議が開かれ、いよいよ汪兆銘コースはその最後の段階に達し、新中央政府の誕生となるのである。

汪兆銘略傳

汪兆銘氏は號を精衛といひ、支那では寧ろ汪精衛先生と呼ぶ方が多い位である。廣東省の廣東で生れた。父は浙江省の人で廣東に移住してしまつたし、母は廣東人であつたから全く廣東人と云つて差支へない。父親はしがない商人で、彼は異母兄弟と合せて十番目の末子として生れたのであるから、幼よりして貧困の中に採まれて來たもので、而も父は既に老い、母を十三歳の時に喪つたので一層苦難を嘗めるやうになつたが、その數奇を極めた政治生活と共に、全生涯を通じていばらの道であつたのである。しかし母親が非常なシツカリ者であつたし、父親が小商人としては割合に讀書を好んで幼少より彼に讀書の機會を與へたし、それに叔父に藏書家があつて更に彼に向學の志をも助けたのは彼に幸ひし、生來極めて聰明であつた彼は六歳位から王陽明の「傳習錄」などを素讀し、詩文のやうなものまで早くから親しむやうになり、漢文は早くから驚くほど長じたもので、之が汪氏を名文家にしたのである。父の死後は異母兄に頼らねばならなくなつたが、家計の困難から既に十六歳頃から寺子屋の小先生となつて素讀を教へ、何程かの家計を助け、傍ら自らも叔父から經書を學んでゐた。十七歳の時に正式の教

師となつたが、彼自身の學業も進んで秀才の試験に合格し、廿歳の時には廣東省政府が官費留學生を募集した時、見事に通過して日本法政大學の速成科に入ることが出來た。之が後年の汪氏を造る轉機となつたものである。

日本に留學した汪氏は法政大學の速成科を終へた後、更に進んで同大學の専門部に入り、日本の法律書等の翻譯其他文筆によつて自ら學資を得て勉學を續け、その間同郷の留學生朱執信、胡漢民等と往復しつゝ、その頃日本に於て盛んになつて來てゐた本國の革命運動に就て大いに論じてゐたが、何時しかその思想に感染し果ては運動に入るやうになつた。恰もその頃、一九〇五年、同郷の先輩として、また革命運動の父として崇拜してゐた孫文が亡命し、アメリカを経て日本に來り、當時既に日本に來てゐた黃興、宋教仁等を初め革命運動の各派と合同し、孫文の指導の下に「中國同盟會」を結成するに至つたが、汪兆銘は胡漢民と共に新たに孫文の下に犬馬の勞を捧げるやうになり、中國同盟會の評議部長として既に頭角を現はし、後年孫文下の兩大關格となつた次第である。

間もなくその機關紙として「民報」が生れたが、汪氏はその記者としてその椽大の筆を揮ひ、盛んに清朝打倒論をやつてゐたが、遂に清政府より我が政府に抗議があつた結果發行禁止となり、同時に留學生の實際運動も封じられるに至り、汪氏は翌一九〇六年、孫文、胡漢民等

と共に日本を去つて印度支那、南洋方面へ遊説の途に就いた。

日本を逐はれた革命黨員は續々本國に潜入したため、各地に於て革命暴動が續出するに至つたが、汪兆銘は一九一〇年當時廿六歳の血氣の青年であつたが、秘かに決するところあつて南洋より歸國して北京の城内に潜入したのであつた。

彼は同志の黃復生と共に北京に入るや、表面寫眞館を開業して種々準備を整へ、秘かに機會を窺つてゐたが、遂に爆藥を或る橋下に装置して攝政王載灃の暗殺を企てた。然しこの企ては事前に警吏のために發見されて捕はれるに至つた。そしてやがて死刑の宣告を受けた。ところが彼が牢獄中に筆紙を借り受けてものした國內改革の意見書が民政大臣だつた肅親王の目に入る機會を得たが、その論旨極めて遠大で、世界の大勢より説き起して支那の現狀に及び、國內改革の急務を説いたもので、眞に堂々たるもので、その達識と名文とによつて痛く汪氏の人才を惜み、之を刑死せしむるに忍びずとして特に死一等を減せしめたのである。次で革命の勃發による世相の一變の結果赦されるに至つたものである。この閱歷は汪氏の革命家としての生涯の華であるが、同時に熱情家であり、多才である氏の全貌を示してゐるのである。汪氏の學と共に北京の牢獄に投ぜられたのを聞いた愛人の陳冰如氏は、北京に馳せつけ獄卒を手なづけて之を介して獄中の汪氏と凄絶なる詩文を交して相通じた外、陳氏が若い身空で身を碎いて赦免の

運動に奔走したことと共に、一篇の美しいローマンスとして支那では有名である。その陳冰如氏が現夫人の陳璧君で、國民黨中央監察委員など長く政治上の要職にあつて夫君を扶けつゝ一方華々しい活動を續けてゐるのも首肯される。

一九一一年の第一革命が成功し、南北の間に和議が行はれるや、北京から解放された汪氏は孫文の下に歸り、革命派の參議となつて大いに媾和會議の間に活動した。その結果は遂に清帝の退位、中華民國の創立となり、同時に孫文の臨時大總統就任となつたので、會議外に於る彼の活動の功勞も少しとしない。然るに間もなく實權は袁世凱の占むるところとなつたので、孫文等は之に抗して第二革命となつたのであるが、もろくも失敗に歸したので孫文に従ふ汪氏も亦海外に去らざるを得なくなり、一九一三年フランスに赴いて年來の憧憬であつた學究生活に還つた。フランスでは李石曾、蔡元培等の先輩がゐるので、彼等と深く交はり、且つ主として社會學を研究したので彼の思想はこの時代から社會主義となり、後年の民主主義の闘將となつたのである。その滯佛中に歐洲大戦が勃發したのである。その後日支間に例の廿一ヶ條問題が起り緊張するに至り、故國よりしきりに歸國を促して來たので急遽歸國したが、孫文等の袁世凱討伐の運動も袁の急死と共に流れてしまつたので、汪氏は再びフランスを初め各國遊歴の途に就いた。

その後も南北の抗争が續き孫文が舊國會議員を擁して廣東に非常國會を召集し、軍政府を樹立してゐたが、歸國直後の彼は支那の社會改良に寧ろ興味を持つやうになつてゐたので、上海に「進徳會」を組織して支那社會の弊風打破のために活動してゐた。この事業はなか／＼急に効果が見られるものではなく、長く激しい革命運動に係はつて來た彼には、寧ろ不適任であつた。彼は再び外遊の途に上りアメリカを経て又もや好きなフランスに落ちついた。

廣東政府を牛耳つてゐた廣西派を驅逐して、孫文が廣東國會から大總統に推されて返り咲いた一九二〇年、汪兆銘氏は久し振りに孫の下に還つて初めて廣東政府の公務に就いた。教育委員として、廣東省の改革に大いに功勞を樹てた外、又最高顧問として孫を援けたものである。しかし例の陳炯明のクーデターで孫文が上海に落ちて來たので、彼も亦上海に逃れて來た。

上海に滞在中の孫文とツヴェト代表ヨッフエとの間に露支提携に關する協定が成立し、それより聯ソ容共政策を採用し、一九二三年孫文が陳炯明の没落と共に、再び廣東に迎へられて大元帥府を設け大元帥に就職するや、改組せる國民黨の第一次全國代表大會を一九二四年一月廣東に於て開き、全く面目を一新するに至つたが、この孫文の新方針につき側近から大いに助け一人は汪兆銘氏であり、彼の從來の思想的傾向と周圍の環境とは彼を國民黨左派の闘將として新生の共產黨とも接近の機會が多かつた。第一次全國代表大會で中央執行委員に選出され

たこと勿論であるが、それより汪氏の聲望は隆々として上り、當時インテリ青年が滔々として左傾する時代であつたから、當時の彼は最も多くの信者を青年學生の間に持つやうになつた。その後北方の政局が變化して段祺瑞の臨時執政政府が出來、善後會議を開くこととなつたので、孫文は國民會議召集案を提げて北上し、北京に客死したが、その死床に侍つてゐた汪兆銘氏は孫文に遺囑を勧め、自らその草案を起草し、その承認を得て署名させたのが、かの有名な「余國民革命に力を致すこと凡そ四十年、その目的は中國の自由平等を求むるにあり」云々の遺囑文であつて、之が國民黨員の座右銘となり、その推進力ともなつてゐることは周知の通りである。

孫文の死によつて、北方との關係を完全に清算した國民黨は、黨内の共產派の勢力の増大と共に益々左傾するやうになり、その歿後間もなき民國十四年（一九二五）七月一日國民政府が廣東に成立したが、新國民政府は合議制で、その首腦たる常務委員主席には汪兆銘氏が推されたのであつて、以て當時に於ける彼の聲望を想ふに足りよう。

しかし、その翌年第二次全國代表大會ではボロヂン等の勢力により、共產派が壓倒的に優位にあつて大會を指導したが、その頃から例の西山會議派の反共運動があるやら、國共の間に漸く抗争が激しくなり、國民黨内部でも左右兩派の内訌が露骨となつて來た。その結果が初め

て現はれたのが中山艦事件であつて、黄埔軍官學校内での兩派の對立から、同校の黨代表であつた廖仲愷が暗殺され、その後を繼いだ汪兆銘氏も、同校校長で右派に屬する蔣介石とは對立の形となり、それがたま／＼汪が蔣介石を中山艦に招待した時、汪等左派がクーデターを行はんとする陰謀によるものとのデマが飛んだので、疑心暗鬼の蔣は先手を打つたつもりで中山艦長はじめその一味と目せられる者に對してクーデターを行つたので、汪兆銘氏も堪らずフランスに去り、それ以來長く蔣介石とのむすばれは解けなかつた。蔣もその頃から益々共產黨を警戒するやうになつた。フランスに去つた後も、左派の青年黨員等の汪氏を呼び返さんとする運動が「迎汪運動」として猛烈に行はれたものであつた。

汪氏の不在中、蔣介石の國民革命軍總司令の下に北伐が進められ、着々成功して武漢に進出、次で國民政府は武漢に移されるに至つたが、蔣が南昌の前線にある間に、共產黨は國民黨左派と組み武漢政府に據つていよ／＼横暴を極め、國民黨全體會議を開いて不在中の汪兆銘に常務委員、中央黨部組織部長等要位をあてがつて、蔣介石を平委員に落す等、蔣の勢力を削ぐあらゆる工作を行つたので、遂に蔣も後に至つて清共を斷行するに至つたのであるが、武漢政府となつてもなほ汪の聲望は衰へなかつた。この情勢下に汪兆銘は、蔣介石の招電により急遽上海に歸着したが、既に上海方面に進出してゐた蔣介石は、同地に於て汪氏を迎へ共產黨との

分離と蔣汪の提携の二案を持ち出した。この時汪氏は共產黨との分離は重大問題であるから、全體會議を開いた上でなければ決せられないとして賛成せず、そのまゝ物別れとなつたが、一方同地に於て多年の友人であり共產黨の領袖である陳獨秀と會見し、兩名の署名で國共合作繼續の必要なる所以を述べた聲明書を發表して武漢に赴き、凱旋將軍の如く迎へられて新地位に就いてしまつた。

蔣介石は遂にその直後、民國十七年（一九二八年）四月十二日より共產黨の大掃蕩を開始した。之に激昂した武漢派では蔣を免職したが、蔣は同十八日南京に國民政府を樹立し、茲に汪蔣關係も再び正面切つて對立するやうになつた。しかし武漢方面の共產黨は、それより武漢に於て暴動を計畫するやうになつたので、唐生智も之を彈壓するやうになり、武漢でも國共の分離を來し、ボロヂン顧問も追はれるに至つた。共產黨の去つた後の武漢の國民黨左派も漸く右傾化するやうになり、汪兆銘氏もその頃から少しづつ變つて來た。當然武漢、南京兩派の合併が促進されて蔣介石は下野して日本へ、汪兆銘氏は南京入りをしたが、何しろもつれにもつれてゐる法統の問題で容易に話がまとまらず、汪氏は再び去つて廣東の政治分會で南京側と抗争を始めた。しかし間もなく日本に漫遊中の蔣介石を呼び戻し、上海で落ち合つて議がまとまり、やつと國民黨の團結が出來て汪氏も落ちついたかに見えたが、忽ち廣東で共產黨のクーデ

ターが起り、この事件に彼も關係ありとされて又もやフランスに去つたが、それで反蔣に逆戻りし、閻錫山、馮玉祥等が反蔣戦を起した際、汪氏は歸國して彼等と共に北平で擴大會議を開いた。然し、反蔣戦の敗北で之も忽ち消滅し、汪兆銘氏は又亦海外落ちせざるを得なかつた。それから南京では蒋介石と胡漢民との合作がうまく行かず、約法問題から胡漢民が軟禁され、廣東派が憤慨して廣東で非常會議を開くに至つたので、汪氏は歸國して早速之に加はり常務委員として依然反蔣を續けた。ところが滿洲事變が勃發したので國內團結一致國難に赴くとのスローガンの下に、忽ち南京、廣東兩派が妥協してしまひ、茲に蒋介石、汪兆銘兩巨頭の合作がやつと本式になつたのである。

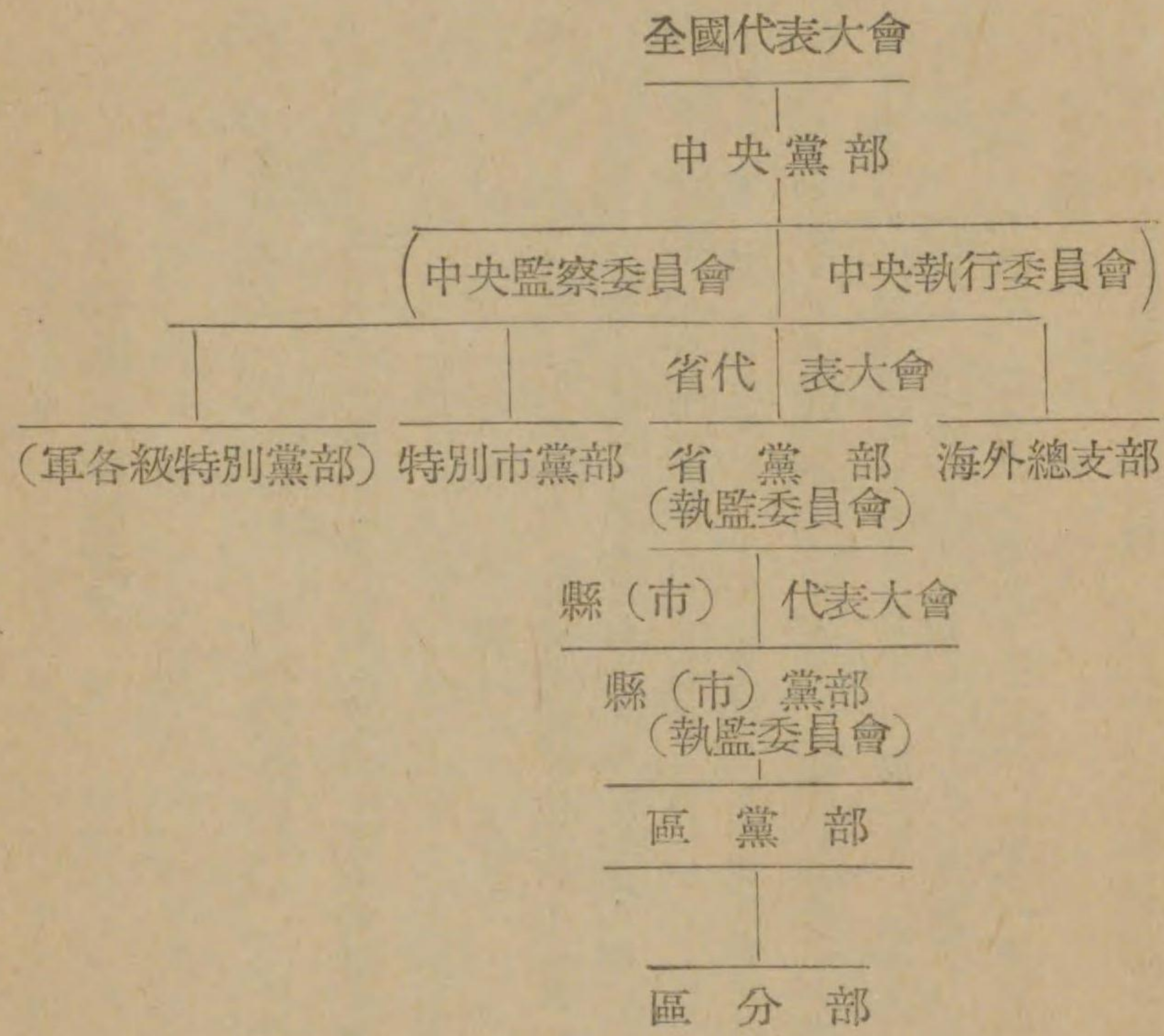
汪兆銘氏が南京政府に入つて行政院長となり、蒋介石は復活して軍事委員長となり政治軍事を分擔して協力するやうになり、蔣も汪氏の政治的手腕に信頼して政治方面を一切委せる態度に出たので、汪氏は之より主力を國內の充實に濺ぎ、次で外交部長をもかねて日本とは努めて摩擦を避ける方針を執つて内外の政治に、その大政治家的手腕を發揮したもので、その後汪兆銘氏は往年の左派時代とは全く面目を改め、寧ろ右派に轉向した觀がある。ところが北支問題の對日外交に於て讓歩が過ぎたとの非難が内部に轟々として起り、その果ては暴漢に狙撃されて負傷するの厄に遭遇、それを機會に靜養の名目で獨逸に赴いた。しかし多事の支那は必ずず大

事件が次から次へと起り、それが又汪氏に歸國を促す機會となるものだ。今度は西安事變が起つて蒋介石が監禁される騒ぎに、汪氏は急ぎ歸國、中央黨部に返つて中央政治會議主席となり依然蔣との合作を續け、日支事變勃發後昨年の國民黨臨時全國代表大會で、蔣の總裁就任と共に副總裁に推されてゐたが、遂に和平救國のために起ち重慶を脱出、蔣とも絶縁して現にその所信に向つて邁進しつゝあることは周知の通りである。

このやうに彼の傳記を書いて來ると全く民國史を書いてゐるやうであり、國民黨史を記述してゐるやうだが、實際汪氏の生涯はそのまゝ民國史であり、國民黨史でもあつて、その外に記すやうなものが甚だ少ない。殆ど公生涯で占められ、私生活がない。政治の外には汪兆銘氏の生活がないと謂へよう。凡そ革命家の生涯は浮沈常なく、千變萬化ではあるが、汪氏程の變化に富んだ道を辿つた革命家、政治家は世界にも類があるまいと思ふ。それで今後の汪氏に就てもいろ／＼と考へさせられるものもあるわけである。

汪兆銘氏は初めに書いたやうに貧苦の内に育ち、逆境と闘ひ抜いて來た人であるが、その風采にはそれらしい人とも思はれぬ悠然としたところがあり、その豊かな肉體は福々しく萬年青年と呼ばれる程にいつまでも若い。本年五十六歳とはどうしても見られない。恐らく常に國事を考へ、時代に先んじて次から次へと進んで已むことなきが爲めに、いつも體内に若い血が漲

751
251



地方黨部の外、各特殊黨部も各級も共に同様の組織にて各黨部に代表大會、執監委員會がある。

つてゐるためであらう。人に接して誠に柔和で、丁寧で女性的な感じをさへ與へるのであるが大膽さは氏の閱歴が雄辯に語つてゐる通りで、革命家としての素質を充分に備へてゐるのである。幾度死線を越えて來たか知れない。最近では河内の隱家で兇漢に襲はれ、會仲鳴が身代りとなつたので、危く難を逃れたのであるが、かうした危難に遭ふ毎に勇猛心が更に加はつて來るらしく決して退轉しない。その風采に似合はず非常な熱血兒で、一度び問題を提げて壇上に立てば、その雄辯と熱情とは聽衆を魅了せざれば已まぬ慨がある。氏に青年のフアンの多い一つの理由はこの雄辯とそれからその名文にあるであらう。文をよくし、詩をよくするのは、先に書いたやうに幼年時から養はれた賜物である。汪氏はたまに閑日月を持てば好んで旅に出で、詩を賦する。それで汪氏は相當多くの詩を作つてゐるし、名詩も少くないといふ。道樂と云へば、こんなことが道樂かも知れない。氏の眞面目な私生活は、その政治的主張に反映してゐるし、その政治的主張が氏の眞面目な私生活によつて、更に活かされてゐる事實を吾々は充分諒解する必要がある。

中國國民黨組織系統略圖

中國國民黨總章

六全大會で修正された結果「中國國民黨總章」は左の如くなつたわけである。
中國國民黨全國代表大會は三民主義の實現、五權憲法の創立を促進せんがため特に中國國民黨總章を制定すること左の如し

第一章 黨員

第一條 凡そ本黨々綱を接收し本黨の決議を實行し本黨の規律を遵守し本黨の義務を履行するの意見を以て入黨を申請し本黨の許可を経たる者は性別を問はず本黨々員たることを得

第二條 本黨々員は黨員及び豫備黨員の二種に分つ
(甲) 黨員 凡そ年齢二十歳以上にして本黨豫備黨員と爲り一年以上黨の訓練を受け區分部より區執行委員の考察を呈請して合格し、縣執行委員會の審査及び省執行委員會の許可を経たる者は黨員と爲ることを得

(乙) 豫備黨員 凡そ年齢十六歳以上にして本黨員二人以上の紹介により所定の入黨志願書を以て區分部に申請し、區分部黨員大會を通過、區執行委員會の審査及び市縣執行委員會の許可を経たる者は豫備黨員と爲ることを得

第三條 黨員は發言權・表決權・選舉權及び被選舉權を有し、豫備黨員は只發言權のみを有す

第四條 凡そ本黨員は所屬黨員證書を領收すべし、黨員證書は中央執行委員會に於て之を制定す

第五條 黨員轉居の際は直ちに前住地方の區分部に其旨を報告し且つ轉居地の區分部に登録すべし。然る後、轉居地方の黨員と爲るものとす。若し轉居後二ヶ月を越ゆるも報告及び登記を履行せざる者は黨規違反を以て論ず

第二章 黨部の組織

第六條 一地方を包括する黨部を上級機關とし該地方一部分を包括する黨部を下級機關とす

第七條 各黨部は全國代表大會・地方代表大會・地方黨員大會を以て各級黨部の高級機關とす

第八條 地方黨員大會・地方代表大會及び全國代表大會は各々執行委員會を組織し黨務を執行せしむべし

第九條 本黨々部の組織系統左の如し

(甲) 全 國 全國代表大會 中央執行委員會

(乙) 全 省 全省代表大會 全省執行委員會

(丙) 全 縣 全縣代表大會 全縣執行委員會

(丁) 全 區 全區黨員大會又は代表大會 全區執行委員會

(戊) 區分部 區分部黨員大會 區分部執行委員會

區分部を本黨の基本組織とす

第十條 本黨の權力機關左の如し

(甲) 全國代表大會 但し閉會期間中は中央執行委員會とす

(乙) 全省代表大會 但し閉會期間中は全省執行委員會とす

(丙) 全縣代表大會 但し閉會期間中は全縣執行委員會とす



(丁) 全區黨員大會又は代表大會 但し閉會期間中は全區執行委員會とす

(戊) 區分部黨員大會 但し閉會期間中は區分部執行委員會とす
各權力機關は上級機關の命令を接收し並に其決議を執行すべし、但し執行上困難ある時は文書を以て意見を陳述することを得。若し上級機關が採納せざる時は之に服従すべし

第十一條 中央執行委員會は各部を分設し本黨の通常又は特別黨務を執行することを得。各部は中央執行委員會の管理を受け各部の職務及び組織法は中央執行委員會に於て之を決定す

第十二條 各下級黨部執行委員會は上級黨部執行委員會の管轄を受くべし

第十三條 各下級黨部の作成使用する印鑑は上級黨部の許可を受くべし

第十四條 本黨は公開する能はざる地方又は半公開の地方に於て必要に依り黨團を組織することを得。其組織法は中央執行委員會にて之を定む

第三章 特別地方黨部の組織

第十五條 凡そ未だ省に改めざる行政區域(蒙古及西藏の如く)の黨部組織は省と同じ

第十六條 特別市黨部の組織は省黨部と同じく直接最高黨部の指揮監督を受く

第十七條 重要市鎮黨部の組織は縣黨部と同じく直接省黨部の指揮を受く

第十八條 重要市鎮黨部の設置は各該省黨部より計畫を具し中央執行委員會の許可を経て設立することを得

第十九條 國外黨部の組織は總支部に就ては省に同じく、支部に就ては縣に同じく、分部に就ては區に同じく、分部の下に區分を設く

第四章 總理

第二十條 本黨は三民主義五權憲法の創立者孫先生を總理とす

第二十一條 黨員は總理の指導に従ひ主義の進行に努力すべし

第二十二條 總理を全國代表大會の首席とす

第二十三條 總理を中央執行委員會の首席とす

第二十四條 總理は全國代表大會の議決に對して最後決定の權を有す

第二十五條 總理は中央執行委員會の議決に對して最後決定の權を有す

(附註) 總理既に中華民國十四年三月十二日逝去す。十五年一月第二次全國代表大會は總理の遺囑を受け同時に之が實行に努力し此章を保存し以て本黨永久の記念と爲す

總理 記念儀式規定左の如し

甲 凡そ本黨内外各級黨部會議場には總理の遺像を懸くべし

乙 凡そ集會開會時には總理の遺囑を宣讀すべし

丙 凡そ本黨内外各級黨部及び國民政府所屬各軍隊は均しく毎週一回記念週を舉行すべし。但し特別の事情あるときは該地上級黨部の許可を経て二週一回に改むることを得

第五章 最高黨部

第二十六條 本黨最高權力機關を全國代表大會と爲す。常會は二年に一回舉行す。但し中央執行委員會に於て必要と認め又は省黨部及び省に相當する黨部半数以上の請求あるときは臨時全國代表大會を召集することを得

中央執行委員會は已むを得ざる事情あるときは全國代表大會常會の召集に對して延期を通告することを得。但し一年を超ゆるを得ず



第二十七條 本黨に中央執行委員會主席一名を置き全國大會において之を選擧す
第二十八條 中央執行委員會主席は第四章に定むる總理の職權を代行す
第二十九條 全國代表大會の職權次の如し

甲 中央執行委員會及び中央各部の報告の收接及び採用
乙 本黨政綱及び規則の改正

丙 時事問題に對して取るべき政策及び政略の決定

丁 中央執行委員・候補執行委員及び監察委員、候補監察委員の選舉

第三十條 中央執行委員及び監察委員の數は全國代表大會に於て之を決定す

第三十一條 中央執行委員在職中死去したるとき候補執行委員より順次補充す

第三十二條 中央執行委員の職權左の如し

甲 外部に對し本黨を代表す

乙 全國代表大會の決議を執行す

丙 各地黨部を組織し並に之を指導す

丁 本黨中央機關各部を組織す

戊 本黨黨費及び財政を支配す

第三十三條 中央執行委員會は中央監察委員會の決議を執行する義務を有す。但し必要ありと認めたるときは一回を限り覆議を請ふことを得

第三十四條 中央執行委員會全體會議は半年毎に少くとも一回開會し候補執行委員は會議に列席するを得執行委員に缺席ありたる時は出席の候補執行委員より順次之を補充し會議中臨時表決權を有す。爾餘

の者は只發言權を有するのみ但し表決權を有する候補執行委員は出席委員數の三分の一を超過する能はず

第三十五條 中央執行委員は常務委員五人乃至九人を互選し常務委員會を組織し中央執行委員會全體會議閉會期間中職務を執行し中央執行委員會に對して其責任を負ふ

第三十六條 中央執行委員會は必要あるときは特殊委員會を設くることを得

第三十七條 全國代表大會、中央執行委員會全體會議及び常務委員會は本黨中央政府所在地に於て之を舉行すべし

第三十八條 中央執行委員會は其工作概況を毎月一回各省執行委員會及び其他直轄黨部に通告すべし

第三十九條 中央執行委員會は中央執行委員候補中央執行委員を各地に分遣し黨部を指導し黨務を執行せしむることを得

第四十條 中央監察委員會の職權左の如し

甲 本黨の紀律に依據し各級黨部又は黨員の紀律違背に關する處分を決定す

乙 中央執行委員會財政の出入を検査す

丙 黨務進行情況を審査し及び下級黨部に訓令して財政並に黨務を審査せしむ

丁 中央政府の施政方針及び政績の本黨政綱並に政策に根據するや否やを検査す

第四十一條 中央監察委員は常務委員五人を互選し中央執行委員會所在地に於て職務を執行し半年毎に少くとも一回全體會議を開く。候補監察委員は會議に列席することを得。監察委員缺席したるときは出席の候補監察委員より順次之を補充し會議中臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を有するのみ但し表決權を有する候補監察委員は出席監察委員數の三分の一を超過するを得ず。中央監察委員會は



中央監察委員・候補監察委員を各地に分遣し職務を執行せしむることを得

第六章 省 黨 部

第四十二條 全省代表大會は毎年一回舉行す但し左に掲ぐる事情あるときは臨時全省代表大會を召集することを得

甲 中央執行委員會より召集を訓令したるとき

乙 省執行委員會が必要と認めたる時

丙 縣執行委員會半数以上が必要と認めたる時

第四十三條 全省代表大會組織法及び代表選舉法と員數とは省執行委員會に於て假定したる後中央執行委員會に許可を呈請す

第四十四條 全省代表大會の職權左の如し

甲 省執行委員會及び本黨省機關各部の報告を接收並に採用す

乙 本省黨務進行の方策を決定す

丙 省執行委員・候補執行委員及び監察委員・候補監察員を選擧す

第四十五條 省執行委員の職權左の如し

甲 上級黨部の命令及び全省代表大會の決議を執行す

乙 全省各地方黨部を設立し並に其活動を指揮す

丙 省黨務機關各部を組織す

丁 黨費及び財政を支配す

第四十六條 省執行委員會は其工作狀況を毎月一回中央執行委員會に報告すべし

第四十七條 省執行委員會は毎週少くとも一回開會す候補執行委員は會議に列席するを得。執行委員缺席したるときは出席候補委員より順次補充し會議中臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を有するのみ。但し表決權を有する候補執行委員は出席執行委員數の三分の一を超過することを得ず。省監察委員につき亦同じ

第四十八條 省執行委員會は常務委員一人乃至三人を選擧し日常の黨務を執行す

第四十九條 省執行委員在職中死亡したる時は候補執行委員より順次補充す

第五十條 省監察委員の職權左の如し

甲 本黨の紀律に依據し所屬黨部又は黨員紀律違背の處分を決定す

乙 省執行委員會財政の收支を檢査す

丙 全省黨務の進行情況を審査す

丁 省政府の執政方針及び政績の本黨政綱並に政策に根據せるや否やを檢査す

第七章 縣 黨 部

第五十一條 全縣代表大會は六ヶ月毎に一回舉行す。但し左に掲ぐる事情あるときは臨時全縣代表大會を召集することを得

甲 省執行委員會より召集を訓令したるとき

乙 各區執行委員會半数以上の請求ありたる時

丙 縣執行委員會が必要と認めたる時

丁 該縣黨員半数以上の請求ありたる時

第五十二條 全縣代表大會組織法及び代表選舉法と人數は縣執行委員會にて假定したる後、省執行委員



會に許可を呈請す

第五十三條 全縣代表大會の職權左の如し

甲 縣執行委員會及び本縣機關各部の報告を接收並に採用す

乙 本縣黨務進行の方策を決定す

丙 縣執行委員・候補執行委員及び監察委員・候補監察委員を選擧す

第五十四條 縣執行委員會は常務委員一人を選擧し日常の黨務を執行す

第五十五條 縣執行委員會の職權左の如し

甲 上級黨部の命令及び全縣代表大會の決議を執行す

乙 全縣各地方黨部を設立し並に其活動を指揮す

丙 縣黨務機關を組織す

丁 黨費及び財政を支配す

第五十六條 縣執行委員會は其工作情況を二週間に一回省執行委員會に報告すべし

第五十七條 縣執行委員會は毎週少くとも一回開會す。候補執行委員は會議に列席するを得。執行委員

缺席したる時は出席候補執行委員より順次補充し、會議中臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を

有するのみ。但し表決權を有する候補執行委員は出席執行委員數の三分の一を超過することを得ず。

縣監察委員につき亦同じ

第五十八條 縣執行委員在職中死亡したる時は候補執行委員より順次補充す

第五十九條 縣監察委員會の職權左の如し

甲 本黨の紀律に依據し所屬黨部又は黨員紀律違背に關する處分を決定す

乙 縣執行委員會財政の收支を検査す

丙 全縣黨務の進行情況を審查す

丁 縣政府の執政方針及び政績の本黨政綱並に政策に根據せるや否やを検査す

第八章 區 黨 部

第六十條 全區黨員大會は二ヶ月に一回舉行す。但し所轄區域過大なるか又は黨員過多にして黨員大會

を召集すること能はざる時は縣執行委員會の許可を経て全區代表大會を召集することを得

第六十一條 全區黨員大會又は代表大會の職權左の如し

甲 區執行委員會の報告を接收並に採用す

乙 本區黨務進行の方策を決定す

丙 本區執行委員、候補執行委員及び監察委員・候補監察委員を選擧す

第六十二條 區執行委員の職權左の如し

甲 上級黨部の命令及び全區黨員大會又は代表大會の決議を執行す

乙 區内區分部を組織す但し上級黨部の許可を経べし

丙 所屬區分部黨務の進行を指揮す

丁 黨費及び財政を支配す

第六十三條 區執行委員は常務委員一人を互選し日常の黨務を執行す

第六十四條 區執行委員會は其工作情況を二週間に一回上級黨部に報告すべし

第六十五條 區執行委員會は毎週少くとも一回開會す。候補執行委員は會議に列席するを得、執行委員

缺席したるときは候補執行委員より順次補充し會議中は臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を有



するのみ。監察委員につき亦同じ

第六十六條 區執行委員在職中死去したる時は候補執行委員より順次補充す

第六十七條 區監察委員の職權左の如し

甲 本黨紀律に依據し所屬黨部又は黨員の紀律違背に關する處分を決定す

乙 區執行委員會財政の收支を検査す

丙 全區黨務の進行状況を審査す

第九章 區 分 部

第六十八條 區分部を本黨の基本組織と爲す。その人数は少くも五人を下るを得ず。又多くも二十人を超ゆるを得ず

第六十九條 區分部黨員大會は少くも二週間毎に一回開會す。其職權左の如し

甲 區分部執行委員會の報告を接收並に採用す

乙 本區分部黨務進行の方策を決定す

丙 本黨の主義及び政綱を研究し並に黨務政治問題を討論す

丁 本區分部執行委員及び候補執行委員を選擧す

第七十條 區分部は執行委員三人を選擧し區分部執行委員會を組織すべし其職權左の如し

甲 上級黨部の命令及び區分部黨員大會の決議を執行す

乙 黨員の入黨を取扱ひ及び考査並に訓練を行ふ

丙 本黨宣傳物を分配す

丁 黨費及び黨員特別税を徵集す

第七十一條 區分部執行委員一人を互選し日常の事務を執行す

第七十二條 區分部執行委員會は其工作状況を二週間毎に一回上級黨部に報告すべし

第七十三條 區分部執行委員會は二週間毎に一回開會す。候補執行委員は會議に列席するを得。區分部執行委員缺席したるときは候補執行委員より補充し會議中は臨時表決權を有す。爾餘の者は只發言權を有するのみ

第七十四條 區分部執行委員在職中死去したる時は候補執行委員より補充す

第七十五條 代表の任期は終了時を以て終了とす。但し其代表する黨部に對し大會の經過及び結果を報告すべし

第七十六條 中央執行委員及び監察委員の任期を二年とす。省縣執行委員・監察委員及び區執行委員・監察委員の任期を一年と爲し區分部執行委員の任期を六ヶ月と爲す

第七十七條 各省各縣執行委員及び監察委員の數は中央執行委員會に於て之を規定す

第七十八條 各級黨部執行委員・監察委員は其他の黨部の執行委員・監察委員を兼任することを得す。但し中央執行委員・中央監察委員は各該委員會の許可を経て其他の黨部執行委員・監察委員を兼任することを得。候補執行委員及び候補監察委員に付亦同じ

第十一章 紀 律

第七十九條 凡そ黨員は左に掲ぐる紀律を恪守すべし

一、黨章を遵守し黨議に服従す

二、黨内各問題は自由中討論することを得。一度決議を経たる後は絶対に服従すべし

三、黨の秘密を嚴守す

751
251

四、黨外に於て黨員及び黨部を攻撃するを得ず

(附註) 本黨は歴史的使命を帯びて奮闘し中國領土の完全自由及び平和は全く本黨奮闘の成功に依る此成功を求めんと欲すれば必ずや紀律の森嚴に頼るべし。黨の成敗は一に之に繫る。共に之を勉めん事を望む

第八十條 凡そ前記各條に擧ぐる紀律を違犯したる者は夫々以下の懲戒に處す

一、警告

二、一定期間黨員の享有權停止

三、短期間黨籍解除

四、永久黨籍解除

黨籍除去處分は下級黨部に於て檢舉し、省黨部に於て判決し、中央の許可を受けたる後之を執行すべし。既に黨より除名せる黨員は本黨政府機關に服従することを得ず。若し地方全部が上記各條に列記するの紀律を違犯したるときは以下の處分を受くべし

甲 全部黨員の再登記を行ひ之を取捨す

乙 全部解散を行ふ

第八十一條 凡そ黨員個人又は地方全體黨員告訴若くは彈劾せられたるときは所屬黨部監察委員又は監察委員會に於て詳細に審査して判決の上、該級執行委員會に交付して處分を執行すべし。若し處分を受けし者不當と認めたるときは上級執行委員會及び全國代表大會に上告することを得。但し上級執行委員會又は全國代表大會が未だ辦法を決定し得ざる以前に於ても尙ほ本處分を執行すべし。各級黨部の告訴若くは彈劾せられたるとき亦同じ

全國代表大會は黨員個人又は地方全體黨員の黨籍恢復を判決することを得

第十二章 經費

第八十二條 本黨の經費は黨員の納むる黨費並に所得税及び其他の收入を以つて之に充つ

第八十三條 黨費は毎月一人に付銀二角を納入すべし。黨員失業疾病等の事故ありたるときは所屬黨部に於て登記をなしたる上、黨費納入を免除するを得。但し該部は此事由を上級執行委員會に報告すべし

第八十四條 黨員は許可なくして黨費未納三ヶ月に及ぶときは其黨員の享くべき權利を暫時停止す

第八十五條 本總章の解釋は本黨部最高權力機關に在り

第八十六條 本總章は全國代表大會に於て議決し公布の日より効力を發生す

中國國民黨と汪兆銘コース 終り



751
251

朝日東亞リポート(7)

中國國民黨と汪兆銘コース

定價 三十錢

昭和十四年十二月廿三日印刷

昭和十四年十二月廿八日發行

東京朝日新聞社東亞問題調査會

編輯人 代表 大 西 齋

東京市龜町區有樂町二丁目三番地東京朝日新聞社

發行人 櫻 木 俊 晃

東京市小石川區久堅町二〇八番地共同印刷株式會社

印刷人 大 橋 光 吉

不 許
複 製

發賣所

東京丸の内
大阪中の島

朝日新聞社

751
251

751
251

■朝日東亞リポート既刊目錄■

朝日新聞社内東亞問題調査會責任編輯

- 第一輯 香港と海南島
- 第二輯 滿洲の移民
- 第三輯 支那の租界
- 第四輯 北支那の漁業
- 第五輯 蒙疆
- 第六輯 大陸の通貨建設(崩れ行法幣)
- 第八輯 以下續刊……

各輯定價
三十錢
(送料三錢)

昭和十四年 朝日東亞年報 近刊

751
251



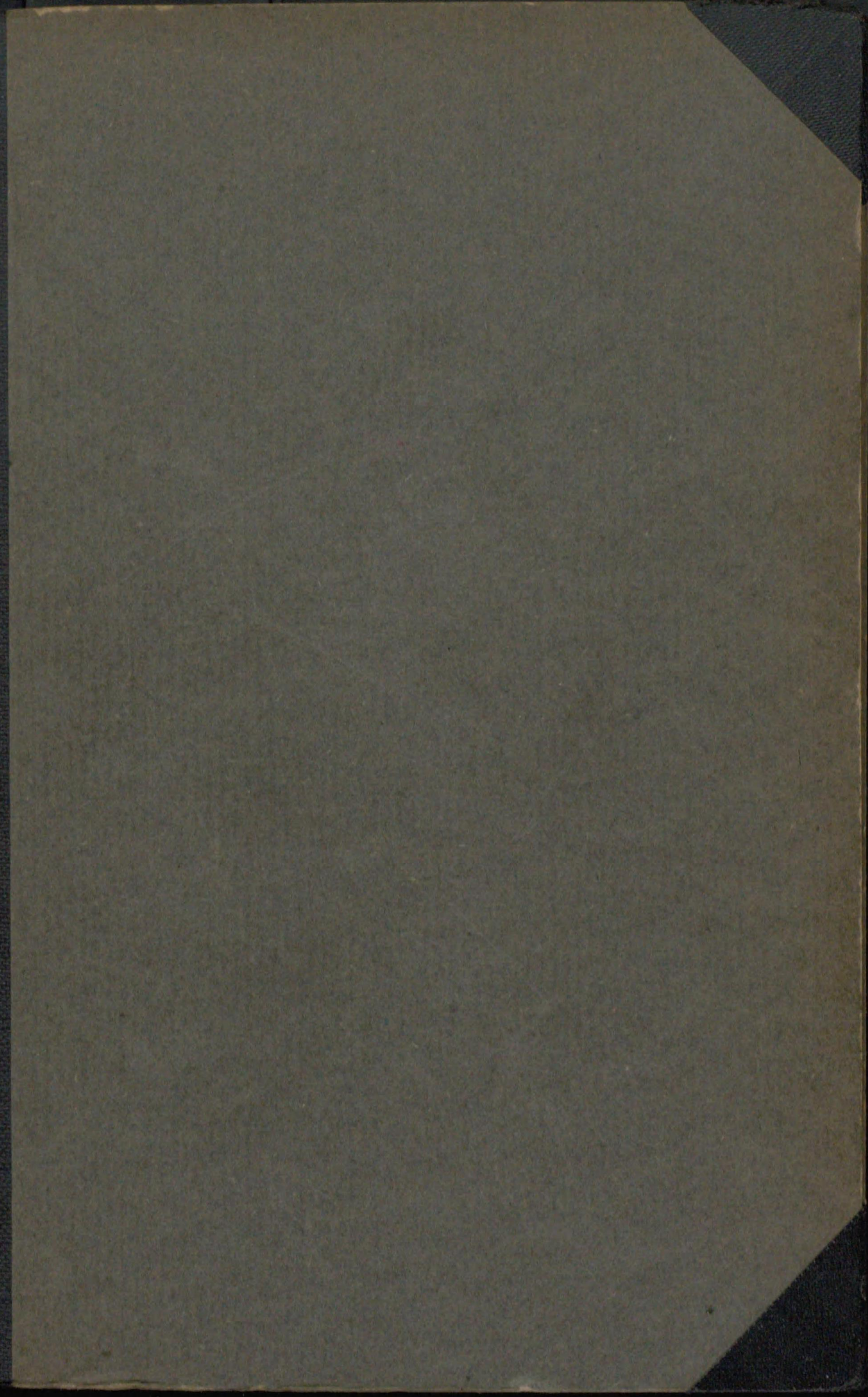
¥ 0.30

朝日新聞社發行



Small white rectangular mark or label on the spine area.

Small white rectangular mark or label on the spine area.

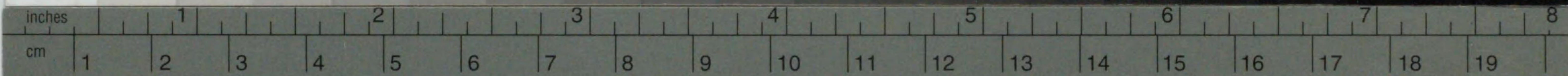


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

